

**廃止措置計画の審査実績を踏まえた規制基準等の記載具
体化・表現の改善
—試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等
に関する規則等の改正—**

令和8年 10 月 14 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、廃止措置関係の審査実績を踏まえた申請事項の適正化、審査基準等の記載の整理等を行うため、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等（以下「改正規則等」という。）の改正案に関する意見公募において提出された意見（以下「提出意見」という。）に対する考え方についての上承、当該規則等の改正の決定及び改正規則等施行時に既に認可を受けている廃止措置計画の取扱いの上承について付議するものである。

2. 経緯

令和8年度第24回原子力規制委員会（令和8年7月29日）において上承された改正規則等に関する意見公募の実施の方針に基づき、各改正案に対して意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

(1)規則及び審査基準の改正案に対する意見公募

①対象

- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- ・発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）
- ・令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）

②実施期間：令和8年7月30日から同年8月28日まで（30日間）

③実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

④提出意見：10件¹

(2)審査の考え方及び運用ガイドの改正案に対する意見公募

①対象

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは3件であった。

- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）
- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）
- ・ 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程（案）

②実施期間：令和 8 年 7 月 30 日から同年 8 月 28 日まで（30 日間）

③実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

④提出意見：5 件²

3. 提出意見に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方を別紙 1・2 のとおり了承いただきたい。

4. 意見公募時点からの修正点

提出意見に対する考え方を踏まえた、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則の内容面に係る修正点は以下のとおりであり、その他各改正案に対して修辭上の修正を行った。

- (1)使用済燃料等の炉心等からの取出しの状況（試験研究炉規則³第 16 条の 6 第 3 項、再処理規則⁴第 19 条の 5 第 3 項、研開炉規則⁵第 111 条第 3 項）

試験研究用等原子炉、再処理事業及び研究開発段階発電用原子炉の廃止措置計画について、使用済燃料が炉心から取り出されていない施設等については、申請書本文に使用済燃料の炉心からの取出しの状況等の記載に代えて使用済燃料を炉心からの取り出す方法及び時期等の記載を求めることを明確化する修正を行う。

- (2)経過措置（附則）

今後の申請の可能性を踏まえ、試験研究用等原子炉、加工事業、廃棄事業、核燃料物質の使用に係る申請中の廃止措置計画の（変更）認可申請に対する処分について経過措置の対象にする修正を行う。

² 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは 3 件であった。

³ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）

⁴ 使用済燃料の再処理事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）

⁵ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）

5. 規則等の改正（委員会決定事項）

上記3. を踏まえ、改正規則等について、別紙3～8のとおり決定いただきたい。

6. 施行時に既に認可を受けている廃止措置計画の取扱い（委員会了承事項（案））

改正規則等の施行の時点で現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づき廃止措置計画の認可を受けており、変更認可の申請中ではない原子力事業者等については、事業ごとの特性や申請状況を勘案し、以下のとおり対応することを了承いただきたい。

- 実用発電用原子炉設置者については、改正規則等の施行後6か月以内に、改正後の実用炉規則⁶第116条第1項第4号及び第7号を記載するための変更について、法第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第5項に基づき、実用炉規則第118条第1項に規定する廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更として届け出ることを求める。
- それ以外の原子力事業者等については、改正規則の施行後、最初に変更の認可の申請を行う際に併せて、改正後の各事業規則に基づき申請書本文事項として追加された内容を記載するための変更がなされていることを確認する。

<資料一覧>

- 別紙1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則案等に対する御意見への考え方（案）
- 別紙2：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）等に対する御意見への考え方（案）
- 別紙3：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- 別紙4：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）
- 別紙5：令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）
- 別紙6：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）

⁶ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）

- 別紙 7 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
(再処理施設) の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を
改正する規程 (案)
- 別紙 8 : 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程
(案)
- 参考 1 : 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を
改正する規則 (案) (変更箇所明示)
- 参考 2 : 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査
基準の全部を改正する規程 (案) (変更箇所明示)
- 参考 3 : 令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正す
る規程 (案) (変更箇所明示)
- 参考 4 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの
廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程 (案)
(変更箇所明示)
- 参考 5 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
(再処理施設) の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を
改正する規程 (案) (変更箇所明示)
- 参考 6 : 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程
(案) (変更箇所明示)
- 参考 7 : 令和 8 年度第 24 回原子力規制委員会 (令和 8 年 7 月 29 日) 資料 2 (抜
粋)

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則案等
に対する御意見への考え方（案）

年 月 日

1 改正規則に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
1-1-1	（申請書本文事項と添付書類事項に関する御意見） ➤ 使用済燃料の取出し状況や放射線被ばく管理を申請書本文事項とし、添付書類との重複を解消する方向は、事務の簡素化につながる点で支持します。ただし、全体として記載事項が増える恐れがあるため、真に必要な最小限の事項に絞り、さらなる簡素化を徹底してください。行政事務の削減を優先すべきです。	➤ 申請事項等に係る見直しについては、申請書及び添付書類の記載事項を適正化するものであり、記載事項を新たに追加するものではありません。
1-2-1	（放射線被ばくの管理に関する御意見） ➤ 2 ページ「廃止措置に伴う放射線被ばくの管理」について、被ばく管理についてもその被ばく量が多い物から少ない物までであると思いますので、高線量の物を対象にするなどグレーテッドアプローチを適用することを検討してはいかがでしょうか？	➤ 被ばく量が少ない物も含めて廃止措置に伴う放射線被ばくの管理対象ですが、具体的な管理の方法については、考慮すべき被ばくの状況に応じて必要な管理を行うことを想定しています。 ➤ また、廃止措置計画に基づき、管理が適切に行われていることを審査及び検査で確認することとしています。
1-3-1	（変更方法に関する御意見） ➤ 既認可の廃止措置計画は再処理規則の項順に記載しており、改正後の再処理規則に合わせて整理すると、本文及び添付の番号を変更、また、ほぼ全ての図・表番号、ページ番号、参照等を変更する必要があり、従来の変更申請と同様の新旧対照表を作成した場合、書類は膨大な量となる。このため、読み替えの対応表等を用いた合理的な手続きを可能とさせて頂きたい。	➤ 規則改正による廃止措置計画の変更について、読み替えの対応表等の使用を妨げるものではありません。具体的な変更方法については審査において確認していきます。
1-3-2	（変更方法に関する御意見） ➤ 既認可案件、施行前申請案件、施行後の補正及び施行後の変更認可申請については、改正後規則の適用範囲及び標準的な移行方法を明確に示すとともに、改正後体系に合わせて全面的に再構成するのではなく、新旧対応表、読み替え表等の合理的な方法を可能とすべき。	
1-4-1	（用語に対する御意見）	➤ ご指摘の点については、試験研究用等原子炉の例に

1 改正規則に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 「状況」とは、すでに発生した事実を指す。 これに対し、「計画」とは、将来行うべき事項をあらかじめ定めることをいう。したがって、「状況」を「計画」とするのは、おかしい。	ついで言えば、現行の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 16 条の 6 第 2 項で申請書に添付する書類又は図面として規定する「既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料」を申請書本文に記載する事項として改めて規定するに当たり、規定ぶりを適正化したものです。 ➤ 同規則第 16 条の 9 第 1 項に基づき原子力規制委員会が廃止措置計画を審査する際、使用済燃料を原子炉の炉心から取り出していることを確認する必要があるため、廃止措置計画にその旨記載することを求めるものであり、改正によって考え方が変わるものではありません。 ➤ よって原案のとおりとします。
1-5-1	（条番号に対する御意見） ➤ 改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の七第二項中「、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う『前条』第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、」と規定しているが、この『前条』は『同条』とすべきではないか。（その他規則についても同様の御意見）	➤ 御指摘のとおり修正します。
1-5-2	（条番号に対する御意見） ➤ 核燃料物質の使用等に関する規則第六条の三の二第二項中「第三号」を「第五号」に改めているが、「『前条第一項』第三号」を「『前条第一項』第五号」に改めるべきではないか。この点、新訂ワークブック法制執務第 2 版問 154（P392）において「第〇条第一項」を	➤ 現行の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）第 6 条の 3 の 2 第 2 項の趣旨は、第 6 条の 3 第 1 項各号で規定する申請書の本文事項のうち、変更認可申請時の記載事項を規定する第 6 条の 3 の 2 第 1 項において、同項第 1 号及び第

1 改正規則に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	「第〇条第二項」に改める場合には「第一項」を「第二項」に改めればよいのかという問いに対してその全部を引用すべき旨が示されており、かつ、17 頁 1 行目では「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改めているところ、原案はやはり不適切ではないか。	2 号に基づき常に記載を求める氏名・住所等及び事業所の名称・所在地以外の事項に係る変更に伴う添付資料の変更について網羅的に説明することを求めるものです。 ➤ このため、意見公募時点の案で「前条第一項第五号」と改正していた部分については、改正は不要であると判断し、従来通りの「前条第一項第三号」のままとしたことから、御指摘は当たらなくなりました。

2 経過措置の考え方に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
2-1	➤ 施工時点で既に廃止措置計画の申請をしている者においては、施行日もしくは認可の前に、改正内容への適合のための補正申請を行う必要があるのか。また、既に認可を受けている廃止措置計画については、施行時点で改正内容への適合のための変更認可申請を行う必要があるのか。あるいは、施行日以降に発生する最初の変更事由の申請の際に、審査基準等の改正内容を反映すればよいのか。	➤ 御指摘も踏まえ、改正規則の附則第 2 条を修正し、改正規則の施行日時点で廃止措置計画の認可又は変更の認可を申請中の試験研究用等原子炉設置者、加工事業者、廃棄事業者、核燃料物質の使用については、なお従前の例により、改正前の規則に基づき処分を行うこととします。 ➤ 発電用原子炉設置者及び再処理事業者については、改正規則の施行日時点で申請中の案件に対する処分は、改正後の規則に基づき処分を行います。そのため、当該申請の補正が必要です。 ➤ 改正規則の施行日時点で既に廃止措置計画の認可を受けており、かつ、変更の認可の申請中ではない原子力事業者等の対応は、令和 8 年第 36 回原子力規制委員会（令和 8 年 10 月 14 日）資料 1 「6. 施行時に既に認可を受けている廃止措置計画の取扱
2-2	➤ 施行日(令和 8 年 12 月 1 日)時点で既に申請中の廃止措置計画(または変更認可申請)に対する経過措置(従前の例による)について、施行後に補正等を行う場合の取り扱いや、新基準に基づく申請へのスムーズな移行を希望する場合の事務運用に関する技術的助言・相談体制をあらかじめ提示することを提案します。	
2-3	➤ 令和 8 年度第 24 回原子力規制委員会資料 2 では、施行時点で既に廃止措置計画を申請している者に対し、施設のリスク等を踏まえた「所要の措置」を講ずるとされています。 ➤ 上記 1 の文書再編及び上記 2 の財務的措置が審査中の申請において	

2 経過措置の考え方に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	途切れないよう、施行前に、経過措置の対象となる申請の範囲又は判定条件、旧基準による審査を継続する事項、新基準に対応した追加説明又は補正を求める事項及び新基準への移行完了条件を示してください。 ➤ 個別施設の状況に応じて取扱いを変える場合でも、共通の判断要素及び処理の終了条件を示してください。該当する審査中申請が存在しない場合は、その旨を示してください。	い」のとおりです。
2-4	➤ 試験炉施設のリスク等を踏まえて経過措置規定を適用いただきたい。具体的には、附則第二条の「第二十二条の八第三項」の後に「又は第四十三条の三の二第三項」を加えていただきたい。	
2-5	➤ 試験炉施設の廃止措置計画のうち申請中のものについては、試験炉施設のリスク等を踏まえて、処分判断がなされるまで経過措置規定を適用いただきたい。	
2-6	➤ 今回の規則改正を踏まえた廃止措置計画の変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更にと考えられることから、廃止措置計画に係る軽微な変更として届出とさせて頂きたい。	
2-7	➤ 関連資料「令和 8 年度第 24 回原子力規制委員会資料 2」の「3. 改正方針（1）」においては、「本改正は、廃止措置計画認可の審査基準等の記載事項を整理したものであり、改正前後において、確認する内容は変わらない。」とされている。このため、全面的な変更が必要となる場合であっても、技術的内容に実質的な変更がない限り、第 113 条（廃止措置計画に係る軽微な変更）に規定する届け出による変更手続きによる対応も可能とすべきである。	
2-8	➤ 本文事項及び添付事項の整理に伴い、図表番号、ページ番号、参照箇所その他記載形式上の変更が生じる場合であっても、実質的な安	

2 経過措置の考え方に関する御意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	全性への影響を伴わない変更については、その内容に応じて軽微変更又は届出等の手続により対応可能とすることが適当と考える。変更認可を要する変更と、軽微変更又は届出により対応可能な変更との判断基準を明確に示されたい。	

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
3-1-1	（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に対する御意見） ➤ 廃止措置のために専ら導入する施設（専ら施設）に関し、申請時点で詳細な仕様や検査計画、使用開始日を確定させることが困難な場合について、主要な方針や基本設計を示した上で、工事着手や使用開始前の段階に応じて詳細を確定・補正（あるいは変更認可）できる柔軟な運用が可能である旨を、審査基準本文または注記に明示することを提案します。	➤ 検査の計画及び使用開始日については、必ずしも歴日の記載を要求するものではなく、使用開始の起点を定めていること、施設の使用開始前に行う検査も含めて検査計画を立てていることを求める趣旨です。 ➤ 専ら施設の設計及び工事の計画は、専ら施設が廃止措置時に新たに設置されるものであり、事前に設計等を確認する必要があることから記載を求めているものです。このため、設計及び工事の計画について内容が確定してから専ら施設に係る申請を行っていただく必要があります。 ➤ また、一度認可された検査の計画や使用開始日を変更する場合には、内容に応じて軽微な変更として事後届出が可能か否かを個々に判断します。
3-1-2	（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に対する御意見） ➤ 専ら廃止措置を講ずるために使用する性能維持施設に係る検査計画及び使用開始日について、廃止措置計画認可申請時点で求められる記載内容及び具体化の程度に関する基本的な考え方を明確に示されたい。対象設備の設計及び工事の進捗状況に応じて、合理的な範囲で検査計画を記載し、その後段階的に詳細化できる考え方とされたい。また、使用開始日については、申請時点で具体的な日付を確定できない場合があることから、合理的な取扱いの考え方を示されたい。	
3-1-3	（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期	

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	間に対する御意見) ➤ 専ら廃止措置を講ずるために使用する性能維持施設に係る工事工程、検査日程又は使用開始日を認可後に変更しようとするとき、当該変更内容については施設の保全上支障のない変更であると考えられるので、廃止措置計画に係る軽微な変更として法第 43 条の 3 の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 12 条の 6 第 5 項に基づく事後届出とさせていただきたい。	
3-1-4	(性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見) ➤ 専ら施設について、今回の改正は廃止措置計画に係る原子力規制検査の確認を着実に行うための見直しとされている。 ➤ 専ら施設の「設計及び工事の計画」とあるが、「設計」については、他の性能維持施設と同様に「(4)で選定された性能維持施設のそれぞれの位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間」の審査基準により示されることから、ここは「工事の計画」が適切ではないか。	➤ 御指摘の、性能維持施設のうち専ら施設に対して設計及び工事の計画の記載を求めたのは、専ら施設が廃止措置の段階で新たに設置される施設であり、設計及び工事の計画の認可を受けておらず、設計を把握する必要があることによるものです。 ➤ 専ら施設の設計及び工事の計画を記載することで、当該施設が性能維持施設としての機能を持っているかの確認及び確実な原子力規制検査の実施が可能となることから、廃止措置の確実な実施につながります。 ➤ このため、原案のとおりとします。
3-1-5	(性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見) ➤ 性能維持施設の詳細設定を求める規定は、事業者・行政双方の事務負担を増大させ、国による過剰介入となります。確認内容が実質変わらないのであれば、記載義務を大幅に削減してください。	
3-2-1	(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見) ➤ IRRS 勧告を踏まえた費用見積りおよび資金調達計画の説明において、国立研究開発法人(JAEA 等)や大学・研究機関等の運営費交付金・予算措置に依存する施設に関し、審査で確認する具体的な着眼	➤ 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、2026 年度 IRRS ミッション報告書に基づく勧告を踏まえ、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	点や確認書類の例示(中長期計画との整合性、予算要求手続の明記等)を記載要領・解説に追記することを提案します。	することを明確化するものです。 ➤ 費用の適切性及び調達方法の確実性を審査するに当たっては、施設の性質や廃止措置の段階に応じて審査の中で個別に判断する必要があるため、審査基準案では共通の確認の考え方及び確認する資料の例を示しています。
3-2-2	(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見) ➤ 廃止措置費用の適切性及び資金調達の確実性について、共通して確認する評価観点を明確にしてください。個別審査において共通して確認する評価観点として、少なくとも見積総額の基準時点及び対象範囲、詳細が未確定の工事費用の見積方法、費用を総額に含めていない場合の項目、理由及び記録方法、見積りに用いた工程、工法、物価、処分方法その他の前提条件、単一の確定額を算出できない場合の概算、幅又は不確実性の示し方、物価、工程、工法、施設状態又は処分方法の変化に伴う再評価条件、積立基金、運営費交付金その他の資金を「確実」と判断する際に確認する資料、将来の予算措置に依存する場合に、どの範囲までを確実と評価するか、必要な時期に必要な資金を利用できることの確認方法、見積不足又は資金不足が判明した場合の記録、計画変更、関係機関への受渡し、再審査その他の処理、評価結果の記録先及び次回評価への引継ぎ方法を解説又は関連資料に示してください。	
3-2-3	(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見) ➤ 費用見積り・資金調達計画の追記義務は、事業者のコストを押し上げ、電気料金等を通じて国民負担を増やします。行政自身の事務を削減し、浮いた財源を減税に回してください。	
3-2-4	(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見) ➤ 解体に要する費用の見積もり総額が適切であることの説明におい	

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	て、見積もりの根拠資料が例示されていますが、社外秘であり、提示できません。総額が適切であることの判断基準を、教示ください。	
3-2-5	（廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する御意見） ➤ 資金の調達が確実に行われることについての説明で交付金等の充当とありますが、個々の会社の会計処理等の情報は、提示できません。資金の調達が確実に行われることの判断基準を教示ください。	
3-3-1	（放射線被ばくの管理に関する御意見） ➤ 今回本文に格上げとなった経緯を教示ください。添付書類(3)における説明書と重複しないような内容にしてください。	➤ 第 24 回原子力規制委員会（令和 8 年 7 月 29 日）資料 2 に記載したとおり、廃止措置に伴う放射線被ばくの管理は、変更も含めて確認すべき事項であるため本文事項として明確化するものです。 ➤ 実用発電用原子炉の廃止措置計画における 3.(3)の具体的な記載内容としては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 3 条第 1 項第 6 号イ、研究開発段階発電用原子炉の廃止措置計画における具体的な記載内容としては、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）第 3 条第 1 項第 6 号イと同等の内容を想定しています。本文事項と添付事項の記載の重複も含めた具体的な内容については、審査の中で確認していきます。
3-3-2	（放射線被ばくの管理に関する御意見） ➤ 本文(8)核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄と添付書類（3）廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書において、放射性廃棄物の適切な廃棄が行われることが重複した記載要求となっている印象を与える。実際に記載要求が重複しているのであれば、一方を削除すべきではないか。また、記載要求が異なる場合は、要求内容が明確となるように表現を見直していただきたい。	
3-4-1	（廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する御意見） ➤ 廃止措置計画の審査基準(10)廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書内容：削除理由は、本文と記載が重複しているためという理由で認識はよい。 また今後の申請において、削	➤ 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る改正については、申請書本文事項と添付書類における重複を解消することを目的としています。

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	除内容を、本文に反映は必要でしょうか。	➤ 「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に記載していた事項を「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の項目に追記する必要はありませんが、具体的な内容については、審査の中で確認していきます。
3-5-1	(廃止措置計画認可の参考知識に関する御意見) ➤ 17 ページ 4 性能維持施設 5)1 内容：「解体撤去」とあるが、他の文面は、撤去が削除されており、誤記でしょうか。	➤ 御指摘を踏まえ修正します。
3-6-1	(軽微な変更の対象に関する御意見) ➤ 申請書本文事項へ格上げされる事項(使用済燃料の取出し状況、被ばく管理、品質マネジメントシステム等)について、現場での軽微な手順変更や記載の微修正が毎回「変更認可申請」を要する事態とならないよう、審査基準の「解説」または「運用ガイド」において、変更認可を要する変更と、保安規定等の下位文書での管理で足りる「軽微な変更」との識別基準や判断指針を明記することを提案します。	➤ 軽微な変更の定義については、事業規則ごと（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 118 条第 1 項では「廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更」）に規定していますが、その判断基準を明確化するためにも具体的な届出の実績を積み重ねる必要があると考えています。
3-7-1	(申請書本文事項と添付事項の位置づけに関する御意見) ➤ 本文事項と添付事項については、本文には認可対象となる基本事項を記載し、添付書類にはその根拠、評価方法及び補足説明を記載するという基本的な位置づけを明確に示されたい。また、本解説に記載されていない資料の提出を求める場合の考え方及び範囲についても明確に示されたい。 ➤ 今回の改正では、これまで添付事項として整理されていた一部事項が本文事項へ移行されている。一方で、添付書類の位置付けについては、本文記載事項の根拠説明を目的とするものなのか、又は従来どおり詳細説明を求めるものなのかが必ずしも明確ではない。さら	➤ 「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」3. において、「廃止措置計画の認可申請書の記載事項ごとに審査における基準を以下に示す。」と記載のとおり、申請書本文事項は認可対象となる事項になる旨を示しています。 ➤ また、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」の「申請書に添付する書類についての記載要領」の柱書きに記載のとおり、申請書に添付する書類は、審査に当たって申

3 改正発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
整理番号	御意見の概要	考え方
	に、審査基準案では、「申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる」とされている一方、「本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び関係規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する」とされている。このため、添付書類の位置付けが、本文記載事項の根拠説明に限定されるものなのか、又は本文記載事項とは別に追加的な説明資料を求め得るものなのかが必ずしも明確ではない。	請書本文の記載根拠を確認するために用いるものです。 ➤ また、申請書に添付する書類の内容が「申請書に添付する書類についての記載要領」で示すものに限定されるものではない理由は、施設の性質によっては、添付書類の記載要領で示した資料以外の資料の方が申請者にとって認可基準の適合性が説明しやすい場合があります。
3-8-1	(構成に対する御意見) ➤ 本改正の目的の一つである「審査基準、記載要領及び解説資料を区別してわかりやすく整理する」点をさらに徹底するため、文書の各章の見出しや構成において、どこまでが「要求事項(審査基準)」であり、どこからが「添付書類の書き方(記載要領)」や「解釈・参考情報(解説)」であるかが一目で識別できるよう、明瞭な区分けや注記を行うことを提案します。	➤ 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準(案)(以下「審査基準案」という。)、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準(案)ともに、本文に規定している審査基準と「解説」として別記している記載要領等は明確に区別して記載されているものと考えています。

4 改正令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
4-1-1	（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見） ➤ 廃止措置のために専ら導入する施設（専ら施設）に関し、申請時点で詳細な仕様や検査計画、使用開始日を確定させることが困難な場合について、主要な方針や基本設計を示した上で、工事着手や使用開始前の段階に応じて詳細を確定・補正（あるいは変更認可）できる柔軟な運用が可能である旨を、審査基準本文または注記に明示することを提案します。	➤ 3-1-1 と同様
4-1-2	（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間に関する御意見） ➤ 3 ページ 「専ら施設」について、規制の対象になる施設について、線量の場合であれば、どのくらいの線量を抑制する場合は規制対象になるのかなど、現状想定している規制の対象となるのがどういった程度なのかを示してください。また、高線量が想定される場合についてのみ規制の対象にするなど、グレーテッドアプローチを適用することを検討してはいかがでしょうか？	➤ 「専ら施設」の対象は、「廃止措置の実施に当たって、公衆及び放射線業務従事者の線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備」であり、設置する場所の線量の多寡により規制の対象となるか否かが左右されるものではありません。
4-2-1	（軽微な変更の対象に関する御意見） ➤ 申請書本文事項へ格上げされる事項（使用済燃料の取出し状況、被ばく管理、品質マネジメントシステム等）について、現場での軽微な手順変更や記載の微修正が毎回「変更認可申請」を要する事態とならないよう、審査基準の「解説」または「運用ガイド」において、変更認可を要する変更と、保安規定等の下位文書での管理で足りる「軽微な変更」との識別基準や判断指針を明記することを提案します。	➤ 3-6-1 と同様
4-3-1	（解体の対象となる施設及びその解体の方法に関する御意見） ➤ 2 ページ 2) 解体の方法について、「施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等」と記載があるが、	➤ 廃止措置のために既存の施設に代えて新たに給排気設備を設けることを妨げるものではありません。詳細については審査の中で確認していきます。

4 改正令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準に関するご意見		
	廃止措置に移行する前から設置してある給排気設備を維持するのではなく、新たに設けた局所的な排気設備でもいいでしょうか？	
4-3-2	（解体の対象となる施設及びその解体の方法に関する御意見） ➤ 2 ページ 2）解体の方法について、「施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等」と記載があるが、施設の給排気系の機能を維持せずにマスクを使用した放射線被ばくの防止措置があると思うがそれでもいいでしょうか？	➤ 特に空気中に放射性物質が飛散するおそれのある作業を行う場合、マスクを使用した放射線被ばくの防止措置を行えば施設の給排気系の機能の維持が不要になるわけではありません。詳細については審査の中で確認していきます。

5 その他の御意見		
5-1	➤ 本改正では、廃止措置計画の審査実績を踏まえ、変更状況を含めて確認すべき事項を申請書本文へ移し、本文と添付書類の重複を解消するとされています。また、審査基準、記載要領及び解説資料を区別し、添付書類を申請書本文事項の補足資料として整理する一方、改正前後で確認する内容は変わらないと説明されています。 ➤ 規則案には新旧対照表が付されているため、各規則内の条項の追加、削除及び移動は一定程度追跡できます。しかし、全部改正される次の二つの審査基準については、改正前の各確認項目が、改正後の審査基準、解説 1、解説 2、申請書本文又は添付書類のどこへ移動したのかを一体的に確認できません。 ➤ 改正後の審査基準では、添付書類は申請書本文の記載根拠を確認するために用いるものと整理されています。しかし、文言が改正後のいずれかの場所に存在するだけでは、その確認機能が認可審査、変更認可及び検査において維持されることまで確認できません。 ➤ このため、最終決定時まで、又は遅くとも施行前に、次の事項を一体的に確認できる統合対応表その他の公表用資料を示してください。 ➤ 今回の改正により、移動、統合、削除又は実質的な位置付けの変更が生じる確認項目及びその機能、改正後の記載位置、移動、統合、削除、表現修正又は実質追加の区分、認可審査、変更認可又は検査における使用先、移動又は削除後も従来の確認機能が維持されることを確認した方法及び結果の概要、改正後の位置又は処理先を確定できなかった項目がある場合の理由、記録先、担当主体及び処理方法	➤ 御指摘を踏まえ、2026 年 8 月 5 日付けで意見公募ページに現行の発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準及び令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準を添付しました。 ➤ なお、現行の法令は、原子力規制委員会ホームページ（以下 URL 参照）に掲載しております。 https://www.nra.go.jp/law_kijyun/law/hourei_naikitou_no_bunsho.html
5-2	➤ 今回の「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案」および「廃止措置計画の審査基準の全部改正案」について、制度の明確化という方向性自体は理解いたします。しか	➤ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項の「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって」の趣旨は、命令等の案が命

5 その他の御意見

し、本件には成果目標や客観的な効果検証指標（KPI）が示されておらず、行政手続法 39 条 2 項が求める「具体的かつ明確な内容」になっているとは言い難いと考えます。

- 行政手続法 39 条 2 項は、国民が行政の内容を理解し、適切に意見を述べられるようにするための最低限の要件です。これが満たされない状態では、国民の監視機能が働かず、結果として行政官自身の負担やリスクも増えてしまいます。制度の趣旨を踏まえ、今回の改正案にも成果目標と KPI を設定し、明確に公示していただく必要があります。

令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が具体的かつ明確に記載されていることを求めるものです。原案は、定めようとする内容を改正案の形で具体的かつ明確に示しており、この要件を満たしていると考えています。

- よって原案のとおりとします。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する

考え方の全部を改正する規程（案）等に対する御意見への考え方（案）

年 月 日

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
1-1-1	（燃料体の炉心等からの取出しの状況に対する御意見） ➤ 「第 5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査」第 4 項では、「燃料体の炉心等からの取出しの状況（特定研究開発段階発電用原子炉を除く。）」と規定されている。この括弧書きに従えば、もんじゅは特定研究開発段階発電用原子炉に該当するため、本項の適用対象外であると理解される。 ➤ しかし、「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」改正案では第 3 項は変更されておらず、「（前略）第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。」に従うと、第 1 項第 4 号「燃料体の炉心等からの取出しの状況」は記載する必要があり、矛盾している。 ➤ このため、当該記載（括弧書き）は削除すべき。	➤ 御指摘を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号。以下「研開炉規則」という。）第 111 条第 3 項の特定研究開発段階発電用原子炉の廃止措置計画について、申請書本文への燃料体の炉心等からの取出しの状況の記載が不要となるように修正します。これにより、研開炉規則と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（もんじゅの審査の考え方）との矛盾はなくなりますので、もんじゅの審査の考え方への御指摘の部分は原案のとおりとします。
1-2-1	（燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書に対する御意見） ➤ 旧規程の「第 6 申請書に添付する書類及びその記載事項に対する審査」第 1 項「燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書」では、第 2 号「燃料体が炉心等から取り出されている場合」に「燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料が添付されていること」が規定されていたが、新規程の第 1 項ではこの記載が削除されているため、廃止措置計画への記載の可否および記載箇所について、示していただきたい。	➤ なお、燃料体を炉心等から取り出し済みである高速増殖原型炉もんじゅは、特定研究開発段階発電用原子炉には該当しません。改正後の研開炉規則第 111 条第 1 項第 4 号に基づき、燃料体が炉心等から取り出されていることを示していただくこととなります。 ➤ なお、研開炉規則と同様の条文構成となっている試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）第 16 条の 6 第 3 項及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
		府令第 10 号) 第 19 条の 5 第 3 項についても同趣旨の修正を行いました。
1-3-1	(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する意見) ➤ 施設ごとに費用額や資金調達方法が異なるため、一律の金額、積立割合又は資金方式を定めることを求めるものではありません。個別審査において共通して確認する評価観点として、少なくとも見積総額の基準時点及び対象範囲、詳細が未確定の工事費用の見積方法、費用を総額に含めていない場合の項目、理由及び記録方法、見積りに用いた工程、工法、物価、処分方法その他の前提条件、単一の確定額を算出できない場合の概算、幅又は不確実性の示し方、物価、工程、工法、施設状態又は処分方法の変化に伴う再評価条件、積立基金、運営費交付金その他の資金を「確実」と判断する際に確認する資料、将来の予算措置に依存する場合に、どの範囲までを確実と評価するか、必要な時期に必要な資金を利用できることの確認方法、見積不足又は資金不足が判明した場合の記録、計画変更、関係機関への受渡し、再審査その他の処理、評価結果の記録先及び次回評価への引継ぎ方法を解説又は関連資料に示してください。	➤ 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、2026 年度 IRRS ミッション報告書に基づく勧告を踏まえ、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認することを明確化するものです。 ➤ 費用の適切性及び調達方法の確実性を審査するに当たっては、施設の性質や廃止措置の段階に応じて審査の中で個別に判断する必要があるため、審査基準案では共通の確認の考え方及び確認する資料の例を示しています。
1-3-2	(廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する意見) ➤ 資金の使途の明細開示 特に国立研究開発法人が保有する施設（もんじゅ、東海再処理施設等）については、廃止措置に要する費用が最終的に国の予算によって賄われることを踏まえ、資金調達計画だけでなく、実際の資金の使途について、委託先・再委託先を含めた資金の流れを追跡できる明細を定期的に公表すること。	

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
	- 第三者による検証体制の構築 資金計画の妥当性の審査に当たっては、原子力規制委員会及び事業者（機構）の内部関係者のみによる評価にとどまらず、原子力工学以外の分野（会計・契約・調達の専門家等）を含めた独立した第三者委員会を設置し、定期的に資金計画及びその執行状況を検証する仕組みを求める。専門家による審査であっても、審査者と事業者との間に利害関係や馴れ合いが生じないよう、委員の選任プロセスの透明性を併せて確保すること。 - わかりやすい情報公開 専門家向けの技術文書だけでなく、一般国民が理解できる形式で、廃止措置の進捗状況及び費用の執行状況を定期的に公表すること。	
1-4-1	（廃止措置に係る品質マネジメントシステムに対する御意見） もんじゅ改正案の「廃止措置に係る品質マネジメントシステム」における、令和2年原子力規制委員会規則第2号は、令和2年原子力規制委員会規則第2号の誤記と考えられるため、修正してください。	御指摘のとおり修正します。
1-5-1	（記載事項全般に対する御意見） 詳細な工程を全期間にわたり記載することが困難な場合に主要工程・全体見通しで認可申請を認め、逐次変更認可を可能とする点は、柔軟性を持たせる点で一定評価できます。しかし、性能維持施設の詳細設定や費用見積り・資金調達計画の追記を求める部分は、事業者・行政双方の事務負担を増大させます。確認内容が実質的に変わらないのであれば、記載義務を大幅に削減し、行政事務の削減を徹底してください。国による過剰介入を避けるべきです。	- 専ら施設に係る改正の趣旨は、専ら施設が廃止措置の段階で新たに設置される施設であるため、設計及び工事の計画を記載することで、当該施設が性能維持施設としての機能を持っているかの確認及び確実な原子力規制検査の実施を可能とすることです。 - 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認することを明確化するものです。 - これらの改正により、廃止措置の確実な実施につながるものであることから、原案のとお

1 改正国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
		りとします。

2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方		
整理番号	御意見の概要	考え方
2-1	（廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書に対する意見） ➤ 本改正案は、IRRS からの勧告を踏まえ、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書において、資金の調達方法等を示すことを求める旨を追記するものである。この方向性自体は評価するが、実効性を確保するため、以下の点についてさらに踏み込んだ措置を求める。 ➤ 資金の使途の明細開示 特に国立研究開発法人が保有する施設（もんじゅ、東海再処理施設等）については、廃止措置に要する費用が最終的に国の予算によって賄われることを踏まえ、資金調達計画だけでなく、実際の資金の使途について、委託先・再委託先を含めた資金の流れを追跡できる明細を定期的に公表すること。 ➤ 第三者による検証体制の構築 資金計画の妥当性の審査に当たっては、原子力規制委員会及び事業者（機構）の内部関係者のみによる評価にとどまらず、原子力工学以外の分野（会計・契約・調達の専門家等）を含めた独立した第三者委員会を設置し、定期的に資金計画及びその執行状況を検証する仕組みを求める。専門家による審査であっても、審査者と事業者との間に利害関係や馴れ合いが生じないよう、委員の選任プロセスの透明性を併せて確保すること。 ➤ わかりやすい情報公開 専門家向けの技術文書だけでなく、一般国民が理解できる形式で、廃止措置の進捗状況及び費用の執行状況を定期的に公表すること。	➤ 1-3-1 と同様

3 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド		
整理番号	御意見の概要	考え方
3	（廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの記載内容全般に対する御意見） ➤ 維持管理方法の詳細化は安全確保に寄与する可能性を持ちますが、全体として書類作成・審査の複雑化を招き、コストを押し上げます。減税派の立場から、規制によるコスト増は電気料金や税金を通じて国民負担を増やし、減税を阻害します。実用発電用原子炉について廃炉拠出金納付の証明で足りるとする点は合理的ですが、さらなる簡素化を求めます。	➤ 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書の改正の趣旨は、原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を確認することを明確化するものです。 ➤ 本改正により廃止措置の確実な実施につながるものであることから、原案のとおりとします。

4 その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
4-1	➤ 意見形成に必要な中核資料を公募入口から確認できるようにするとともに、文書再編の基礎、接続先及び検証結果を示してください ➤ 本案件は、廃止措置に関する安全確認を弱めることを主目的とするものではなく、審査実績を踏まえて、申請書本文と添付書類の重複を解消し、審査基準、記載要領及び解説の役割を整理する改正であると理解しています。また、行政側は、この文書再編について、改正前後で確認する内容は変わらないと説明しています。しかし、意見募集の入口には、全部改正の内容及び改正前後の確認機能を判断するために必要な中核資料が、一体的に添付又は案内されていません。 ➤ 今回の改正を確認するためには、少なくとも次の資料を、別の掲載場所から資料名を検索して探す必要がありました。2026 年 7 月 29 日第 24 回原子力規制委員会資料 2、「廃止措置計画の審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善」、現行の「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」、現行の「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」、現行の「廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド」 ➤ 公募資料の不足が判明した場合に追加掲載及び周知を行えるよう、今後の意見募集資料の作成・掲載手続として、必要資料を点検する処理も整理してください。	➤ 御指摘を踏まえ、2026 年 8 月 5 日付で意見公募ページに以下の資料を添付しました。 ・令和 8 年度第 24 回原子力規制委員会資料 2 ・高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（現行版） ・核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（現行版）
4-2	➤ 本件は、もんじゅ及び核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画について、認可審査の「考え方」を全面的に整理し直すものと理解しています。改訂履歴からも、平成 29 年策定、令和 2 年の検査制度改正に続き、令和 8 年に廃止措置計画の審査	➤ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 2 項の「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって」の趣旨は、命令等の案が命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案

4 その他		
整理番号	御意見の概要	考え方
	基準改正に合わせて全部改正する位置づけであることが示されています。 ➤ 行政手続法 39 条 2 項の趣旨を踏まえたお願いです。命令等の案を公示する際に、「具体的かつ明確な内容」と「題名・根拠法令条項の明示」を丁寧に満たすことは、納税者に対する説明責任であると同時に、行政官ご自身を不必要な批判や誤解から守るための盾にもなります。本件のような高度に専門的な案件こそ、平易な背景説明と成果目標・KPI の提示によって、国民と行政が同じ方向を向いて安全な廃止措置を進めていることを示していただきたいです。	を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が具体的かつ明確に記載されていることを求めるものです。原案は、定めようとする内容を改正案の形で具体的かつ明確に示しており、この要件を満たしていると考えています。 ➤ よって原案のとおりとします。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 使用済燃料の試験研究用等原子炉の炉心からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六～十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出して

一〇 一〜七（略） （削る） 八（略）	3 使用済燃料が心残りさてな試験用原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項第四号に掲げる事項に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。	4 前項の場合には、第一項の申請書には、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。	5（略）	（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第十六条の七 法第四十三条の三の二第二項 おて み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	一〜三（略） 四 変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五（略）
いることを明らかにする資料 二〜八（略） 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明 十（略）	3 使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。	4 前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる資料に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。	5（略）	（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第十六条の七 法第四十三条の三の二第二項 おて み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	一〜三（略） 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五（略）

2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に 3・4 (略)	2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係 るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)
---	--

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第二条 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	(廃止措置計画の認可の申請) 第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる事項については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用していた場合に限り、第四号に掲げる事項については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、定めるものとする。 一・二 (略) 三 核燃料物質(使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。)の使用施設からの取出しの状況 四 使用施設における核燃料物質の使用の終了 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 八~十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をして
改 正 前	(廃止措置計画の認可の申請) 第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) (新設) 三・四 (略) (新設) 五~十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料

いた場合に限り、添付するものとする。

(削る)

(削る)

一〓 一〜七〓 (略)

(削る)

八〓 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三 に い 読 替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 変更に係る前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項
四 (略)

物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一〓 既に核燃料物質（使用施設を通常の方法により操作した後回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。）を使用施設から取り出していることを明らかにする資料
二〓 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料

三〓 九〓 (略)

十〓 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一〓 (略)

3 (略)

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第六条の三の二 法第五十七条の五第三 に い 読 替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
四 (略)

2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同 条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第 四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、 添付するものとする。 3 (略)	2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十一号までに掲げ る事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更 について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同 条第二項第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書 類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をして いた場合に限り、同条第二項第二号に掲げる書類については当該 核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。 3 (略)
--	--

(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正)

第三条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令

第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい
う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 核燃料物質(製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。)の製錬施設からの搬出の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十三 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五～十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に核燃料物質(製錬施設を通常の方法により操作した後に

一 七 (略) 二 (削る) 八 (略) 三 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第二項第三号から第十三号までに掲げる事項 四 (略) 二 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に について、説明した資料を添付しなければならない。 三 (略)	回收されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。 を製錬施設から搬出していることを明らかにする資料 二 八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 三 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 二 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係 るものについて、説明した資料を添付しなければならない。 三 (略)
---	---

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第九条の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 核燃料物質（加工設備本体を通常の方法により操作した後に	（廃止措置計画の認可の申請） 第九条の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 （略） （新設）

回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。） の加工設備本体からの取出しの状況 四・五（略） 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十三（略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七（略） （削る） 八（略） 3（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） 第九条の六 法第二十二條の八第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略）	三・四（略） （新設） 五～十一（略） 2 前項の申請書に、の号掲る類は面添しなければならない。 一 既に核燃料物質（加工設備本体を通常の方法により操作した後、に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。）を加工設備本体から取り出していることを明らかにする資料 二～八（略） 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十（略） 3（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） 第九条の六 法第二十二條の八第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略）
---	--

三 変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係 るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	---

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第五条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改

正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 回収可能核燃料物質の再処理設備本体からの取出しの状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 七～十三 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一～七 (略) (削る) 八 (略) 3 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄して	(廃止措置計画の認可の申請) 第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五～十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 二～八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄して

いる再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）。について法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号（第一号に掲げる場合にあつては、同項第三号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一・二（略）

4 前項の場合において、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一（略）

二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書

5（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

いる再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）。について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

一・二（略）

4 前項の場合において、第一項の申請書には、第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。

一（略）

二 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第一号の資料

5（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3・4（略）	一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4（略）
---	--

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第六条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 使用済燃料の発電用原子炉の炉心からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一～七 (略) (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六～十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料 二～八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百七十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	十 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百七十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	---

(船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第七条 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則(

昭和五十三年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～五 (略)	(廃止措置計画の認可の申請) 第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～五 (略)

六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七 十三 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 七 (略) (削る) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	(新設) 六 十二 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 七 (略) 八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 九 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第八条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（廃止措置計画の認可の申請）		（廃止措置計画の認可の申請）	
第二十二条の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措		第二十二条の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措	

置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略）

三 全ての坑道の閉鎖の状況

四・五（略）

六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理

七～十一（略）

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

（削る）

一～八（略）

（削る）

九・十（略）

3（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二條の八 法第五十一條の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略）

置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略）

（新設）

三・四（略）

（新設）

五～九（略）

2 前項の申請書は、次に掲げる書又図を付しなければならない。

一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料

二～九（略）

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一・十二（略）

3（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二條の八 法第五十一條の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略）

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	三 変更に係る前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
---	---

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第九条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 その管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等の廃棄物管理施設からの搬出の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五～十 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既にその管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から

一〇 一〇七（略） （削る） 八（略） 3（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） 第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に ついて、説明した資料を添付しなければならない。 3（略）	搬出していることを明らかにする資料 二〇八（略） 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十（略） 3（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） 第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係 るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3（略）
--	---

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第十条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	（廃止措置計画の認可の申請） 第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二 (略) 三 使用済燃料の使用済燃料貯蔵施設からの搬出の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十二 (略) 2 前項の申請書は、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一〓七 (略) (削る) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第四十三条の四 法第四十三条の二十七 三 に い 読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四 (略)	
--	--

一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五～十 (略) 2 前項の申請書は 次 各 に げ 書 又 図 を添付しなければならない。 一〓 既に使用済燃料を使用済燃料貯蔵施設から搬出していることを明らかにする資料 二〓八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第四十三条の四 法第四十三条の二十七 三 に い 読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四 (略)	
--	--

2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
---	--

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十一条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	(廃止措置計画の認可の申請) 第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 燃料体の炉心等からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一～七 (略) (削る) 八 (略) 3 特定研究開発段階発電用原子炉(燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十
改 正 前	(廃止措置計画の認可の申請) 第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六～十二 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料 二～八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 特定研究開発段階発電用原子炉(燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十

3・4 (略)	4 四条第二項において同じ。)について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、<u>同項第四号</u>に掲げる事項に代えて、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。 4 前項の場合には、<u>第一項の申請書</u>には、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、<u>前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。</u>
3・4 (略)	4 四条第二項において同じ。)について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、<u>同項各号</u>に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。 4 前項の場合には、<u>第一項の申請書</u>には、<u>第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。</u> 5 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には<u>前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。</u>

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十二条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（廃止措置計画の認可の申請）		（廃止措置計画の認可の申請）	
第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計		第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計	

画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略）

三 全ての坑道の閉鎖の状況

四・五（略）

六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

七～十二（略）

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

（削る）

一～七（略）

（削る）

八（略）

3（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条 法第五十一条の二十五第三項 おて み えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略）

（新設）

三・四（略）

（新設）

五～十（略）

2 前項の申請書は、次各に げ 書 又 図 を 付 しなければならない。

一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料

二～八（略）

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十（略）

3（略）

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第八十条 法第五十一条の二十五第三項 おて み えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3（略）	一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3（略）
---	---

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第五十一條の二十五第三項若しくは第五十七條の五第三項において読み替えて準用する第十二條の六第三項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の認可の申請であつて、こ

の規則の施行の際、認可をどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第13112716号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年12月1日から施行する。

(別添)

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の 廃止措置計画の審査基準

令和 8 年〇月
原子力規制委員会

目 次

1. 目的
2. 用語の定義
3. 審査の基準

（解説１）申請書に添付する書類についての記載要領

（解説２）廃止措置計画認可の参考知識

1. 目的

本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく以下の許可を受けた者

- ・ 法第23条第1項（試験研究用等原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の5第1項（発電用原子炉設置者）

及び以下の許可の取消し等に伴う措置に該当する者

- ・ 法第43条の3の3第1項（旧試験研究用等原子炉設置者等）
- ・ 法第43条の3の35第1項（旧発電用原子炉設置者等）

より提出された

＜廃止措置計画の認可の申請＞

- ・ 法第43条の3の2第2項（試験研究用等原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の34第2項（発電用原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の3第2項（旧試験研究用等原子炉設置者等）
- ・ 法第43条の3の35第2項（旧発電用原子炉設置者等）

＜廃止措置計画の変更の認可の申請＞

- ・ 法第43条の3の2第3項（試験研究用等原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の34第3項（発電用原子炉設置者）

において準用する法第12条の6第3項

及び

- ・ 法第43条の3の3第4項（旧試験研究用等原子炉設置者等）
- ・ 法第43条の3の35第4項（旧発電用原子炉設置者等）

において準用する法第12条の7第4項

に係る審査の基準を示したものである。

2. 用語の定義

本審査基準において使用する用語は、法並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）において使用する用語の例による。

3. 審査の基準

廃止措置計画の認可制度においては、原子炉設置者（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者を指している。）又は旧原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等を指している。）が、発電用原子炉施設又は試験研究用等原子炉施設（以下、特記なき場合は総称して「原子炉施設」という。）の廃止措置を講ずるに当たって、あらかじめその計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることとされている。

したがって、原子炉施設の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された、解体する原子炉施設及びその解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法について、放射線業

務従事者の受ける線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に関し周辺監視区域外の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置及び周辺監視区域外の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれがないようにする措置が講じられるものであることを確認する。

また、廃止措置計画の認可申請においては、廃止措置の全期間について試験炉規則、実用炉規則又は研開炉規則において申請書に記載することとされている事項（以下「申請書記載事項」という。）を申請書に記載することが必要であるところ、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細を申請時以降に定めることが合理的であると認められる場合にあっては、当該部分（以下「後期工程」という。）の範囲を明確にした上で、後期工程に着手するまでに申請書記載事項の詳細を確定させ廃止措置計画の変更認可を受ける旨の記載があることを確認することとする。

廃止措置計画の認可申請書の記載事項ごとに審査における基準を以下に示す。

（１）使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあっては燃料体）の炉心からの取出しの状況

- ・試験炉規則第１６条の６第１項第４号
- ・実用炉規則第１１６条第１項第４号
- ・研開炉規則第１１１条第１項第４号

炉心から燃料が取り出されていることが運転日誌、空白の炉心配置図等から明らかであること。

ただし、試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合は除く。

（２）解体対象となる施設及びその解体の方法

- ・試験炉規則第１６条の６第１項第６号
- ・実用炉規則第１１６条第１項第６号
- ・研開炉規則第１１１条第１項第６号

１）解体する原子炉施設

廃止措置計画に記載することとされている解体する原子炉施設については、原子炉に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定するとともに、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

発電用原子炉施設において、使用済燃料貯蔵設備に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の重大事故等対処設備の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。

２）解体の方法

解体の方法においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような

段階とその段階ごとに講ずる措置が示されていること。また、各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。

①原子炉の機能停止から燃料体搬出までの段階

原子炉の機能停止のための措置として、炉心からすべての燃料体を取り出され、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられるとともに、燃料体は核燃料物質貯蔵設備に保管され、同設備の解体開始前に原子炉施設外へ搬出されること。

原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。

試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合は、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられるとともに、炉心から使用済燃料を取り出すまでの間、冷却機能、臨界防止機能その他の使用済燃料を炉心において安全に保管するために必要な機能が維持されること。

②燃料体搬出後から解体までの段階

原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。

③解体段階

原子炉施設内に残存する放射性物質の評価を基に、核燃料物質による汚染の適切な除去、核燃料物質によって汚染された物の適切な廃棄等が行われること。

(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

- ・試験炉規則第16条の6第1項第7号
- ・実用炉規則第116条第1項第7号
- ・研開炉規則第111条第1項第7号

公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の考え方、具体的方法、安全対策が示されていること。

(4) 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

- ・試験炉規則第16条の6第1項第8号
- ・実用炉規則第116条第1項第8号
- ・研開炉規則第111条第1項第8号

公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、性能維持施設が、廃止措置期間を見通した廃止措置の段階ごとに適切に設定されており、性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方が示されていること。また、これに基づき選定された具体的な設備が施設区分ごとに示されていること。

(5) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

- ・試験炉規則第16条の6第1項第9号

- ・ 実用炉規則第 116 条第 1 項第 9 号
- ・ 研開炉規則第 111 条第 1 項第 9 号

(4) で選定された性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等」という。）が示されていること。

専ら廃止措置を講ずるために使用する性能維持施設を設置しようとするときは、その設計及び工事の計画が示されていること、当該性能維持施設に対する検査（注）の計画が示されていること、当該性能維持施設の使用開始日が示されていること。

(4) で選定された性能維持施設について、技術上の基準により難い特別の事情がある場合は、当該事情を明らかにするとともに、発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法により性能維持施設を維持すること、必要な仕様等を満たすこと等が示されていること。

なお、廃止措置の進捗に伴う安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度の低下に応じて、性能維持施設の耐震重要度分類を見直すことを妨げない。

注) この場合の「検査」は、定期事業者検査及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）における自主検査等を指す。

(6) 核燃料物質の管理及び譲渡し

- ・ 試験炉規則第 16 条の 6 第 1 項第 10 号
- ・ 実用炉規則第 116 条第 1 項第 10 号
- ・ 研開炉規則第 111 条第 1 項第 10 号

廃止措置対象の原子炉施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡し先に譲渡されること等を示し、このうち使用済燃料については、設置許可を受けた「使用済燃料の処分の方法」に従い、適切な譲渡し等の措置が示されており、核燃料物質の譲渡し等に当たっては、以下の措置を講ずることが示されていること。

① 核燃料物質の存在場所と種類・数量の確認

廃止措置開始時点における核燃料物質の存在場所と種類・数量が確認されること。

② 核燃料物質の保管

核燃料物質は、搬出までの間、核燃料物質貯蔵設備（試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合にあっては、炉心又は核燃料物質貯蔵設備）に保管されること。

③ 核燃料物質の搬出、輸送

核燃料物質の搬出、輸送に当たっては、関係法令に従った措置が講じられること。

④ 核燃料物質の譲渡し先

○ 原子炉設置者については、法第 61 条第 3 号又は 4 号、第 9 号及び第 11 号

○ 旧原子炉設置者等については、法第 61 条第 10 号

の規定に従って、核燃料物質の譲渡し先が選定されていること。

(7) 核燃料物質による汚染の除去

- ・試験炉規則第16条の6第1項第11号
- ・実用炉規則第116条第1項第11号
- ・研開炉規則第111条第1項第11号

廃止措置対象の原子炉施設における核燃料物質による汚染の分布等の事前評価結果、汚染の除去の方法及び安全管理上の措置の内容が示されていること。

(8) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

- ・試験炉規則第16条の6第1項第12号
- ・実用炉規則第116条第1項第12号
- ・研開炉規則第111条第1項第12号

廃止措置対象の原子炉施設からの放射性廃棄物の適切な廃棄を確実に行うことが以下のとおり示されていること。

①放射性気体廃棄物の廃棄

原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性気体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されること。

②放射性液体廃棄物の廃棄

原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性液体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されること。

③放射性固体廃棄物の廃棄

放射性固体廃棄物については、適切な廃棄が確実に行われるまでの間は、廃止措置対象の原子炉施設の放射性廃棄物の廃棄施設に保管すること。

原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性固体廃棄物については、放射性物質による汚染の程度により区分されること。その発生から処理及び保管等の各段階の取扱いにおいて、飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう措置された設備等が用いられること。それらを適切に廃棄するまでの間の保管容量が確保されること。

(9) 廃止措置の工程

- ・試験炉規則第16条の6第1項第13号
- ・実用炉規則第116条第1項第13号
- ・研開炉規則第111条第1項第13号

廃止措置の全体計画として、廃止措置の着手時期、維持管理期間、解体工事に着手する時期及び終了時期を示すために、廃止措置の方針・手順を時間軸の単位を年度として工程表により示すとともに、その概要が説明されていること。

(10) 使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期（試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合に限る。）

- ・試験炉規則第16条の6第3項

使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期が具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえたも

のであることが明らかにされていること。

注) 上記(2)から(10)までにおいて、工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されており、複数の原子炉施設のうちその一部の原子炉施設を廃止する場合は以下に留意する。

①解体する原子炉の附属施設について

工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されている場合において、対象原子炉の附属施設を対象原子炉施設以外の原子炉施設と共用している場合には、その附属施設の取扱いが示されていること。

②核燃料物質の譲渡しの方法について

工場又は事業所に設置されている複数の原子炉施設のうち、その一部の原子炉施設を廃止する場合の核燃料物質の譲渡しの方法として、工場又は事業所内の廃止対象外の貯蔵施設（廃止対象の原子炉施設との共用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設の許認可上、管理が可能な施設であること。

③放射性固体廃棄物の廃棄について

工場又は事業所に設置されている複数の原子炉施設のうち、その一部の原子炉施設を廃止する場合の放射性固体廃棄物の廃棄の方法として、工場又は事業所内の廃止対象外の廃棄施設（廃止対象の原子炉施設との共用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設が許認可上、管理が可能な施設であること。

(11) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

- ・ 試験炉規則第16条の6第1項第14号
- ・ 実用炉規則第116条第1項第14号
- ・ 研開炉規則第111条第1項第14号

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

申請書に添付する書類についての記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。

なお、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び試験炉規則、実用炉規則又は研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

- (1) 使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書（試験研究用等原子炉施設において、炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合に限る。）

・試験炉規則第16条の6第4項

以下の説明について、記載することとする。

- ①使用済燃料を炉心から取り出す方法及び手順、取出作業に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。
- ②使用済燃料を炉心から取り出す工程及びその工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。
- ③進捗に応じた段階により工程が区分される場合は、当該段階ごとの説明。
- ④運転停止に係る恒久的な措置として、制御装置により原子炉が停止状態に維持されるとともに、機械的及び電氣的に制御装置の駆動機能を停止する措置が講じられていることの説明。
- ④使用済燃料を炉心から取り出した後において、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられることの説明。

- (2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

- ・試験炉規則第16条の6第2項第1号
- ・実用炉規則第116条第2項第1号
- ・研開炉規則第111条第2項第1号

廃止措置に係る部分（建屋、施設等）が明らかになっている敷地図及び工事作業区域図を記載することとする。

- (3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第2号
- ・実用炉規則第116条第2項第2号
- ・研開炉規則第111条第2項第2号

公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の形態（放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物等の別）に応じて適切な放射線管理の下に、確実に廃棄が行われること、また、廃止措置期間中の平常時における公衆への影響を記載することとする。

1) 廃止措置期間中の放射線管理

廃止措置期間中における核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の廃棄に

係る放射線管理の基本的考え方、具体的方法（一般事項、管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定若しくは解除、放射線業務従事者の放射線防護並びに放射性廃棄物の放出管理）を記載することとする。

また、廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る安全対策に関する以下の説明について、記載することとする。

①核燃料物質による汚染の拡散防止策

核燃料物質による汚染の拡散防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタを使用する等の措置が講じられること、また、放射性気体廃棄物について、施設内の給排気系の機能が維持されることの説明。

②被ばく低減対策

核燃料物質による汚染の除去に当たって、必要に応じて遮蔽体の設置、呼吸保護具の着用等の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止等の措置が講じられることの説明。

2) 廃止措置に伴う放射性廃棄物の発生量

廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物について、適切な分類により発生量が評価されていることを記載することとする。

3) 廃止措置期間中の平常時における公衆の線量の評価

原子炉施設の廃止措置期間中の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量が適切に評価されていることの以下の説明について、記載することとする。

①気象条件

廃止措置期間中の原子炉施設からの平常時における放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び大気拡散の解析方法（以下「気象条件」という。）により、大気中における放射性物質の拡散状態の説明。

この適切な気象条件としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定。以下「気象指針」という。）に、大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び平常運転時の大気拡散の解析方法が示されており、審査に当たっては、これを参考とする。

なお、気象指針では「本指針で定めた事項以外の方法を用いる場合があっても、十分な根拠があればその使用を認められるものである」とされているため参考とする。

②放射性物質の放出量の算出

平常時に周辺環境に放出される放射性物質の量については、解体作業に伴い空气中に飛散する粉じん等の放射性物質を対象とし、汚染拡大防止のために廃止措置期間中の作業等で生ずる粉じん等の拡散を防止するため、排気系フィルタその他の放射性物質除去装置、一時的に設けた設備等の機能を適切に設定し

算出されていることの説明。

なお、炉型の特質や施設の状況に応じ、核種ごとの被ばく寄与を考慮したうえで、評価の対象となる放射性物質が考慮されていることの説明を含めるものとする。

③放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、周辺監視区域外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が示されていること。

ここで、3. 審査の基準の冒頭に示したとおり、廃止措置計画については、原子力規制委員会の定める周辺監視区域外の線量限度を超えないような施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去等の措置が示されていること。さらに、原子炉設置者及び旧原子炉設置者等においては、原子炉施設周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つための努力が払われていることの説明を記載することとする。

このような観点からの評価の方法としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」（昭和51年9月28日原子力委員会決定。以下「線量評価指針」という。）及び「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）が示されており、審査に当たってはこれらを参考とする。

なお、線量評価指針では、「本指針以外の計算モデルとパラメータを用いる場合があっても、十分な根拠があれば、その使用は認められるものである」とされているため参考とする。

④廃止措置期間中に保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量の評価

廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量について被ばく線量が評価されていることの説明。

この場合において、廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物の保管量が適切に設定されていること、また、保管廃棄施設の遮蔽設計、評価地点までの距離が適切に考慮されていることも記載に含めるものとする。

4) 廃止措置期間中における放射線業務従事者の受ける線量

廃止措置期間中における放射線業務従事者の総被ばく線量、廃止措置における作業方法及び被ばく低減対策の妥当性を記載することとする。

- (4) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第3号
- ・実用炉規則第116条第2項第3号
- ・研開炉規則第111条第2項第3号

廃止措置期間中の平常時における一般公衆への影響、廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等の以下の説明について、記載することとする。

1) 想定すべき事故

核種ごとの被ばくへの寄与を考慮したうえで、放射性物質の放出量が最大となる事故が想定されていることの説明。

2) 事故時における公衆の線量評価

①気象条件

廃止措置期間中の原子炉施設からの事故における放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象条件の説明。

この適切な気象条件としては、気象指針に示された大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び想定事故時の大気拡散の解析方法があり、審査に当たっては、これを参考とする。

なお、気象指針では「本指針で定めた事項以外の方法を用いる場合があっても、十分な根拠があればその使用を認められるものである」としているため参考とする。

②放射性物質の放出量

炉型の特質や施設の状況に応じ、核種ごとの被ばくへの寄与を考慮した放射性物質の放出量が示されていること。

③放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、敷地外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。

線量評価の方法としては、上記(3)③に述べた原子力安全委員会の安全審査指針類を審査に当たって参考とする。

廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等が周辺公衆に与える放射線被ばくのリスクを確認する際の考え方としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の解説における事故評価において示された考え方を参考とする。

注) 当該指針では、事故評価に対しては「周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと。」を判断の基準のひとつとして示しているが、当該指針解説では、この基準については、『「著しい放射線被ばくのリスク」を、事故による線量と事故の発生頻度の兼ね合いを考慮して判断するものである。』とし、『ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年実効線量限度として、1 mSvを勧告しているが、特殊な状況においては、5年間にわたる平均が年当たり1 mSvを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもありうるとなっている。これは平常時の放射線被ばくについての考え方であるが、これを発生頻度が小さい「事故」の場合にも適用することとし、周辺公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5 mSvを超えなければ「リスク」は小さいと判断する。』としている。

(5) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第4号
- ・実用炉規則第116条第2項第4号
- ・研開炉規則第111条第2項第4号

以下の説明について、記載することとする。

- ①原子炉の機能停止時又は原子炉施設の解体時に原子炉施設に残存する放射性物質（放射化放射性物質、汚染放射性物質及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物）の種類、数量及び分布に関する説明。
- ②原子炉の運転履歴等を基にした計算結果、測定結果等による適切に評価していることの説明。

(6) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第5号
- ・実用炉規則第116条第2項第5号
- ・研開炉規則第111条第2項第5号

性能維持施設に係る維持管理方法を記載することとする。具体的には、性能維持施設の各設備等の維持管理、その他の安全対策について、性能を維持すべき期間にわたって以下の措置を講ずることの説明を記載することとする。

1) 検査・校正

性能維持施設の各設備、機器等及び廃止措置に伴い保安のために講ずる措置等については、安全の確保上必要な機能及び性能を必要な期間中維持できるよう適切な頻度で検査・校正を行うことの説明。

2) その他の安全対策

原子炉施設の廃止措置期間中においては、保安のために以下のような措置を講ずることの説明。

- ①周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行うことの説明。
- ②核燃料物質が原子炉施設に存在する期間中の原子炉施設への第三者の不法な接近等を防止する措置を講ずることの説明。

- ③放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講ずることの説明。

(7) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第6号
 - ・実用炉規則第116条第2項第6号
 - ・研開炉規則第111条第2項第6号
- 1) 試験研究用等原子炉施設及び研究開発段階発電用原子炉にあつては、以下の説明について記載することとする。
- ①原子炉施設の解体に要する費用の見積総額及び資金の調達方法についての説明。
 - ②原子炉施設の解体に要する費用の見積総額が適切であることについての説明。例えば、見積りの根拠資料。なお、当該説明書においては、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細が確定した範囲について説明するものとする。
 - ③原子炉施設の解体に要する資金の調達が確実に行われることについての説明。例えば、積み立て基金の活用や、運営費交付金による充当をすることについての説明。
- 2) 実用発電用原子炉にあつては、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号）に基づく再処理等拠出金及び廃炉拠出金を適法に納付していることの説明について記載することとする。

(8) 廃止措置の実施体制に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第7号
 - ・実用炉規則第116条第2項第7号
 - ・研開炉規則第111条第2項第7号
- 1)

主たる工場又は事業所及び廃止措置に係る工場又は事業所において定める以下の事項について記載することとする。

- ①廃止措置に係る組織
- ②廃止措置に係る各職位の職務内容

- 2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針について記載することとする。

なお、廃止措置の実施に当たりその監督を行う者（以下「廃止措置主任者」という。）としては、表1に記載する者から選任していることが望ましい。

また、法第43条の3の26又は法第40条は、原子炉の運転に関し保安の監督を行う者としてそれぞれ発電用原子炉主任技術者又は試験研究用等原子炉主任技術者を選任する義務を規定しているが、発電用原子炉及び既に炉心から使用済燃料を取り出している試験研究用等原子炉にあつては、原子炉の運転及び使用済燃料の取出しが行われないことから、発電用原子炉主任技術者又は試験研究用等原子炉主任技術者の選任義務は課されない。

表 1 廃止措置主任者の選任要件

廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 - イ 法第 4 1 条第 1 項の原子炉主任技術者免状を有する者口 法第 2 2 条の 3 第 1 項の核燃料取扱主任者免状を有する者 - ハ 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 3 2 条第 1 項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者（試験研究用等原子炉に限る。）
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 - イ 法第 4 1 条第 1 項の原子炉主任技術者免状を有する者口 法第 2 2 条の 3 第 1 項の核燃料取扱主任者免状を有する者 - ハ 技術士法第 3 2 条第 1 項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者（試験研究用等原子炉に限る。） - ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号）第 3 5 条第 1 項の第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者

廃止措置計画認可の参考知識

1. 関係法令

廃止措置計画認可手続に関連する法令は以下のとおりである。

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第43条の3の2第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 法第43条の3の3第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（試験炉規則）第16条の6（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 試験炉規則第16条の9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）第116条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 実用炉規則第119条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（研開炉規則）第111条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 研開炉規則第114条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・ 法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第3項（認可）
- ・ 法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 法第43条の3の3第3項において準用する法第12条の6第3項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 試験炉規則第16条の7（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 試験炉規則第16条の9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用炉規則第117条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 実用炉規則第119条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研開炉規則第112条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 研開炉規則第114条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）

<旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第43条の3の3第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）
- ・ 法第43条の3の3第5第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第5第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）
- ・ 試験炉規則第16条の12において準用する試験炉規則第16条の6（申請書の記載事項等）
- ・ 試験炉規則第16条の12において準用する試験炉規則第16条の9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 試験炉規則第16条の13（申請期限）

- ・ 実用炉規則第 122 条（申請書の記載事項等）
- ・ 実用炉規則第 119 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用炉規則第 123 条（申請期限）
- ・ 研開炉規則第 117 条（申請書の記載事項等）
- ・ 研開炉規則第 114 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研開炉規則第 118 条（申請期限）

＜旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可関連＞

- ・ 法第 43 条の 3 の 3 第 4 項において準用する法第 12 条の 7 第 4 項（認可）
- ・ 法第 43 条の 3 の 3 第 4 項において準用する法第 12 条の 7 第 5 項（認可の基準）
- ・ 法第 43 条の 3 の 3 第 5 項において準用する法第 12 条の 7 第 4 項（認可）
- ・ 法第 43 条の 3 の 3 第 5 項において準用する法第 12 条の 7 第 5 項（認可の基準）
- ・ 試験炉規則第 16 条の 12 において準用する試験炉規則第 16 条の 7（申請書の記載事項等）
- ・ 試験炉規則第 16 条の 12 において準用する試験炉規則第 16 条の 9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用炉規則第 124 条（申請書の記載事項等）
- ・ 実用炉規則第 119 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研開炉規則第 119 条（申請書の記載事項等）
- ・ 研開炉規則第 114 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）

＜手数料関連＞

- ・ 法第 75 条第 1 項第 3 号（手数料の納付）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 65 条第 1 項（手数料の額）

＜罰則関連＞

- ・ 法第 78 条第 5 号の 3（法第 43 条の 3 の 2 第 2 項又は第 43 条の 3 の 3 第 2 項の規定に違反して廃止措置を講じた者（一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。））
- ・ 法第 78 条第 5 号の 5（法第 43 条の 3 の 3 第 2 項又は第 43 条の 3 の 3 第 5 項の規定に違反した者（一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。））

II. 廃止措置とは 1.

廃止措置の法的位置付け

原子炉設置者による廃止措置については、廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けたときに、設置の許可は、その効力を失うこととなっている。

また、旧原子炉設置者等による廃止措置については、廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者とみなされる。

2. 廃止措置の概要

原子炉施設の廃止措置は、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物

又は原子炉による災害の防止上適切（支障がないもの）であることが求められる。

すなわち、原子炉の運転を恒久的に停止した後には、まず、炉心から使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあっては燃料体）を取り出す必要がある。

原子炉施設の解体作業の実施に当たっては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、施設内に残存する放射性物質の種類、数量及び分布や放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、解体作業前の除染実施の検討や、放射性機器等の解体時期の検討等により解体の手順及び工法の選定がなされる必要がある。また、廃止措置の進捗に応じて、保安のために必要な原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の処理等に関する措置が講じられる必要がある。

ここで、原子炉施設の廃止措置は、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体作業が、長期間をかけて行われる。

III. 審査の対象及び方法

廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。

1. 審査の対象

審査は、試験研究用等原子炉設置者・発電用原子炉設置者及び旧試験研究用等原子炉設置者等・旧発電用原子炉設置者等から提出された廃止措置計画の認可の申請書及び廃止措置計画の変更の認可の申請書を対象とする。

なお、旧原子炉設置者等が廃止措置計画を申請する期限は、原子炉設置者としての許可を取り消された日又は原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から6か月間である。

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、以下の認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。審査に当たっては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（昭和60年12月19日原子力安全委員会決定）を参考にする。

また、申請の内容を勘案し、必要に応じ、現地調査、有識者の専門的意見の聴取を実施する。

○発電用原子炉施設の廃止措置については、原子力規制委員会規則で定める基準として、実用炉規則第119条及び研開炉規則第114条に

- 1) 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心（研究開発段階発電用原子炉にあっては炉心等。以下同じ。）から使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあっては燃料体）が取り出されていること
 - 2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること
 - 3) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること
 - 4) 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること
- と規定されている。

○試験研究用等原子炉施設の廃止措置については、試験炉規則第16条の9に

- 1) 廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること
 - 2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること 3)
 - 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること
 - 4) 廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること
- と規定されている。

また、炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合には、上記1)に代えて

- ・ 廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする
- と規定されている。

注) 航空路誌の変更手続

航空路誌の変更手続として、廃止措置対象の原子炉施設から全ての燃料体（使用済燃料を含む）が搬出された後には、航空路誌（AIP-JAPAN）から原子炉施設を削除する必要がある。このため、当該廃止措置計画の認可における担当者は、燃料体搬出確認後、国土交通省に対し、速やかに連絡する。

IV. 性能維持施設

性能維持施設としては、例えば以下のような施設が想定される。

- 1) 建屋(家)・構築物等
- 2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- 3) 放射性廃棄物の廃棄施設
- 4) 放射線管理施設
- 5) 解体中に必要なその他の施設
 - ①核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合には、換気設備
 - ②商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備。
 - ③その他の安全確保上必要な設備（照明設備、補機冷却設備等）

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程
を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第 2112156
号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

令第 41 条非該当使用施設等の
廃止措置計画の審査基準

令和 8 年〇月〇日
原子力規制委員会

目 次

1. 目的	p. 1
2. 用語の定義	p. 1
3. 審査の基準	p. 1
解説 1 申請書に添付する書類の記載要領	p. 7
解説 2 廃止措置計画認可の参考知識	p. 9

1. 目的

本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づき、使用者又は旧使用者等が申請する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等（以下「令第 41 条非該当使用施設等」という。）の廃止措置計画又はその変更の認可に係る審査の基準を示したものである。

2. 用語の定義

本審査基準において使用する用語は、法並びに核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）において使用する用語の例による。

3. 審査の基準

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第 6 条の 5 に定める認可の基準に適合するものであることを確認する。

この考え方の下、申請書の記載事項ごとの審査基準を示す。

（１）使用施設における核燃料物質の使用の終了

・使用規則第 6 条の 3 第 1 項第 4 号

使用施設における使用の目的（例えば、核燃料物質を使用して行う研究活動）が終了し、既に核燃料物質を使用していないこと及び今後も使用しないことが明らかであること。

使用施設において核燃料物質を使用しておらず、貯蔵又は廃棄のみを行っている場合は、その旨及びこれを示す許可申請書の複写等が示されていること。

(2) 解体の対象となる施設及びその解体の方法

・ 使用規則第6条の3第1項第6号

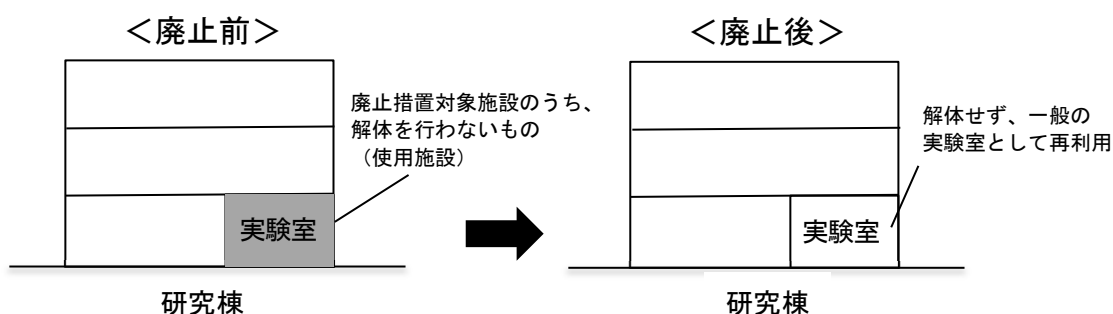
1) 解体の対象となる施設

廃止措置計画に記載することとされている解体する使用施設等については、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

また、廃止措置対象施設の現況等に照らし、解体の対象としない施設（例えば、研究棟のうち、部分的に使用施設として供用されている場合の当該使用施設）については、当該施設の現況等に応じて必要とされる汚染部位の特定、除染等を行い、その後、放射線による障害の防止の措置を必要としない状況になったことを確認することが示されていること。その際、当該確認を行った後の当該施設の解体その他の取扱いに係る説明を要しない。

(例) 解体の対象としない施設

研究棟の1階の実験室を使用施設として使用していたが、使用施設の廃止に当たって、研究棟の建屋を解体せず、実験室（使用施設）も解体しない場合



2) 解体の方法

解体の手順及び工法が、解体作業に着手する前に行う除染の実施状況及び使用施設等の解体時期の検討を踏まえて具体的に示されていること。また、解体の工法を踏まえて、放射線被ばく防止に関する基本的な考え方が示されていること。特に、空気中に放射性物質が飛散するおそれのある作業を行う場合は、施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等の放射線被ばく防止に関する措置が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な解体の方法を示すことが困難な場合は、その理由が明らかにされていること。また、具体的な解体の方法が確定

した後に廃止措置計画の変更認可申請により解体の方法を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ当該作業を行わない旨が示されていること。

(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

- ・ 使用規則第6条の3第1項第7号

公衆及び放射線業務従事者の線量の抑制又は低減の基本方針が示されていること。

(4) 性能維持施設

- ・ 使用規則第6条の3第1項第8号

廃止措置対象施設の現況等に応じて性能維持施設が廃止措置の段階ごとに設定されており、性能維持施設に含まれる具体的な設備が施設区分ごとに選定され、示されていること。

(5) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

- ・ 使用規則第6条の3第1項第9号

(4) で選定された性能維持施設について、それぞれの位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。なお、性能維持施設のうち、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていればよい。

また、維持すべき性能に変化がある場合は、その時点での必要とされる性能が示されていること。

さらに、使用施設等の廃止措置の実施に当たって、公衆及び放射線業務従事者の線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備において、当該施設又は設備の設計にすることが示されていること。

(6) 核燃料物質の管理及び譲渡し

- ・ 使用規則第6条の3第1項第10号

廃止措置対象施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡し先に譲渡されること等が示されていること。具体的には、以下の事項が示されていること。

- 1) 核燃料物質の種類及びその数量。
- 2) 核燃料物質を搬出するまでの間における保管管理の方法。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところにより保管管理する場合は、その旨が示されていけばよい。
- 3) 核燃料物質の搬出及び輸送の方法について、関係法令に従った措置が講じられること。
- 4) 核燃料物質の譲渡し先が、使用者にあっては法第 61 条第 7 号、第 9 号及び第 11 号、旧使用者等にあっては法第 61 条第 10 号の規定に従って選定されていること。なお、最初の申請の時点で具体的な核燃料物質の譲渡し先が決まっていない場合は、譲渡し先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により譲渡し先を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ譲渡しを行わない旨が示されていること。

また、使用済燃料が廃止措置対象施設に存在する場合、許可を受けた使用済燃料の処分の方法に従い、譲渡し等の措置が示されていること。なお、許可を受けた使用済燃料の処分の方法において適切な譲渡し等の措置が示されていない場合（例えば、自らの施設内で保管管理するとしている場合）は、使用済燃料の処分の方法に適切な譲渡し等の措置を定めることについて変更許可を受けた後に廃止措置計画の変更認可を申請する旨及び当該変更認可を受けた後でなければ使用済燃料の譲渡しを行わないことが示されていること。

(7) 核燃料物質による汚染の除去

・使用規則第 6 条の 3 第 1 項第 11 号

廃止措置対象施設における核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法が示されていること。また、汚染の除去の方法に応じて、呼吸器保護具や手袋の着用等、「(2) 2) 解体の方法」において示した放射線被ばく防止に関する基本的な考え方に従った具体的な措置が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な汚染の除去の方法等が決まっていない場合は、汚染の除去の方法等が確定した後に廃止措置計画の変更認可申

請により明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ汚染の除去等を行わない旨が示されていること。

(8) 核燃料物質等の廃棄

・使用規則第6条の3第1項第12号

廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物は、排気施設又は排水施設により排出又は保管廃棄施設に保管廃棄する旨が示されていること。

保管廃棄施設に保管廃棄される放射性廃棄物については、廃止措置計画の認可を受ける前から保管廃棄しているものを含め、廃棄されるまでの間、予測される発生量に見合った保管容量を有する保管廃棄施設にて保管廃棄されることが示されていること。また、放射性廃棄物の廃棄先が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な放射性廃棄物の廃棄先が決まっていない場合は、廃棄先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により廃棄先を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ廃棄先へ廃棄を行わない旨が示されていること。

(9) 廃止措置の工程

・使用規則第6条の3第1項第13号

廃止措置計画の認可を受けた後に廃止措置に着手する時期を起点として、廃止措置の終了時期までの期間が全体の工程として示されていること。具体的には、「(2) 2) 解体の方法」に従って各作業の期間が見積もられていること、廃止措置対象施設内の核燃料物質等を全て搬出した後に管理区域を解除し使用施設等を廃止すること及び廃止措置終了の予定時期が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な工程を示すことが困難な場合は、その理由が明らかにされていること。また、具体的な工程が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により工程を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ当該工程に係る作業を行わない旨が示されていること。

(10) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）

・使用規則第6条の3第1項第14号

品質管理基準規則第 54 条第 1 項第 1 号に基づき、廃止措置期間中における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理について、個別業務の継続的な改善を計画的に実施し、これを評価することが示されていること。

なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。

申請書に添付する書類の記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。なお、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び使用規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

(1) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

- ・ 使用規則第6条の3第2項第1号

廃止措置対象施設の敷地が示されている敷地図等及び廃止措置に係る工事作業区域が示されている建物図面等について添付する。

(2) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

- ・ 使用規則第6条の3第2項第4号

使用施設等の使用履歴等を基にした計算結果、測定結果等により評価された、使用施設等に残存する放射性物質の種類、数量及び分布について記載する。

(3) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

- ・ 使用規則第6条の3第2項第5号

性能維持施設について、廃止措置の段階ごとに維持すべき性能及びその性能を維持する期間について記載する。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていればよい。

(4) 廃止措置の実施体制に関する説明書

- ・ 使用規則第6条の3第2項第7号

以下について記載する。

- 1) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置に係る組織及び廃止措置に係る各職位の職務内容。

- 2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施の監督を行う者
を選任する際の基本方針。

廃止措置計画認可の参考知識

1. 関係法令

廃止措置計画認可手続に関連する法令は以下のとおりである。

<使用者の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 5 第 2 項【使用者】
- ・ 法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 3【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】
- ・ 使用規則第 6 条の 5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

<使用者の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 5 第 3 項【使用者】において準用する法第 12 条の 6 第 3 項
- ・ 法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 3 の 2【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】
- ・ 使用規則第 6 条の 5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

<旧使用者等の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 6 第 2 項【旧使用者等】
- ・ 法第 57 条の 6 第 4 項において準用する法第 12 条の 7 第 5 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 8 において準用する使用規則第 6 条の 3【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】
- ・ 使用規則第 6 条の 8 において準用する使用規則第 6 条の 5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

<旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 6 第 4 項【旧使用者等】において準用する法第 12 条の 7 第 4 項
- ・ 法第 57 条の 6 第 4 項において準用する法第 12 条の 7 第 5 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 8 において準用する使用規則第 6 条の 3 の 2【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】

- ・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

＜放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量関連＞

- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）第1条【管理区域に係る線量等】
- ・線量告示第2条【周辺監視区域外の線量限度】
- ・線量告示第5条【放射線業務従事者等の線量限度】

＜品質管理関連＞

- ・品質管理基準規則第54条第1項第1号【継続的改善】

II. 審査の対象及び方法

令第41条非該当使用施設等に係る廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。 1.

審査の対象

審査は、使用者又は旧使用者等から提出された廃止措置計画の認可の申請書及び廃止措置計画の変更の認可の申請書並びにそれらの添付書類を対象とする。

なお、旧使用者等は、使用規則第6条の9の規定により、使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から6か月以内に廃止措置計画の認可を申請しなければならない。

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。

法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第4項において、廃止措置計画が認可の基準に適合していると認めるときは、廃止措置計画を認可しなければならないと定めており、令第41条非該当使用施設等の廃止措置については、認可の基準として、使用規則第6条の5第2号から第5号に以下のとおり規定されている。

第2号 使用施設における核燃料物質の使用が終了していること。

第3号 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。

第 4 号 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

第 5 号 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

なお、令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の認可及び変更の認可に係る標準処理期間は 90 日間とされている。

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041919 号）の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041919 号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

(別添)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅの

廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

令和8年●月
原子力規制委員会

改訂履歴

年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
平成 2 9 年 4 月 1 9 日	策定
令和 2 年 4 月 1 日	新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に伴う原子炉等規制法、再処理規則等の改正に伴う変更
令和 8 年 ● 月 ● 日	発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の改正に伴う変更（全部改正）

第 1 趣旨

本書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）に係る廃止措置計画の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の審査に関する考え方を示すものである。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規総発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））では、もんじゅに係る廃止措置計画の認可の審査について、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（原管廃発第 13112716 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））を用いないとしている。

もんじゅに係る廃止措置計画の認可については、本書を用いて審査を行うこととする。

第 2 定義等

1 法令の略称

本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。

法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
研開炉規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）
研開炉技術基準規則	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）

2 用語の定義

本書において使用する用語は、法、研開炉規則及び研開炉技術基準規則において使用する用語の例による。

第 3 本書に関係する主な法令

法第 43 条の 3 の 34 第 2 項（廃止措置計画の認可）

法第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 3 項（廃止措置計画の変更の認可）

法第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項（認可の基準）

研開炉規則第 110 条（廃止措置として行うべき事項）

研開炉規則第 111 条（廃止措置計画の認可の申請）

研開炉規則第 112 条（廃止措置計画の変更の認可の申請）

研開炉規則第 114 条（廃止措置計画の認可の基準）

第 4 基本的考え方

発電用原子炉施設の廃止措置は、廃止措置対象施設のリスクの低減を念頭に、安全に、かつ、可能な限り早期に完了されなければならない。

もんじゅの廃止措置については、廃止が決定された時点で、燃料体が炉心等から取り出されていない状態であり、かつ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない特殊性がある。このため、研開炉規則及び研開炉技術基準規則を改正したところであるが、運用上なお残る課題については、廃止措置段階にあるもんじゅのリスク（以下単に「リスク」という。）の早期低減を図るため、次により対応する。

1 廃止措置計画の申請について

特定研究開発段階発電用原子炉施設について廃止措置を講じようとする発電用原子炉設置者は、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（法第 43 条の 3 の 34 第 2 項）。この廃止措置計画には、廃止措置の全期間を対象に、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項に定める事項を定めることが求められるが、廃止措置の完了に長期間を要するため、廃止措置の全期間にわたり詳細な工程、方法等を具体的に記載することが困難であるなどの合理的な理由がある場合にあっては、廃止措置の主要な工程及び全体の見通し等に係る事項や、廃止措置期間中に詳細な方法等を定めることとする範囲やその時期など、申請者が講ずべき対応が廃止措置計画で明らかにされ、その内容が適切であれば、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たすと考える。

もんじゅの廃止措置では、燃料体を炉心等から取り出してリスクを低減する作業を、他に優先して実施しなければならない。このため、もんじゅの廃止措置計画において廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難な合理的な理由がある場合には、廃止措置の工程の全体像を示し、当面実施すべき工程について詳細を定めた廃止措置計画の認可の申請を認め、以後は、詳細を定めることができたものを追記するなどして逐次廃止措置計画の変更の認可を申請することを認める。

なお、廃止措置計画の複数の部分に変更が必要になった場合であって、認可の申請を部分ごとに行うことにつき合理的な理由があるときは、当該部分ごとに廃止措置計画の変更の認可を並行して申請することを認める。

2 廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について

廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置（以下「改造等」という。）が必要となった場合は、①設置の変更の許可の申請及び設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項が廃止措置計画に定められ、②その内容が発電用原子炉施設の現況や研開炉技術基準規則等

に照らして適切と認められるのであれば、認可を受けた廃止措置計画に定めるところにより当該改造等を行うことを認める。

3 放射線被ばくの管理及び低減等について

もんじゅの廃止措置計画の審査に当たっては、機構が、廃止措置計画に示す、解体の対象となる施設及びその解体方法、核燃料物質の管理及び譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄方法に関して、放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置、もんじゅにおいて行われる気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に関し、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置その他の放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずることとし、その措置が記載されていることを確認する。

第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（研開炉規則第111条第1項及び第3項）

申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。

なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、研開炉規則第112条第1項各号に掲げられているが、同項第1号から第4号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する研開炉規則第111条第1項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（研開炉規則第112条第1項第5号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名（研開炉規則第111条第1項第1号）
- 2 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地（研開炉規則第111条第1項第2号）
- 3 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称（研開炉規則第111条第1項第3号）
- 4 燃料体の炉心等からの取出しの状況（特定研究開発段階発電用原子炉を除く。）（研開炉規則第111条第1項第4号）
 - 炉心等から燃料体を取り出されていることが運転日誌、空白の炉心配置図等から明らかであること。
- 5 廃止措置対象施設及びその敷地（研開炉規則第111条第1項第5号）
- 6 解体の対象となる施設及びその解体の方法（研開炉規則第111条第1項第6号）
 - ① 解体の対象となる施設が明確に定められていること。

- ② 原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置が具体的に定められていること。
 - ③ 解体・撤去の工法が、公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の抑制及び低減する観点に立ち、施設内に残存する放射性物質の種類、数量、分布及び放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、具体的に定められていること。
 - ④ 保安のために必要な発電用原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の取扱いその他の必要な措置が、廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。
 - ⑤ 廃止措置に係る各作業の管理及び工程管理に関する必要な対応が定められていること。
 - ⑥ 廃止措置について詳細な方法を定めることが困難な部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分に係る主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに当該部分について詳細な方法を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法を定める時期が定められていること。
- 7 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理（研開炉規則第 111 条第 1 項第 7 号）
- 公衆及び放射線業務従事者の線量の抑制又は低減の基本方針が示されていること。
- 8 性能維持施設（研開炉規則第 111 条第 1 項第 8 号）
- 性能維持施設が、設置許可及び工事計画認可等既往の許認可に基づく施設並びに保安規定（保全計画等保安規定に基づく下位文書を含む。以下同じ。）に基づき保守管理の対象としている設備類（緊急安全対策として整備したものを含む。）から抽出され、定められていること。維持すべき性能又は性能維持施設に廃止措置の進捗に応じた変化（性能維持施設の増減を含む。以下第 5 の 8 及び 9 において同じ。）があるときは、当該廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

また、廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等に係る廃止措置計画の認可の申請を受けた際は、維持すべき性能又は性能維持施設に当該改造等による変化がないかを確認し、変化があると認められる場合は、申請に係る廃止措置計画に当該変化に応じて維持すべき性能及び性能維持施設にすることが定められていることを確認すること。維持すべき性能又は性能維持施設に改造等の進捗に応じた変化があるときは、当該改造等の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

なお、認可を申請する時点で、個別の性能維持施設を抽出して特定し難い場合は、設備等を特定して性能維持施設を定める時期を示した上で、設備等が属する系統や施設等が性能維持施設として定められていること。

9 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第 2 章及び第 3 章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容（研開炉規則第 111 条第 1 項第 9 号）

① 性能維持施設の位置、構造及び設備、その性能並びにその性能を維持すべき期間が具体的に定められていること。維持すべき性能に廃止措置の進捗等に応じた変化があるときは、廃止措置の進捗等に応じた段階ごとに定められていること。

なお、廃止措置の進捗に伴う安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度の低下に応じて、性能維持施設の耐震重要度分類を見直すことを妨げない。

② 研開炉技術基準規則第 2 章及び第 3 章に規定する基準（以下「維持基準」という。）により難い特別な事情があるため、廃止措置計画に定めるところにより性能維持施設を維持しようとする場合は、当該特別な事情を明らかにするとともに、発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法及び水準により性能維持施設を維持する方法等が定められていること。なお、特別な事情の類型を例示すれば次のとおりであり、これらに該当することについて具体的に説明されていること。

- 当面の安全性は確保できる旨の大略の評価結果は得ているものの、精緻な評価結果を得るためには、適切な資源配分を行ったとしても相当の期間を要するため、直ちに維持基準への適合性を説明することができない場合

- 施設の現況等に照らし、維持基準をそのまま適用することは合理的でない場合

- 性能維持施設を維持基準に適合させることよりも、速やかに当該施設に係るリスクを低減させることが合理的である場合

③ 性能維持施設の改造等を行う場合は、設計、工事、当該工事の管理及び試験・検査の方法に関すること（当該工事において溶接を行う場合は、溶接の設計、施工管理及び試験・検査の方法に関することを含む。）が定められていること。

④ 申請の時点で詳細な事項等を定め難い性能維持施設がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該性能維持施設について、詳細な事項等を定めるための方針及びその時期が定められていること。この場合において、詳細な事項等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な事項等を定める時期が定められていること。

⑤ 性能維持施設の保守管理その他の事項について保安規定において具体的な対応等を定める場合は、その旨が記載されていること。

10 核燃料物質の管理及び譲渡し（研開炉規則第 111 条第 1 項第 10 号）

① 保有する核燃料物質及び使用済燃料の種類並びにその数量が明らかにされていること。

- ② 核燃料物質及び使用済燃料を搬出するまでの間における具体的な保管並びに管理の方法が定められていること。具体的な保管及び管理の方法が検討中である場合は、当面の保管及び管理の方法並びに当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
 - ③ 核燃料物質の譲渡しに関する計画及び方法が定められていること。ただし、具体的な計画及び方法が検討中である場合は、核燃料物質の譲渡しに係る当面の対応のほか、当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
 - ④ 使用済燃料の処分の方法を、設置の許可に定められた方法に従い、当該処分に関する計画が定められていること。なお、機構においてさらに具体的な事項を定めている場合は、それらの事項が含まれていること。
- 11 核燃料物質による汚染の除去（研開炉規則第 111 条第 1 項第 11 号）
- ① 発電用原子炉施設内の核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法及び安全管理上の措置が定められていること。
 - ② 申請の時点で核燃料物質による汚染の除去に係る詳細な方法等を定め難い部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項及び詳細な方法等を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法等を定める時期が定められていること。
- 12 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄（研開炉規則第 111 条第 1 項第 12 号）
- ① 発電用原子炉施設内に保管廃棄する放射性廃棄物及び廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物の廃棄について、取扱い並びに処理及び処分の方法が定められていること。
 - ② 放射性廃棄物を処分するまでの間、発電用原子炉施設内に放射性廃棄物を保管廃棄する場合には、当該保管廃棄の方法、期間及び管理が定められていること。
 - ③ 申請の時点で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について具体的な対応等を定め難い部分がある場合には、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに具体的な対応等を定める時期が定められていること。この場合において、具体的な対応等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに対応等を定める時期が定められていること。
- 13 廃止措置の工程（研開炉規則第 111 条第 1 項第 13 号）
- ① 廃止措置の工程が具体的に定められていること。廃止措置の工程のうち、計画を定めた部分がある場合には、当該部分及び計画が併せて

示されていること。

- ② 廃止措置の工程の管理及び進捗状況に係る定期的な評価に係る具体的な方法、基準及びその体制が定められていること。
- ③ ②の評価の結果、工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認めたとときに行う対応（廃止措置計画の変更の認可の申請を含む。）が定められていること。
- ④ 廃止措置計画の変更の認可を申請する場合で、廃止措置の実績があるときは、計画に対する実績その他の廃止措置の進捗状況及びその評価が示されていること。

14 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（研開炉規則第 111 条第 1 項第 14 号）

- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

15 特定研究開発段階発電用原子炉にあっては、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期（研開炉規則第 111 条第 3 項）

- ① 発電用原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることが明らかにされていること。
- ② 燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期が具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったものであることが明らかにされていること。

申請書に添付する書類についての記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。

廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（研開炉規則第 112 条第 2 項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（研開炉規則第 114 条）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（研開炉規則第 111 条第 2 項第 8 号）。また、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

1 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書（特定研究開発段階発電用原子炉に限る。）（研開炉規則第 111 条第 4 項）

以下について記載する。

- ① 燃料体を炉心等から取り出す方法及び手順、取出作業に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。② 燃料体を炉心等から取り出す工程及びその工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとの説明。

2 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（研開炉規則第 111 条第 2 項第 1 号）

- 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（必要がある場合は地勢や施設の現況等に関する説明を含む。）並びにこれらに関する説明について記載する。

3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 2 号）

以下について記載する。

- ① 廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方及び対応に関する説明。
- ② 廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る作業又は工程ごとの被ばく低減対策及び安全対策に関する説明。
- ③ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の発生量を、中和、濃縮等放射性廃棄物を処理する作業の種類ごとに評価した結果。
- ④ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う公衆の線量、放射性固体廃棄物

の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量に関する説明。

- 4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 3 号）

以下について記載する。

- ① 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、溢水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等、大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明。
- ② 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における体制及び対応に関する説明。なお、保安規定において具体的な対応等を定めている場合は、その旨。
- ③ 申請の時点で廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、溢水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等に係るもの及び大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明を詳細に行うことができない部分があるときは、その旨、その理由、説明の概略及び詳細な説明を行う時期。この場合において、詳細な説明を行う時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な説明を行う時期。
- ④ 初期の廃止措置計画について認可を申請する場合において、①及び②に掲げる説明について詳細な説明が困難な事項があるときには、機械又は装置の故障（既往の許認可における原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書及び緊急安全対策を基にしたもの等を含む。）、地震及び津波等について、既往の評価結果を基に、優先して実施すべき工程に係る施設の現況等に可能な限り即した説明。

- 5 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 4 号）

- 発電用原子炉施設に残存する放射性物質の種類、数量及び分布に関する説明について記載する。

- 6 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 5 号）

- 第 5 の 8（性能維持施設）及び 9（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間等）に記載した性能を維持すべき期間に関する詳細な説明について記載する。

- 7 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 6 号）

以下について記載する。

- ① 原子炉施設の解体に要する費用の見積総額及び資金の調達方法についての説明。
 - ② 原子炉施設の解体に要する費用の見積総額が適切であることについての説明。例えば、見積りの根拠資料。ただし、「第4の1 廃止措置計画の申請について」を踏まえ、当該説明書においては、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細が確定した範囲について説明するものとする。
 - ③ 原子炉施設の解体に要する資金の調達が確実に行われることを示す説明。例えば、積み立て基金の活用や、運営費交付金による充当をすることについての説明。
- 8 廃止措置の実施体制に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 7 号）以下について記載する。
- ① 廃止措置の実施体制（組織及び各職位の職務内容を含む。）並びに廃止措置の工程管理及び評価方法に関する説明。
 - ② もんじゅの廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針及びその説明。

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041921 号）の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041921 号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

(別添)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の
廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

令和8年●月
原子力規制委員会

改訂履歴

年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
平成 2 9 年 4 月 1 9 日	策定
令和 2 年 4 月 1 日	新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に伴う原子炉等規制法、再処理規則等の改正に伴う変更
令和 8 年 ● 月 ● 日	発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の改正に伴う変更（全部改正）

第 1 趣旨

本書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）（以下「東海再処理施設」という。）に係る廃止措置計画の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の審査に関する考え方を示すものである。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規総発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））では、再処理施設に係る廃止措置計画の認可の審査基準について、法第 50 条の 5 第 3 項において準用する第 12 条の 6 第 4 項及び再処理規則第 19 条の 8 に規定されていることを示した上で、更に具体的な審査基準は設定しないこととしている。

東海再処理施設に係る廃止措置計画の認可については、本書を用いて審査を行うこととする。

第 2 定義等

1 法令の略称

本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。

法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
再処理規則	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）
再処理維持基準規則	再処理施設の技術基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 9 号）

2 用語の定義

本書において使用する用語は、法、再処理規則及び再処理維持基準規則において使用する用語の例による。

第 3 本書に関係する主な法令

法第 50 条の 5 第 2 項（廃止措置計画の認可）

法第 50 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 3 項（廃止措置計画の変更の認可）

法第 50 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項（認可の基準）

再処理規則第 19 条の 4（廃止措置として行うべき事項）

再処理規則第 19 条の 5（廃止措置計画の認可の申請）

再処理規則第 19 条の 6（廃止措置計画の変更の認可の申請）

再処理規則第 19 条の 8（廃止措置計画の認可の基準）

第4 基本的考え方

再処理施設の廃止措置は、廃止措置対象施設のリスクの低減を念頭に、安全に、かつ、可能な限り早期に完了されなければならない。

東海再処理施設の廃止措置については、廃止が決定された時点で、回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されず、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている状態であり、かつ、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第27号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない特殊性がある。このため、再処理規則及び再処理維持基準規則を改正したところであるが、運用上なお残る課題については、廃止措置段階にある東海再処理施設のリスク（以下単に「リスク」という。）の早期低減を図るため、次により対応する。

1 廃止措置計画の申請について

再処理施設について廃止措置を講じようとする再処理事業者は、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（法第50条の5第2項）。この廃止措置計画には、廃止措置の全期間を対象に、再処理規則第19条の5第1項及び第3項に定める事項を定めることが求められるが、廃止措置の完了に長期間を要するため、廃止措置の全期間にわたり詳細な工程、方法等を具体的に記載することが困難であるなどの合理的な理由がある場合にあっては、廃止措置の主要な工程及び全体の見通し等に係る事項や、廃止措置期間中に詳細な方法等を定めることとする範囲やその時期など、申請者が講ずべき対応が廃止措置計画で明らかにされ、その内容が適切であれば、再処理規則第19条の5第1項及び第3項の要件を満たすと考える。

東海再処理施設の廃止措置では、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出し、特定廃液を処理して、リスクを低減する作業を、他に優先して実施しなければならない。このため、東海再処理施設の廃止措置計画において廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難な合理的な理由がある場合には、廃止措置の工程の全体像を示し、当面実施すべき工程について詳細を定めた廃止措置計画の認可を申請することを認め、以後は、詳細を定めることができたものを追記するなどして逐次廃止措置計画の変更の認可を申請することを認める。

なお、廃止措置計画の複数の部分に変更が必要になった場合であって、認可の申請を部分ごとに行うことにつき合理的な理由があるときは、当該部分ごとに廃止措置計画の変更の認可を並行して申請することを認める。

2 廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について

廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置（以下「改造等」という。）が必要となった場合は、①事業の変更の許可の申請及び設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項が廃止措置計画に定められ、②その内容が再処理施設の現況や再処理維持基準規則等に照らして適切と認められるのであれば、認可を受けた廃止措置計画に定めるところにより当該改

造等を行うことを認める。

3 放射線被ばくの管理及び低減等について

東海再処理施設の廃止措置計画の審査に当たっては、機構が、廃止措置計画に示す、解体の対象となる施設及びその解体方法、性能維持施設、性能維持施設の位置、構造及び設備並びに性能、その性能を維持すべき期間、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去の方法並びに使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄方法に関して、放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置、東海再処理施設において行われる気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に関し、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置、排気施設によって排出及び海洋放出施設によって放出される放射性廃棄物に起因する被ばく線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置その他の放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずることとし、その措置が記載されていることを確認する。

第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（再処理規則第19条の5第1項及び第3項）

申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。

なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、再処理規則第19条の6第1項各号に掲げられているが、同項第1号から第3号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する再処理規則第19条の5第1項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（再処理規則第19条の6第1項第4号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名（再処理規則第19条の5第1項第1号）
- 2 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地（再処理規則第19条の5第1項第2号）
- 3 回収可能核燃料物質の再処理設備本体からの取出しの状況（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない特定再処理施設を除く。）（再処理規則第19条の5第1項第3号）
 - ① 既に回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていることが明らかであること。
 - ② 再処理設備本体の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることが示されていること。
 - ③ 特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保

管廃棄されていないときは、そのことが明らかであることが示されていること。

4 廃止措置対象施設及びその敷地（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 4 号）

5 解体の対象となる施設及びその解体の方法（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 5 号）

- ① 解体の対象となる施設が明確に定められていること。
- ② 解体・撤去の工法が、公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の抑制及び低減する観点に立ち、施設内に残存する放射性物質の種類、数量、分布及び放射性廃棄物の発生量を事前に評価を実施した上で、具体的に定められていること。
- ③ 保安のために必要な再処理施設の維持管理、放射性物質の取扱いその他の必要な措置が、廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。
- ④ 廃止措置に係る各作業の管理及び工程管理に関する必要な対応が定められていること。
- ⑤ 廃止措置について詳細な方法等を定めることが困難な部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分に係る主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに当該部分について詳細な方法等を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法等を定める時期が定められていること。

6 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 6 号）

- 公衆及び放射線業務従事者の線量の抑制又は低減の基本方針が示されていること。

7 性能維持施設（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 7 号）

- 性能維持施設が、事業の指定、設計及び工事の方法の認可等既往の許認可に基づく施設、廃止措置計画の認可を受ける前に施設定期検査及び施設定期自主検査の対象としていた施設並びに保安規定に基づき保守管理の対象としている設備類（緊急安全対策として整備したものを含む。）等から抽出され、定められていること。維持すべき性能又は性能維持施設に廃止措置の進捗に応じた変化（性能維持施設の増減を含む。以下第 5 の 7 及び 8 において同じ。）があるときは、当該廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

また、廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等に係る廃止措置計画の認可の申請を受けた際は、維持すべき性能又は性能維持施設に当該改造等による変化がないかを確認し、変化があると認められる場合は、申請に係る廃止措置計画に当該変化に応じて維持すべき性能及び性能維持施設にすることが定められていることを確認すること。維持すべき性能又は性能維持施設に改造等の進捗に応じた変化があるときは、当該改造等の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

なお、認可を申請する時点で、個別の性能維持施設を抽出して特定し難い場合は、設備等を特定して性能維持施設を定める時期を示した上で、設備等が属する系統や施設等が性能維持施設として定められていること。

8 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理維持基準規則の第 2 章及び第 3 章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 8 号）

- ① 性能維持施設の位置、構造及び設備、その性能並びにその性能を維持すべき期間が具体的に定められていること。維持すべき性能に廃止措置の進捗等に応じた変化があるときは、廃止措置の進捗等に応じた段階ごとに定められていること。

なお、廃止措置の進捗に伴う安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度の低下に応じて、性能維持施設の耐震重要度分類を見直すことを妨げない。

- ② 再処理維持基準規則第 2 章及び第 3 章に規定する基準（以下「維持基準」という。）により難い特別な事情があるため、廃止措置計画に定めるところにより性能維持施設を維持しようとする場合は、当該特別な事情を明らかにするとともに、再処理施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法及び水準により性能維持施設を維持する方法等が定められていること。なお、特別な事情の類型を例示すれば次のとおりであり、これらに該当することについて具体的に説明されていること。

- 当面の安全性は確保できる旨の大略の評価結果は得ているものの、精緻な評価結果を得るためには、適切な資源配分を行ったとしても相当の期間を要するため、直ちに維持基準への適合性を説明することができない場合
- 施設の現況等に照らし、維持基準をそのまま適用することは合理的でない場合
- 性能維持施設を維持基準に適合させることよりも、速やかに当該施設に係るリスクを低減させることが合理的である場合

- ③ 性能維持施設の改造等を行う場合は、設計、工事、当該工事の管理及び試験・検査の方法に関すること（当該工事において溶接を行う場合は、溶接の設計、施工管理及び試験・検査の方法に関することを含む。）が定められていること。

- ④ 申請の時点で詳細な事項等を定め難い性能維持施設がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該性能維持施設について、詳細な事項等を定めるための方針及びその時期が定められていること。この場合において、詳細な事項等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な事項等を定める時期が定められていること。

- ⑤ 性能維持施設の保守管理その他の事項について保安規定において具体的な対応等を定める場合は、その旨が記載されていること。

9 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡の方法（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 9 号）

- ① 保有する使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の種類並びにその数量が明らかにされていること。
- ② 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物を搬出するまでの間における具体的な保管及び管理の方法が定められていること。具体的な保管及び管理の方法が検討中である場合は、当面の保管及びその管理の方法並びに当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
- ③ 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の譲渡しに関する計画及び方法が定められていること。ただし、具体的な計画及び方法が検討中である場合は、核燃料物質、使用済燃料及び使用済燃料から分離された物の譲渡しに係る当面の対応のほか、当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
- ④ 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法を、事業の指定に定められた方法に従い、当該処分に関する計画が定められていること。なお、機構においてさらに具体的な事項を定めている場合は、それらの事項が含まれていること。

10 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 10 号）

- ① 再処理施設内の使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法及び安全管理上の措置が定められていること。
- ② 申請の時点で使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去に係る詳細な方法を定め難い部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項及び詳細な方法を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法を定める時期が定められていること。

11 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 11 号）

- ① 再処理施設内に保管廃棄する放射性廃棄物及び廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物の廃棄について、取扱い並びに処理及び処分の方法が定められていること。
- ② 放射性廃棄物を処分するまでの間、再処理施設内に放射性廃棄物を保管廃棄する場合には、当該保管廃棄の方法、期間及び管理が定められていること。
- ③ 申請の時点で使用済燃料、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について具体的な対応等を定め難い部分がある場合には、その

理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに具体的な対応等を定める時期が定められていること。この場合において、具体的な対応等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに対応等を定める時期が定められていること。

12 廃止措置の工程（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 12 号）

- ① 廃止措置の工程が具体的に定められていること。廃止措置の工程のうち、計画を定めた部分がある場合には、当該部分及び計画が併せて示されていること。
- ② 廃止措置の工程の管理及び進捗状況に係る定期的な評価に係る具体的な方法、基準及びその体制が定められていること。
- ③ ②の評価の結果、工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認めたときに行う対応（廃止措置計画の変更の認可の申請を含む。）が定められていること。
- ④ 廃止措置計画の変更の認可を申請する場合で、廃止措置の実績があるときは、計画に対する実績その他の廃止措置の進捗状況及びその評価が示されていること。

13 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 13 号）

- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）を踏まえ、事業指定申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置を実施することが定められていること。

14 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない特定再処理施設にあっては、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期（再処理規則第 19 条の 5 第 3 項第 1 号）

- ① せん断機を操作することができないよう、せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置を講ずることが明らかにされていること。
- ② 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期が、具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったことが明らかにされていること。
- ③ 申請の時点で回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す詳細な方法を定めることができない場合であっては、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項については、これが定められ、かつ、今後詳細な方法を定める範囲やその時期など、必要な今後の対応についても定められていること。

15 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している特定再処理施設にあっては、特定廃液

の固型化その他の処理を行う方法及び時期（再処理規則第 19 条の 5 第 3 項第 2 号）

- ① 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法（安全対策を含む。）及び時期が、具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったことが明らかにされていること。
- ② 申請の時点で特定廃液の固型化その他の処理の工程に係る詳細な方法等を定めることができない場合であっては、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項について、これが定められ、かつ、今後詳細な方法等を定める範囲やその時期など、必要な今後の対応についても定められていること。

申請書に添付する書類についての記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（再処理規則第 19 条の 6 第 2 項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（再処理規則第 19 条の 8）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 8 号）。また、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び再処理規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

- 1 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書、特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書（特定再処理施設に限る。）
（再処理規則第 19 条の 5 第 4 項第 1 号及び第 2 号）

以下について記載する。

- (1) 回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていない場合

- ① 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法（安全対策を含む。）及び手順、取出作業に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。② 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程及び工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとの説明。③ 特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されていないときは、そのことを明らかにする資料。

- (2) 特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている場合

- ① 特定廃液の固型化その他の処理の方法（安全対策を含む。）及び手順、処理に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。② 特定廃液の固型化その他の処理の工程及び工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとの説明。

- 2 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 1 号）

○ 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（必要がある場合は地勢や施設の現況等に関する説明を含む。）並びにこれらに関する説明について記載する。

- 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5

第2項第2号)

以下について記載する。

- ① 廃止措置期間中の使用済燃料及び核燃料物質による汚染の除去並びに放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方及び対応に関する説明。
- ② 廃止措置期間中の使用済燃料及び核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る作業又は工程ごとの被ばく低減対策及び安全対策に関する説明。
- ③ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の発生量を、中和、濃縮等放射性廃棄物を処理する作業の種類ごとに評価した結果。
- ④ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う周辺公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量に関する説明。

4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書（再処理規則第19条の5第2項第3号)

以下について記載する。

- ① 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、浸水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等、大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明。
- ② 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における体制及び対応に関する説明。なお、保安規定において具体的な対応等を定めている場合は、その旨。
- ③ 申請の時点で廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、浸水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等に係るもの及び大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明を詳細に行うことができない部分があるときは、その旨、その理由、説明の概略及び詳細な説明を行う時期。この場合において、詳細な説明を行う時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な説明を行う時期。
- ④ 初期の廃止措置計画について認可を申請する場合において、①及び②に掲げる説明について詳細な説明が困難な事項があるときには、機械又は装置の故障（既往の許認可における再処理施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書及び緊急安全対策を基にしたもの等を含む。）、地震及び津波等について、既往の評価結果を基に、優先して実施すべき工程に係る施設の現況等に可能な限り即した説明。

- 5 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 4 号）
- 再処理施設に残存する放射性物質の種類、数量及び分布に関する説明について記載する。
- 6 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 5 号）
- 第 5 の 7（性能維持施設）及び 8（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間等）に記載した性能を維持すべき期間に関する詳細な説明について記載する。
- 7 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 6 号）
- 廃止措置対象施設の廃止措置に要する費用の見積もり総額が明示され、その費用の調達計画が示されていること。
- 8 廃止措置の実施体制に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 7 号）
- 以下について記載する。
- ① 廃止措置の実施体制（組織及び各職位の職務内容を含む。）並びに廃止措置の工程管理及び評価方法に関する説明。
 - ② 東海再処理施設の廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針及びその説明。

改正 令和 年 月 日 原規規発第〇〇号 原子力規制委員会決定

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（原規規発第1711222 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和8年 12 月 1 日から施行する。

改 正 後	改 正 前
6. 記載する内容 (1) ～ (10) (略) (11) 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 (5) で示した解体の段階及び手順に対して、維持すべき設備・機器それぞれについて必要な性能並びにその性能を維持すべき期間を適切に設定する。 (削る) (削る) (削る) (削る)	6. 記載する内容 (1) ～ (10) (略) (11) 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 (5) で示した解体の段階及び手順に対して、維持すべき設備・機器それぞれについて必要な性能並びにその性能を維持すべき期間を適切に設定する。 <u>必要な設備・機器等の維持管理について、記載すべき内容を以下に示す。</u> <u>1) 建屋・構築物等の維持管理</u> <u>放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等については、これらの系統及び機器を撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理するための方法を記載する。</u> <u>2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の維持管理</u> <u>核燃料物質が貯蔵されている場合、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設において核燃料物質による著しい損傷を緩和し及び臨界を防止するための性能を満足するよう施設及び設備を維持管理するための方法を記載する。</u> <u>3) 放射性廃棄物の廃棄施設の維持管理</u> <u>放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が必要な期間、気体廃棄物処理施設、液体廃棄物処理施設及び固体廃棄物処理施設の性能を適切に維持管理するための方法を記載する。放射性廃棄物を保管管理する施設及び設備については、新たに放射性廃棄物が発生するこ</u>

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 使用済燃料の試験研究用等原子炉の炉心からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第十六条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六～十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に使用済燃料を試験研究用等原子炉の炉心から取り出して

一〇七 (略) (削る) 八 (略)	3 使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項第四号に掲げる事項に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。(略) 4 前項の場合には、第一項の申請書には、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。	5 廃止	(六条措置計画の変更の認可の申請) 第十するの置 法第四十三条の三の二第二項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書原子力規制委員会に提出しなければならない。(略) 一 三 (略) 四 変更に係る前条第二項第四号から第十四号までに掲げる事項 五 (略)
いることを明らかにする資料 二八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略)	3 使用済燃料が炉心から取り出されていない試験研究用等原子炉について法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期について定めなければならない。(略) 4 前項の場合には、第一項の申請書は、第二項第一号に掲げる資料に代えて、使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。	5 (略)	(廃止措置計画の変更の認可の申請) 第十六条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略)

2 前項の申請書には、前条第一項第五四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)	2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4 (略)
---	--

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第二条 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	(廃止措置計画の認可の申請) 第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる事項については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用していた場合に限り、第四号に掲げる事項については当該核燃料物質の使用をしていない場合を除き、定めるものとする。 一・二 (略) 三 核燃料物質 (使用施設を通常の方法により操作した後回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。) の使用施設からの取出しの状況 四 使用施設における核燃料物質の使用の終了 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をして
改 正 前	(廃止措置計画の認可の申請) 第六条の三 法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五～十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料

いた場合に限り、添付するものとする。

(削る)

(削る)

一〇 七 (略)

(削る)

八 (略)

3 (略)

六条の三の二条法第五十七条の五第 (三)

第 三 する法第十二の六第三項の認可を受理項において読み替えて準用

に掲げる事項を記載した申請書を原はようとする者は、次の各号(廃止措置計画の変更の認可の申請)子規制委員会に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 変更に係る前条第一項第三号から第十四号までに掲げる事項
四 (略)

物質の使用をしていた場合に限り、第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。

一 既に核燃料物質(使用施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質及び使用施設を構成する核燃料物質を除く。第六条の五第一号において同じ。)を使用施設から取り出していることを明らかにする資料
二 既に使用施設における核燃料物質の使用が終了していることを明らかにする資料

三 九 (略)

十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一 (略)

3 (略)

六条の三の二条法第五十七条の五第 (三)

第 三 する法第十二の六第三項の認可を受理項において読み替えて準用

に掲げる事項を記載した申請書を原はようとする者は、次の各号(廃止措置計画の変更の認可の申請)子規制委員会に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
四 (略)

2 前項の申請書には、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第二号、第三号及び第六号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。 3 (略)	2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。ただし、同条第二項第一号、第四号、第五号、第八号及び第十号に掲げる書類については令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、同条第二項第二号に掲げる書類については当該核燃料物質の使用をしていた場合を除き、添付するものとする。 3 (略)
--	--

(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正)

第三条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令

第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その

標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 核燃料物質(製錬施設を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。)の製錬施設からの搬出の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十三 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第七条の五の六 法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五～十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に核燃料物質(製錬施設を通常の方法により操作した後に

一 七 (略) 八 (略) 三 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第二項第三号から第十三号までに掲げる事項 四 (略) 二 前項の申請書には、前条第一項第三四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 三 (略)	回収されることなく滞留することとなる核燃料物質を除く。 を製錬施設から搬出していることを明らかにする資料 二 八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 三 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第七条の五の七 法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 二 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 三 (略)
--	---

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後			改 正 前		
（廃止措置計画の認可の申請） 第九条の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 （略）			（廃止措置計画の認可の申請） 第九条の五 法第二十二條の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 （略） （新設）		
三 核燃料物質（加工設備本体を通常の方法により操作した後に					

（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第九条の六 法第二十二條の八第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けよとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略）	二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七（略） （削る） 八（略） 三（略）	回収されことなく滞留することとなる核燃料物質を除く。） の加工設備本体からの取出しの状況 四・五（略） 六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 七～十三（略）
（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第九条の六 法第二十二條の八第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けよとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略）	二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （新設） 三・四（略） 五～十一（略） 一 既に核燃料物質となく滞留す出を通常の方法により操作した後に回収されることとなる核燃料物質を除く。）を加工設備本（加工設備本体）に添付していることを明らかにする資料 二～八（略） 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十（略） 三（略）	二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一 既に核燃料物質となく滞留することとなる核燃料物質を除く。）を加工設備本（加工設備本体）に添付していることを明らかにする資料 二～八（略） 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十（略） 三（略）

三 変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	--

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第五条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改

正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 回収可能核燃料物質の再処理設備本体からの取出しの状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 七～十三 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一～七 (略) 八 (略) 3 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄して	(廃止措置計画の認可の申請) 第十九条の五 法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五～十一 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 二～八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 特定再処理施設(回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄して

いる再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号（<u>本項第一号に掲げる事項を定める場合にあつては、同第十項第三号に掲げる事項を除く。</u>）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める事項を定めなければならない。	いる再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める事項を定めなければならない。
一・二（略） 4 前項の場合において、<u>第一項の申請書には、第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。</u> 一 特定廃液 二 他 液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化（略）の処理の工程に関する説明書	一・二（略） 4 前項の場合において、<u>第一項の申請書には、第二項第二号から第十号までに掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に定める書類又は図面を添付しなければならない。</u> 一 特定廃液 二 他 液を廃液槽に保管廃棄している場合 特定廃液の固型化（略）の処理の工程に関する説明書及び回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出している場合にあつては第二項第一号の資料
5（略） 十九條の六 計画の変更の認可の申請） 法第十二條 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する掲げる事項の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げないを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければ（廃止措置）。	5（略） 十九條の六 計画の変更の認可の申請） 法第十二條 法第五十条の五第三項において読み替えて準用する掲げる事項の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げないを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければ（廃止措置）。

一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十三号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には、前条第一項第四三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3・4（略）	一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4（略）
---	---

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第六条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 使用済燃料の発電用原子炉の炉心からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一～七 (略) (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六～十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料 二～八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第五号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	十 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第一百七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	--

(船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第七条 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則(

昭和五十三年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～五 (略)	(廃止措置計画の認可の申請) 第三十二条の六 法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～五 (略)

六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七 十三 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 七 (略) (削る) 八 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第二項第四号から第十三号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十三号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更に伴って、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	(新設) 六 十二 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 七 (略) 八 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 九 (略) 3 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第三十二条の七 法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 三 (略) 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 (略) 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
---	--

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第八条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（廃止措置計画の認可の申請）		（廃止措置計画の認可の申請）	
第二十二条の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措		第二十二条の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措	

置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	一・二（略） 三 全ての坑道の閉鎖の状況 四・五（略） 六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 七～十（略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～八（略） （削る） 九・十（略） 3（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） 第二十二條の八 法第五十一條の二十第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略）
置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	一・二（略） （新設） 三・四（略） （新設） 五～九（略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料 二～九（略） 十 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十一・十二（略） 3（略） （廃止措置計画の変更の認可の申請） 第二十二條の八 法第五十一條の二十第三項において読み替えて準用する法第十二條の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略）

三 変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第四三号から第十一号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	三 変更に係る前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項 四 (略) 2 前項の申請書には、前条第一項第三号から第九号までに掲げる事項の変更に伴う前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
---	---

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正)

第九条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六
十三年総理府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に
対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」とい
う。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その
標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改

正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(廃止措置計画の認可の申請) 第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 其の管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等の廃棄物管理施設からの搬出の状況 四・五 (略) 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七~十二 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る)	(廃止措置計画の認可の申請) 第三十五条の六 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) (新設) 三・四 (略) (新設) 五~十 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既にその管理に係る固体状の核燃料物質等又はその処理に係る液体状若しくは固体状の核燃料物質等を廃棄物管理施設から

一〇 七 (略) 八 (略) 三 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四 (略) 二 前項の申請書には、前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 三 (略)	搬出していることを明らかにする資料 二〇 八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 三 (略) (廃止措置計画の変更の認可の申請) 第三十五条の七 法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二 (略) 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四 (略) 二 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 三 (略)
--	--

(使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正)

第十条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請） 第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	（廃止措置計画の認可の申請） 第四十三条の三の五 法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第三 準用する法第二 条の六第三項の認可第七 各号に掲げる事項を記載した申請書を、次 の（廃止措置計画の変更の認可の申請を原子力規制委員会に提出 しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十二号までに掲げる事項 四（略）	一・二（略） 三 使用済燃料の使用済燃料貯蔵施設からの搬出の状況 四・五（略） 六 廃止措置に伴う放射線被ばく管理 七～十二（略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しな ければならない。 （削る） 一～七（略） （削る） 八（略） 3（略） 四十三條の四十法第四十三條の二十）
第三 準用する法第二 条の六第三項の認可第七 各号に掲げる事項を記載した申請書を、次 の（廃止措置計画の変更の認可の申請を原子力規制委員会に提出 しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四（略）	一・二（略） （新設） 三・四（略） （新設） 五～十（略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しな ければならない。 一 既に使用済燃料を使用済燃料貯蔵施設から搬出していること を明らかにする資料 二～八（略） 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十（略） 3（略） 四十三條の四十法第四十三條の二十）

2 前項の申請書には、前条第一項第四三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)	2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3 (略)
--	--

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十一条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	(廃止措置計画の認可の申請) 第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) 四 燃料体の炉心等からの取出しの状況 五・六 (略) 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八～十四 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 (削る) 一～七 (略) (削る) 八 (略) 3 特定研究開発段階発電用原子炉(燃料体が炉心等から取り出されてい
改 正 前	(廃止措置計画の認可の申請) 第百十一条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 (略) (新設) 四・五 (略) (新設) 六～十二 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料 二～八 (略) 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十 (略) 3 特定研究開発段階発電用原子炉(燃料体が炉心等から取り出されてい

四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に同項第四号に掲げる事項に代え、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。 い。項の場 4 前工程 合には 第一項の申請書には、燃料体を炉心等から取り出す（略）に関する説明書を添付しなければならない。 5 （略）	四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。（略） 4 前項の場合には、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書類又は図面に代えて、燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書を添付しなければならない。 5 （略）
（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第一百十二条 法第四十三条の三の三十四第二項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 （略） 四 変更に係る前条第一項第四号から第十四号までに掲げる事項 五 （略） 2 前項の申請書には、前条第一項第五十四号から第十四号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類及び図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3・4 （略）	（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第一百十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三 （略） 四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五 （略） 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3・4 （略）

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十二条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（廃止措置計画の認可の申請）	（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） 三 全ての坑道の閉鎖の状況 四・五（略） 六 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 七～十二（略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 （削る） 一～七（略） （削る） 八（略） 3（略） 八十条十法第五十一 更の認可の申請） 第 法第 二条の六第 条の二十五第三項において読み替えて準用する 埋設 事業 業者に限る 三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物（廃止措置計画の変。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申	第七十九条 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） （新設） 三・四（略） （新設） 五～十（略） 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 一 全ての坑道の閉鎖が終了していることを明らかにする資料 二～八（略） 九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十（略） 3（略） 八十条十法第五十一 更の認可の申請） 第 法第 二条の六第 条の二十五第三項において読み替えて準用する 埋設 事業 業者に限る 三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物（廃止措置計画の変。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申
---	---

請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第二項第三号から第十二号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には、前条第一項第四三三号から第十二号までに掲げる事項の変更に伴う同前条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更について、説明した資料を添付しなければならない。 3（略）	請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一・二（略） 三 変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四（略） 2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。 3（略）
--	---

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和八年十二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行前にされた核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二

条の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第五十一條の二十五第三項若しくは第五十七條の五

第三項において読み替えて準用する第十二條の六第三項、第二十二條の八第二項、第四十三條

の三の二第二項、第五十一条の二十五第二項又は第五十七条の五第二項の認可の申請であつて、この規則の施行の際、認可をするかどうかの処分がされていないものについての認可の処分については、なお従前の例による。

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第13112716号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和8年12月1日から施行する。

(別添)

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の 廃止措置計画の審査基準

令和 8 年〇月
原子力規制委員会

目 次

1. 目的 2.
用語の定義 3.
審査の基準

（解説1）申請書に添付する書類についての記載要領
（解説2）廃止措置計画認可の参考知識

1. 目的

本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく以下の許可を受けた者

- ・ 法第23条第1項（試験研究用等原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の5第1項（発電用原子炉設置者）

及び以下の許可の取消し等に伴う措置に該当する者

- ・ 法第43条の3の3第1項（旧試験研究用等原子炉設置者等）
- ・ 法第43条の3の3第5第1項（旧発電用原子炉設置者等）

より提出された

＜廃止措置計画の認可の申請＞

- ・ 法第43条の3の2第2項（試験研究用等原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の3第4第2項（発電用原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の3第2項（旧試験研究用等原子炉設置者等）
- ・ 法第43条の3の3第5第2項（旧発電用原子炉設置者等）

＜廃止措置計画の変更の認可の申請＞

- ・ 法第43条の3の2第3項（試験研究用等原子炉設置者）
- ・ 法第43条の3の3第4第3項（発電用原子炉設置者）

において準用する法第12条の6第3項

及び

- ・ 法第43条の3の3第4項（旧試験研究用等原子炉設置者等）
- ・ 法第43条の3の3第5第4項（旧発電用原子炉設置者等）

において準用する法第12条の7第4項

に係る審査の基準を示したものである。

2. 用語の定義

本審査基準において使用する用語は、法並びに試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）において使用する用語の例による。

3. 審査の基準

廃止措置計画の認可制度においては、原子炉設置者（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者を指している。）又は旧原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等を指している。）が、発電用原子炉施設又は試験研究用等原子炉施設（以下、特記なき場合は総称して「原子炉施設」という。）の廃止措置を講ずるに当たって、あらかじめその計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることとされている。

したがって、原子炉施設の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された、解体する原子炉施設及びその解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法について、放射線業

務従事者の受ける線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に関し周辺監視区域外の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置及び周辺監視区域外の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれがないようにする措置が講じられるものであることを確認する。

また、廃止措置計画の認可申請においては、廃止措置の全期間について試験炉規則、実用炉規則又は研開炉規則において申請書に記載することとされている事項（以下「申請書記載事項」という。）を申請書に記載することが必要であるところ、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細を申請時以降に定めることが合理的であると認められる場合にあっては、当該部分（以下「後期工程」という。）の範囲を明確にした上で、後期工程に着手するまでに申請書記載事項の詳細を確定させ廃止措置計画の変更認可を受ける旨の記載があることを確認することとする。

なお、この場合においては、後期工程に着手するまでに申請書記載事項の詳細を確定させ廃止措置計画の変更認可を受ける旨の記載があることを確認する。

廃止措置計画の認可申請書の記載事項ごとに審査における基準を以下に示す。

（１）使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあつては燃料体）の炉心からの取出しの状況

- ・ 試験炉規則第 16 条の 6 第 1 項第 4 号
- ・ 実用炉規則第 116 条第 1 項第 4 号
- ・ 研開炉規則第 111 条第 1 項第 4 号

炉心から燃料が取り出されていることが運転日誌、空白の炉心配置図等から明らかであること。

ただし、試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合は除く。

（２）解体対象となる施設及びその解体の方法

- ・ 試験炉規則第 16 条の 6 第 1 項第 6 号
- ・ 実用炉規則第 116 条第 1 項第 6 号
- ・ 研開炉規則第 111 条第 1 項第 6 号

１）解体する原子炉施設

廃止措置計画に記載することとされている解体する原子炉施設については、原子炉に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定するとともに、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

発電用原子炉施設において、使用済燃料貯蔵設備に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の重大事故等対処設備の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること。

2) 解体の方法

解体の方法においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような段階とその段階ごとに講ずる措置が示されていること。また、各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。

①原子炉の機能停止から燃料体搬出までの段階

原子炉の機能停止のための措置として、炉心からすべての燃料体を取り出され、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられるとともに、燃料体は核燃料物質貯蔵設備に保管され、同設備の解体開始前に原子炉施設外へ搬出されること。

原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。

試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合は、廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられるとともに、炉心から使用済燃料を取り出すまでの間、冷却機能、臨界防止機能その他の使用済燃料を炉心において安全に保管するために必要な機能が維持されること。

②燃料体搬出後から解体までの段階

原子炉格納施設、換気設備及び廃棄設備等の閉じ込め機能が確保され、当該機能の確保に関連する放射線管理設備、電源設備等の機能が確保されること。

③解体段階

原子炉施設内に残存する放射性物質の評価を基に、核燃料物質による汚染の適切な除去、核燃料物質によって汚染された物の適切な廃棄等が行われること。

(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

- ・試験炉規則第16条の6第1項第7号
- ・実用炉規則第116条第1項第7号
- ・研開炉規則第111条第1項第7号

公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の考え方、具体的方法、安全対策が示されていること。

(4) 廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

- ・試験炉規則第16条の6第1項第8号
- ・実用炉規則第116条第1項第8号
- ・研開炉規則第111条第1項第8号

公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置対象施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、立案された核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置との関係において、性能維持施設が、廃止措置期間を見通した廃止措置の段階ごとに適切に設定されており、性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方が示されていること。また、これに基づき選定された具体的な設備が施設区分ごとに示されていること。

(5) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期

間

- ・試験炉規則第16条の6第1項第9号
- ・実用炉規則第116条第1項第9号
- ・研開炉規則第111条第1項第9号

(4) で選定された性能維持施設について、それぞれ位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。また、ここで示される性能維持施設の性能については、性能維持施設が維持すべき機能ごとに、その性能を満たすために必要な仕様等（以下単に「必要な仕様等」という。）が示されていること。

専ら廃止措置を講ずるために使用する性能維持施設を設置しようとするときは、その設計及び工事の計画が示されていること、当該性能維持施設に対する検査（注）の計画が示されていること、当該性能維持施設の使用開始日が示されていること。

(4) で選定された性能維持施設について、技術上の基準により難い特別の事情がある場合は、当該事情を明らかにするとともに、発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法により性能維持施設を維持すること、必要な仕様等を満たすこと等が示されていること。

なお、廃止措置の進捗に伴う安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度の低下に応じて、性能維持施設の耐震重要度分類を見直すことを妨げない。

注) この場合の「検査」は、定期事業者検査及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）における自主検査等を指す。

(6) 核燃料物質の管理及び譲渡し

- ・試験炉規則第16条の6第1項第10号
- ・実用炉規則第116条第1項第10号
- ・研開炉規則第111条第1項第10号

廃止措置対象の原子炉施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡し先に譲渡されること等を示し、このうち使用済燃料については、設置許可を受けた「使用済燃料の処分の方法」に従い、適切な譲渡し等の措置が示されており、核燃料物質の譲渡し等に当たっては、以下の措置を講ずることが示されていること。

① 核燃料物質の存在場所と種類・数量の確認

廃止措置開始時点における核燃料物質の存在場所と種類・数量が確認されること。

② 核燃料物質の保管

核燃料物質は、搬出までの間、核燃料物質貯蔵設備（試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合にあっては、炉心又は核燃料物質貯蔵設備）に保管されること。

③ 核燃料物質の搬出、輸送

核燃料物質の搬出、輸送に当たっては、関係法令に従った措置が講じられること。

④ 核燃料物質の譲渡し先

○原子炉設置者については、法第61条第3号又は4号、第9号及び第11号

○旧原子炉設置者等については、法第61条第10号の規定に従って、核燃料物質の譲渡し先が選定されていること。

(7) 核燃料物質による汚染の除去

- ・試験炉規則第16条の6第1項第11号
- ・実用炉規則第116条第1項第11号
- ・研開炉規則第111条第1項第11号

廃止措置対象の原子炉施設における核燃料物質による汚染の分布等の事前評価結果、汚染の除去の方法及び安全管理上の措置の内容が示されていること。

(8) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

- ・試験炉規則第16条の6第1項第12号
- ・実用炉規則第116条第1項第12号
- ・研開炉規則第111条第1項第12号

廃止措置対象の原子炉施設からの放射性廃棄物の適切な廃棄を確実に行うことが以下のとおり示されていること。

①放射性気体廃棄物の廃棄

原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性気体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されること。

②放射性液体廃棄物の廃棄

原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性液体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されること。

③放射性固体廃棄物の廃棄

放射性固体廃棄物については、適切な廃棄が確実に行われるまでの間は、廃止措置対象の原子炉施設の放射性廃棄物の廃棄施設に保管すること。

原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性固体廃棄物については、放射性物質による汚染の程度により区分されること。その発生から処理及び保管等の各段階の取扱いにおいて、飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう措置された設備等が用いられること。それらを適切に廃棄するまでの間の保管容量が確保されること。

(9) 廃止措置の工程

- ・試験炉規則第16条の6第1項第13号
- ・実用炉規則第116条第1項第13号
- ・研開炉規則第111条第1項第13号

廃止措置の全体計画として、廃止措置の着手時期、維持管理期間、解体工事に着手する時期及び終了時期を示すために、廃止措置の方針・手順を時間軸の単位を年度として工程表により示すとともに、その概要が説明されていること。

(10) 使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期（試験研究用等原子炉施設において炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合に限る。）

- ・試験炉規則第16条の6第3項

使用済燃料を炉心から取り出す方法及び時期が具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえたものであることが明らかにされていること。

注) 上記(2)から(10)までにおいて、工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されており、複数の原子炉施設のうちその一部の原子炉施設を廃止する場合は以下に留意する。

①解体する原子炉の附属施設について

工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されている場合において、対象原子炉の附属施設を対象原子炉施設以外の原子炉施設と共用している場合には、その附属施設の取扱いが示されていること。

②核燃料物質の譲渡しの方法について

工場又は事業所に設置されている複数の原子炉施設のうち、その一部の原子炉施設を廃止する場合の核燃料物質の譲渡しの方法として、工場又は事業所内の廃止対象外の貯蔵施設（廃止対象の原子炉施設との共用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設の許認可上、管理が可能な施設であること。

③放射性固体廃棄物の廃棄について

工場又は事業所に設置されている複数の原子炉施設のうち、その一部の原子炉施設を廃止する場合の放射性固体廃棄物の廃棄の方法として、工場又は事業所内の廃止対象外の廃棄施設（廃止対象の原子炉施設との共用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設が許認可上、管理が可能な施設であること。

(11) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

- ・試験炉規則第16条の6第1項第14号
- ・実用炉規則第116条第1項第14号
- ・研開炉規則第111条第1項第14号

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

申請書に添付する書類についての記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。

なお、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び試験炉規則、実用炉規則又は研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

- (1) 使用済燃料を炉心から取り出す工程に関する説明書（試験研究用等原子炉施設において、炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合に限る。）

・ 試験炉規則第 16 条の 6 第 4 項

以下の説明について、記載することとする。

- ①使用済燃料を炉心から取り出す方法及び手順、取出作業に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。
- ②使用済燃料を炉心から取り出す工程及びその工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。
- 進捗に応じた段階により工程が区分される場合は、当該段階ごとの説明。
- ③運転停止に係る恒久的な措置として、制御装置により原子炉が停止状態に維持されるとともに、機械的及び電氣的に制御装置の駆動機能を停止する措置が講じられていることの説明。
- ④使用済燃料を炉心から取り出した後において、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられることの説明。

- (2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

- ・ 試験炉規則第 16 条の 6 第 2 項第 1 号
- ・ 実用炉規則第 116 条第 2 項第 1 号
- ・ 研開炉規則第 111 条第 2 項第 1 号

廃止措置に係る部分（建屋、施設等）が明らかになっている敷地図及び工事作業区域図を記載することとする。

- (3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

- ・ 試験炉規則第 16 条の 6 第 2 項第 2 号
- ・ 実用炉規則第 116 条第 2 項第 2 号
- ・ 研開炉規則第 111 条第 2 項第 2 号

公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の形態（放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物等の別）に応じて適切な放射線管理の下に、確実に廃棄が行われること、また、廃止措置期間中の平常時における公衆への影響を記載することとする。

1)

廃止措置期間中の放射線管理

廃止措置期間中における核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の廃棄に

係る放射線管理の基本的考え方、具体的方法（一般事項、管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定若しくは解除、放射線業務従事者の放射線防護並びに放射性廃棄物の放出管理）を記載することとする。

また、廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る安全対策に関する以下の説明について、記載することとする。

①核燃料物質による汚染の拡散防止策

核燃料物質による汚染の拡散防止のため、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタを使用する等の措置が講じられること、また、放射性気体廃棄物について、施設内の給排気系の機能が維持されることの説明。

②被ばく低減対策

核燃料物質による汚染の除去に当たって、必要に応じて遮蔽体の設置、呼吸保護具の着用等の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止等の措置が講じられることの説明。

2) 廃止措置に伴う放射性廃棄物の発生量

廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物について、適切な分類により発生量が評価されていることを記載することとする。

3) 廃止措置期間中の平常時における公衆の線量の評価

原子炉施設の廃止措置期間中の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量が適切に評価されていることの以下の説明について、記載することとする。

①気象条件

廃止措置期間中の原子炉施設からの平常時における放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び大気拡散の解析方法（以下「気象条件」という。）により、大気中における放射性物質の拡散状態の説明。

この適切な気象条件としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定。以下「気象指針」という。）に、大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び平常運転時の大気拡散の解析方法が示されており、審査に当たっては、これを参考とする。

なお、気象指針では「本指針で定めた事項以外の方法を用いる場合があっても、十分な根拠があればその使用を認められるものである」とされているため参考とする。

②放射性物質の放出量の算出

平常時に周辺環境に放出される放射性物質の量については、解体作業に伴い空气中に飛散する粉じん等の放射性物質を対象とし、汚染拡大防止のために廃止措置期間中の作業等で生ずる粉じん等の拡散を防止するため、排気系フィルタその他の放射性物質除去装置、一時的に設けた設備等の機能を適切に設定し

算出されていることの説明。

なお、炉型の特質や施設の状況に応じ、核種ごとの被ばく寄与を考慮したうえで、評価の対象となる放射性物質が考慮されていることの説明を含めるものとする。

③放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、周辺監視区域外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が示されていること。

ここで、3. 審査の基準の冒頭に示したとおり、廃止措置計画については、原子力規制委員会の定める周辺監視区域外の線量限度を超えないような施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去等の措置が示されていること。さらに、原子炉設置者及び旧原子炉設置者等においては、原子炉施設周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つための努力が払われていることの説明を記載することとする。

このような観点からの評価の方法としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」（昭和51年9月28日原子力委員会決定。以下「線量評価指針」という。）及び「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）が示されており、審査に当たってはこれらを参考とする。

なお、線量評価指針では、「本指針以外の計算モデルとパラメータを用いる場合があっても、十分な根拠があれば、その使用は認められるものである」とされているため参考とする。

④廃止措置期間中に保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量の評価

廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線量について被ばく線量が評価されていることの説明。

この場合において、廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物の保管量が適切に設定されていること、また、保管廃棄施設の遮蔽設計、評価地点までの距離が適切に考慮されていることも記載に含めるものとする。

4) 廃止措置期間中における放射線業務従事者の受ける線量

廃止措置期間中における放射線業務従事者の総被ばく線量、廃止措置における作業方法及び被ばく低減対策の妥当性を記載することとする。

(4) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第3号
- ・実用炉規則第116条第2項第3号
- ・研開炉規則第111条第2項第3号

廃止措置期間中の平常時における一般公衆への影響、廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等の以下の説明について、記載することとする。

1) 想定すべき事故

核種ごとの被ばくへの寄与を考慮したうえで、放射性物質の放出量が最大となる事故が想定されていることの説明。

2) 事故時における公衆の線量評価

①気象条件

廃止措置期間中の原子炉施設からの事故における放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量評価に関し、適切な気象条件の説明。

この適切な気象条件としては、気象指針に示された大気中における放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び想定事故時の大気拡散の解析方法があり、審査に当たっては、これを参考とする。

なお、気象指針では「本指針で定めた事項以外の方法を用いる場合があっても、十分な根拠があればその使用を認められるものである」としているため参考とする。

②放射性物質の放出量

炉型の特質や施設の状況に応じ、核種ごとの被ばくへの寄与を考慮した放射性物質の放出量が示されていること。

③放出放射性物質に起因する公衆の被ばく線量

評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なパラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、敷地外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。

線量評価の方法としては、上記(3)③に述べた原子力安全委員会の安全審査指針類を審査に当たって参考とする。

廃止措置の工事上の過失等があった場合に発生すると想定される原子炉施設の事故の種類、程度、影響等が周辺公衆に与える放射線被ばくのリスクを確認する際の考え方としては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成3年7月18日原子力安全委員会決定）の解説における事故評価において示された考え方を参考とする。

注) 当該指針では、事故評価に対しては「周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えないこと。」を判断の基準のひとつとして示しているが、当該指針解説では、この基準については、『「著しい放射線被ばくのリスク」を、事故による線量と事故の発生頻度の兼ね合いを考慮して判断するものである。』とし、『ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年実効線量限度として、1 mSvを勧告しているが、特殊な状況においては、5年間にわたる平均が年当たり1 mSvを超えなければ、単一年にこれよりも高い実効線量が許されることもありうるとなっている。これは平常時の放射線被ばくについての考え方であるが、これを発生頻度が小さい「事故」の場合にも適用することとし、周辺公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5 mSvを超えなければ「リスク」は小さいと判断する。』としている。

(5) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第4号
- ・実用炉規則第116条第2項第4号
- ・研開炉規則第111条第2項第4号

以下の説明について、記載することとする。

- ①原子炉の機能停止時又は原子炉施設の解体時に原子炉施設に残存する放射性物質（放射化放射性物質、汚染放射性物質及び原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物）の種類、数量及び分布に関する説明。
- ②原子炉の運転履歴等を基にした計算結果、測定結果等による適切に評価していることの説明。

(6) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第5号
- ・実用炉規則第116条第2項第5号
- ・研開炉規則第111条第2項第5号

性能維持施設に係る維持管理方法を記載することとする。具体的には、性能維持施設の各設備等の維持管理、その他の安全対策について、性能を維持すべき期間にわたって以下の措置を講ずることの説明を記載することとする。

1) 検査・校正

性能維持施設の各設備、機器等及び廃止措置に伴い保安のために講ずる措置等については、安全の確保上必要な機能及び性能を必要な期間中維持できるよう適切な頻度で検査・校正を行うことの説明。

2) その他の安全対策

原子炉施設の廃止措置期間中においては、保安のために以下のような措置を講ずることの説明。

- ①周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行うことの説明。
- ②核燃料物質が原子炉施設に存在する期間中の原子炉施設への第三者の不法な接近等を防止する措置を講ずることの説明。

- ③放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。
また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講ずることの説明。

(7) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第6号
 - ・実用炉規則第116条第2項第6号
 - ・研開炉規則第111条第2項第6号
- 1) 試験研究用等原子炉施設及び研究開発段階発電用原子炉にあつては、以下の説明について記載することとする。
- ①原子炉施設の解体に要する費用の見積総額及び資金の調達方法についての説明。
 - ②原子炉施設の解体に要する費用の見積総額が適切であることについての説明。例えば、見積りの根拠資料。なお、当該説明書においては、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細が確定した範囲について説明するものとする。
 - ③原子炉施設の解体に要する資金の調達が確実に行われることについての説明。例えば、積み立て基金の活用や、運営費交付金による充当をすることについての説明。
- 2) 実用発電用原子炉にあつては、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号）に基づく再処理等拠出金及び廃炉拠出金を適法継続的に納付していることの説明について記載することとする。

(8) 廃止措置の実施体制に関する説明書

- ・試験炉規則第16条の6第2項第7号
 - ・実用炉規則第116条第2項第7号
 - ・研開炉規則第111条第2項第7号
- 1) 主たる工場又は事業所及び廃止措置に係る工場又は事業所において定める以下の事項について記載することとする。
- ①廃止措置に係る組織
 - ②廃止措置に係る各職位の職務内容
- 2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針について記載することとする。

なお、廃止措置の実施に当たりその監督を行う者（以下「廃止措置主任者」という。）としては、表1に記載する者から選任していることが望ましい。

また、法第43条の3の26又は法第40条は、原子炉の運転に関し保安の監督を行う者としてそれぞれ発電用原子炉主任技術者又は試験研究用等原子炉主任技術者を選任する義務を規定しているが、発電用原子炉及び既に炉心から使用済燃料を取り出している試験研究用等原子炉にあつては、原子炉の運転及び使用済燃料の取出しが行われないことから、発電用原子炉主任技術者又は試験研究用等原子炉主任技術者の

選任義務は課されない。

表 1 廃止措置主任者の選任要件

廃止措置対象施設に核燃料物質が存在する場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第 4 1 条第 1 項の原子炉主任技術者免状を有する者口 法第 2 2 条の 3 第 1 項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 3 2 条第 1 項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者（試験研究用等原子炉に限る。）
廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合	以下のいずれかに該当する者 イ 法第 4 1 条第 1 項の原子炉主任技術者免状を有する者口 法第 2 2 条の 3 第 1 項の核燃料取扱主任者免状を有する者 ハ 技術士法第 3 2 条第 1 項の規定により技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者（試験研究用等原子炉に限る。） ニ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号）第 3 5 条第 1 項の第 1 種放射線取扱主任者免状を有する者

廃止措置計画認可の参考知識

1. 関係法令

廃止措置計画認可手続に関連する法令は以下のとおりである。

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第43条の3の2第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 法第43条の3の3第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（試験炉規則）第16条の6（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 試験炉規則第16条の9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）第116条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 実用炉規則第119条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（研開炉規則）第111条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 研開炉規則第114条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）

<試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・ 法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第3項（認可）
- ・ 法第43条の3の2第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 法第43条の3の3第3項において準用する法第12条の6第3項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第3項において準用する法第12条の6第4項（認可の基準）
- ・ 試験炉規則第16条の7（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 試験炉規則第16条の9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用炉規則第117条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 実用炉規則第119条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研開炉規則第112条（申請書の記載事項、添付書類、提出部数）
- ・ 研開炉規則第114条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）

<旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第43条の3の3第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）
- ・ 法第43条の3の3第5第2項（認可）
- ・ 法第43条の3の3第5第4項において準用する法第12条の7第5項（認可の基準）
- ・ 試験炉規則第16条の12において準用する試験炉規則第16条の6（申請書の記載事項等）
- ・ 試験炉規則第16条の12において準用する試験炉規則第16条の9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 試験炉規則第16条の13（申請期限）

- ・ 実用炉規則第 1 2 2 条（申請書の記載事項等）
- ・ 実用炉規則第 1 1 9 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用炉規則第 1 2 3 条（申請期限）
- ・ 研開炉規則第 1 1 7 条（申請書の記載事項等）
- ・ 研開炉規則第 1 1 4 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研開炉規則第 1 1 8 条（申請期限）

＜旧試験研究用等原子炉設置者等及び旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可関連＞

- ・ 法第 4 3 条の 3 の 3 第 4 項において準用する法第 1 2 条の 7 第 4 項（認可）
- ・ 法第 4 3 条の 3 の 3 第 4 項において準用する法第 1 2 条の 7 第 5 項（認可の基準）
- ・ 法第 4 3 条の 3 の 3 5 第 4 項において準用する法第 1 2 条の 7 第 4 項（認可）
- ・ 法第 4 3 条の 3 の 3 5 第 4 項において準用する法第 1 2 条の 7 第 5 項（認可の基準）
- ・ 試験炉規則第 1 6 条の 1 2 において準用する試験炉規則第 1 6 条の 7（申請書の記載事項等）
- ・ 試験炉規則第 1 6 条の 1 2 において準用する試験炉規則第 1 6 条の 9（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 実用炉規則第 1 2 4 条（申請書の記載事項等）
- ・ 実用炉規則第 1 1 9 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）
- ・ 研開炉規則第 1 1 9 条（申請書の記載事項等）
- ・ 研開炉規則第 1 1 4 条（原子力規制委員会規則で定める認可の基準）

＜手数料関連＞

- ・ 法第 7 5 条第 1 項第 3 号（手数料の納付）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 3 2 年政令第 3 2 4 号）第 6 5 条第 1 項（手数料の額）

＜罰則関連＞

- ・ 法第 7 8 条第 5 号の 3（法第 4 3 条の 3 の 2 第 2 項又は第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の規定に違反して廃止措置を講じた者（一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。））
- ・ 法第 7 8 条第 5 号の 5（法第 4 3 条の 3 の 3 第 2 項又は第 4 3 条の 3 の 3 5 第 2 項の規定に違反した者（一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。））

II. 廃止措置とは 1.

廃止措置の法的位置付け

原子炉設置者による廃止措置については、廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けたときに、設置の許可は、その効力を失うこととなっている。

また、旧原子炉設置者等による廃止措置については、廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者とみなされる。

2. 廃止措置の概要

原子炉施設の廃止措置は、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物

又は原子炉による災害の防止上適切（支障がないもの）であることが求められる。

すなわち、原子炉の運転を恒久的に停止した後には、まず、炉心から使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあっては燃料体）を取り出す必要がある。

原子炉施設の解体作業の実施に当たっては、公衆及び放射線業務従事者の受ける線量の抑制又は低減の観点から、施設内に残存する放射性物質の種類、数量及び分布や放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、解体作業前の除染実施の検討や、放射性機器等の解体時期の検討等により解体の手順及び工法の選定がなされる必要がある。また、廃止措置の進捗に応じて、保安のために必要な原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の処理等に関する措置が講じられる必要がある。

ここで、原子炉施設の廃止措置は、一般的に、原子炉の機能停止、燃料体等の撤去及び搬出、系統の隔離や施設の密閉、原子炉施設内の残存放射能の時間的減衰を図るための安全貯蔵を経て、最終的に施設の解体作業が、長期間をかけて行われる。

III. 審査の対象及び方法

廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。

1. 審査の対象

審査は、試験研究用等原子炉設置者・発電用原子炉設置者及び旧試験研究用等原子炉設置者等・旧発電用原子炉設置者等から提出された廃止措置計画の認可の申請書及び廃止措置計画の変更の認可の申請書を対象とする。

なお、旧原子炉設置者等が廃止措置計画を申請する期限は、原子炉設置者としての許可を取り消された日又は原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から6か月間である。

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、以下の認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。審査に当たっては、原子力安全委員会の安全審査指針類である「原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方」（昭和60年12月19日原子力安全委員会決定）を参考にする。

また、申請の内容を勘案し、必要に応じ、現地調査、有識者の専門的意見の聴取を実施する。

○発電用原子炉施設の廃止措置については、原子力規制委員会規則で定める基準として、実用炉規則第119条及び研開炉規則第114条に

- 1) 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心（研究開発段階発電用原子炉にあっては炉心等。以下同じ。）から使用済燃料（研究開発段階発電用原子炉にあっては燃料体）が取り出されていること
 - 2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること
 - 3) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること
 - 4) 廃止措置の実施が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること
- と規定されている。

○試験研究用等原子炉施設の廃止措置については、試験炉規則第16条の9に

1) 廃止措置計画に係る試験研究用等原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること

2) 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること 3)

核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること

4) 廃止措置の実施が核燃料物質等又は試験研究用等原子炉による災害の防止上適切なものであること

と規定されている。

また、炉心から使用済燃料を取り出す前に廃止措置を開始しようとする場合には、上記1)に代えて

・ 廃止措置計画に係る当該試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることとする

と規定されている。

注) 航空路誌の変更手続

航空路誌の変更手続として、廃止措置対象の原子炉施設から全ての燃料体（使用済燃料を含む）が搬出された後には、航空路誌（AIP-JAPAN）から原子炉施設を削除する必要がある。このため、当該廃止措置計画の認可における担当者は、燃料体搬出確認後、国土交通省に対し、速やかに連絡する。

IV. 性能維持施設

性能維持施設としては、例えば以下のような施設が想定される。

1) 建屋(家)・構築物等

2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

3) 放射性廃棄物の廃棄施設

4) 放射線管理施設 5)

解体中に必要なその他の施設

①核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体~~撤去~~に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合には、換気設備

②商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備。

③その他の安全確保上必要な設備（照明設備、補機冷却設備等）

改正制定 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第 2112156 号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

令第 41 条非該当使用施設等の
廃止措置計画の審査基準

令和 8 年〇月〇日
原子力規制委員会

目 次

1. 目的	p. 1
2. 用語の定義	p. 1
3. 審査の基準	p. 1
解説 1 申請書に添付する書類の記載要領	p. 7
解説 2 廃止措置計画認可の参考知識	p. 9

1. 目的

本審査基準は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）に基づき、使用者又は旧使用者等が申請する、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号）第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等（以下「令第 41 条非該当使用施設等」という。）の廃止措置計画又はその変更の認可に係る審査の基準を示したものである。

2. 用語の定義

本審査基準において使用する用語は、法並びに核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号。以下「使用規則」という。）、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 34 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号。以下「品質管理基準規則」という。）において使用する用語の例による。

3. 審査の基準

令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査に当たっては、廃止措置計画に示された使用施設等の解体の方法、核燃料物質の譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法及び核燃料物質等の廃棄の方法が、使用規則第 6 条の 5 に定める認可の基準に適合するものであることを確認する。

この考え方の下、申請書の記載事項ごとの審査基準を示す。

（1）使用施設における核燃料物質の使用の終了

・使用規則第 6 条の 3 第 1 項第 4 号

使用施設における使用の目的（例えば、核燃料物質を使用して行う研究活動）が終了し、既に核燃料物質を使用していないこと及び今後も使用しないことが明らかであること。

使用施設において核燃料物質を使用しておらず、貯蔵又は廃棄のみを行っている場合は、その旨及びこれを示す許可申請書の複写等が示されていること。

(2) 解体の対象となる施設及びその解体の方法

・使用規則第6条の3第1項第6号

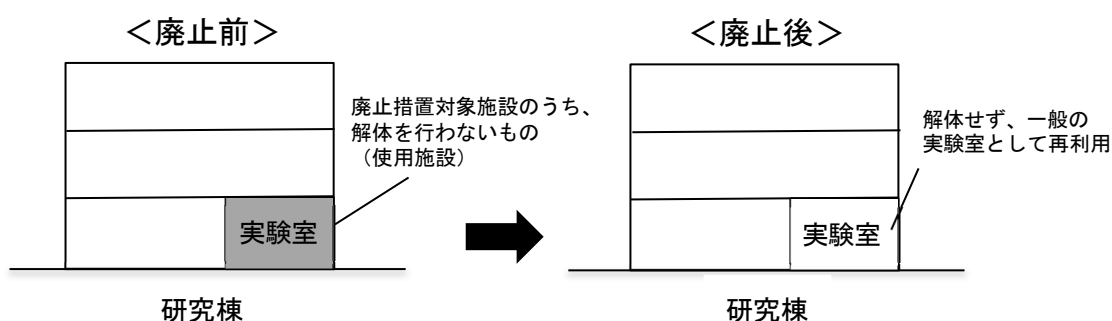
1) 解体の対象となる施設

廃止措置計画に記載することとされている解体する使用施設等については、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。

また、廃止措置対象施設の現況等に照らし、解体の対象としない施設（例えば、研究棟のうち、部分的に使用施設として供用されている場合の当該使用施設）については、当該施設の現況等に応じて必要とされる汚染部位の特定、除染等を行い、その後、放射線による障害の防止の措置を必要としない状況になったことを確認することが示されていること。その際、当該確認を行った後の当該施設の解体その他の取扱いに係る説明を要しない。

(例) 解体の対象としない施設

研究棟の1階の実験室を使用施設として使用していたが、使用施設の廃止に当たって、研究棟の建屋を解体せず、実験室（使用施設）も解体しない場合



2) 解体の方法

解体の手順及び工法が、解体作業に着手する前に行う除染の実施状況及び使用施設等の解体時期の検討を踏まえて具体的に示されていること。また、解体の工法を踏まえて、放射線被ばく防止に関する基本的な考え方が示されていること。特に、空气中に放射性物質が飛散するおそれのある作業を行う場合は、施設内の給排気系の機能が維持され、必要に応じて局所フィルタを使用する等の放射線被ばく防止に関する措置が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な解体の方法を示すことが困難な場合は、その理由が明らかにされていること。また、具体的な解体の方法が確定

した後に廃止措置計画の変更認可申請により解体の方法を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ当該作業を行わない旨が示されていること。

(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理

・ 使用規則第6条の3第1項第7号

公衆及び放射線業務従事者の線量の抑制又は低減の基本方針が示されていること。

(4) 性能維持施設

・ 使用規則第6条の3第1項第8号

廃止措置対象施設の現況等に応じて性能維持施設が廃止措置の段階ごとに設定されており、性能維持施設に含まれる具体的な設備が施設区分ごとに選定され、示されていること。

(5) 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

・ 使用規則第6条の3第1項第9号

(4) で選定された性能維持施設について、それぞれの位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間が示されていること。なお、性能維持施設のうち、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていればよい。

また、維持すべき性能に変化がある場合は、その時点での必要とされる性能が示されていること。

さらに、使用施設等の廃止措置の実施に当たって、公衆及び放射線業務従事者の線量を抑制し、又は低減する観点その他の原子力安全の観点から、専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備において、当該施設又は設備の設計にすることが示されていること。

(6) 核燃料物質の管理及び譲渡し

・ 使用規則第6条の3第1項第10号

廃止措置対象施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡し先に譲渡されること等が示されていること。具体的には、以下の事項が示されていること。

- 1) 核燃料物質の種類及びその数量。
- 2) 核燃料物質を搬出するまでの間における保管管理の方法。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところにより保管管理する場合は、その旨が示されていけばよい。
- 3) 核燃料物質の搬出及び輸送の方法について、関係法令に従った措置が講じられること。
- 4) 核燃料物質の譲渡し先が、使用者にあつては法第 61 条第 7 号、第 9 号及び第 11 号、旧使用者等にあつては法第 61 条第 10 号の規定に従って選定されていること。なお、最初の申請の時点で具体的な核燃料物質の譲渡し先が決まっていない場合は、譲渡し先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により譲渡し先を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ譲渡しを行わない旨が示されていること。

また、使用済燃料が廃止措置対象施設に存在する場合、許可を受けた使用済燃料の処分の方法に従い、譲渡し等の措置が示されていること。なお、許可を受けた使用済燃料の処分の方法において適切な譲渡し等の措置が示されていない場合（例えば、自らの施設内で保管管理としている場合）は、使用済燃料の処分の方法に適切な譲渡し等の措置を定めることについて変更許可を受けた後に廃止措置計画の変更認可を申請する旨及び当該変更認可を受けた後でなければ使用済燃料の譲渡しを行わないことが示されていること。

(7) 核燃料物質による汚染の除去

・使用規則第 6 条の 3 第 1 項第 11 号

廃止措置対象施設における核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法が示されていること。また、汚染の除去の方法に応じて、呼吸器保護具や手袋の着用等、「(2) 2) 解体の方法」において示した放射線被ばく防止に関する基本的な考え方に従った具体的な措置が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な汚染の除去の方法等が決まっていない場合は、汚染の除去の方法等が確定した後に廃止措置計画の変更認可申

請により明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ汚染の除去等を行わない旨が示されていること。

(8) 核燃料物質等の廃棄

・使用規則第6条の3第1項第12号

廃止措置期間中に発生する放射性廃棄物は、排気施設又は排水施設により排出又は保管廃棄施設に保管廃棄する旨が示されていること。

保管廃棄施設に保管廃棄される放射性廃棄物については、廃止措置計画の認可を受ける前から保管廃棄しているものを含め、廃棄されるまでの間、予測される発生量に見合った保管容量を有する保管廃棄施設にて保管廃棄されることが示されていること。また、放射性廃棄物の廃棄先が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な放射性廃棄物の廃棄先が決まっていない場合は、廃棄先が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により廃棄先を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ廃棄先へ廃棄を行わない旨が示されていること。

(9) 廃止措置の工程

・使用規則第6条の3第1項第13号

廃止措置計画の認可を受けた後に廃止措置に着手する時期を起点として、廃止措置の終了時期までの期間が全体の工程として示されていること。具体的には、「(2) 2) 解体の方法」に従って各作業の期間が見積もられていること、廃止措置対象施設内の核燃料物質等を全て搬出した後に管理区域を解除し使用施設等を廃止すること及び廃止措置終了の予定時期が示されていること。

なお、最初の申請の時点で具体的な工程を示すことが困難な場合は、その理由が明らかにされていること。また、具体的な工程が確定した後に廃止措置計画の変更認可申請により工程を明確にする旨及び当該変更認可を受けた後でなければ当該工程に係る作業を行わない旨が示されていること。

(10) 廃止措置に係る品質管理（継続的改善）

・使用規則第6条の3第1項第14号

品質管理基準規則第 54 条第 1 項第 1 号に基づき、廃止措置期間中における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理について、個別業務の継続的な改善を計画的に実施し、これを評価することが示されていること。

なお、廃止措置期間中においても、許可を受けたところにより同号に定める措置を講ずる場合は、その旨が示されていればよい。

申請書に添付する書類の記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。なお、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び使用規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

(1) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

- ・ 使用規則第6条の3第2項第1号

廃止措置対象施設の敷地が示されている敷地図等及び廃止措置に係る工事作業区域が示されている建物図面等について添付する。

(2) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書

- ・ 使用規則第6条の3第2項第4号

使用施設等の使用履歴等を基にした計算結果、測定結果等により評価された、使用施設等に残存する放射性物質の種類、数量及び分布について記載する。

(3) 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

- ・ 使用規則第6条の3第2項第5号

性能維持施設について、廃止措置の段階ごとに維持すべき性能及びその性能を維持する期間について記載する。なお、廃止措置期間中においても許可を受けたところによりその性能等を維持するものにあつては、その旨及びその期間が示されていればよい。

(4) 廃止措置の実施体制に関する説明書

- ・ 使用規則第6条の3第2項第7号

以下について記載する。

- 1) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置に係る組織及び廃止措置に係る各職位の職務内容。

- 2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施の監督を行う者
を選任する際の基本方針。

廃止措置計画認可の参考知識

1. 関係法令

廃止措置計画認可手続に関連する法令は以下のとおりである。

<使用者の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 5 第 2 項【使用者】
- ・ 法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 3【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】
- ・ 使用規則第 6 条の 5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

<使用者の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 5 第 3 項【使用者】において準用する法第 12 条の 6 第 3 項
- ・ 法第 57 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 3 の 2【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】
- ・ 使用規則第 6 条の 5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

<旧使用者等の廃止措置計画の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 6 第 2 項【旧使用者等】
- ・ 法第 57 条の 6 第 4 項において準用する法第 12 条の 7 第 5 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 8 において準用する使用規則第 6 条の 3【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】
- ・ 使用規則第 6 条の 8 において準用する使用規則第 6 条の 5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

<旧使用者等の廃止措置計画の変更の認可関連>

- ・ 法第 57 条の 6 第 4 項【旧使用者等】において準用する法第 12 条の 7 第 4 項
- ・ 法第 57 条の 6 第 4 項において準用する法第 12 条の 7 第 5 項【認可の基準】
- ・ 使用規則第 6 条の 8 において準用する使用規則第 6 条の 3 の 2【申請書の記載事項、添付書類及び提出部数】

- ・使用規則第6条の8において準用する使用規則第6条の5【原子力規制委員会規則で定める認可の基準】

＜放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域外に係る線量関連＞

- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）第1条【管理区域に係る線量等】
- ・線量告示第2条【周辺監視区域外の線量限度】
- ・線量告示第5条【放射線業務従事者等の線量限度】

＜品質管理関連＞

- ・品質管理基準規則第54条第1項第1号【継続的改善】

II. 審査の対象及び方法

令第41条非該当使用施設等に係る廃止措置計画の認可の申請及び廃止措置計画の変更の認可の申請に係る審査の対象及び方法を以下に示す。 1.

審査の対象

審査は、使用者又は旧使用者等から提出された廃止措置計画の認可の申請書及び廃止措置計画の変更の認可の申請書並びにそれらの添付書類を対象とする。

なお、旧使用者等は、使用規則第6条の9の規定により、使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から6か月以内に廃止措置計画の認可を申請しなければならない。

2. 審査の方法

審査は、申請に係る廃止措置計画が、認可の基準に適合するものであるか否かを確認することとする。

法第57条の5第3項において準用する法第12条の6第4項において、廃止措置計画が認可の基準に適合していると認めるときは、廃止措置計画を認可しなければならないと定めており、令第41条非該当使用施設等の廃止措置については、認可の基準として、使用規則第6条の5第2号から第5号に以下のとおり規定されている。

第2号 使用施設における核燃料物質の使用が終了していること。

第3号 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。

第4号 核燃料物質等の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

第5号 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

なお、令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の認可及び変更の認可に係る標準処理期間は90日間とされている。

改正制定 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041919 号）の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041919 号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

(別添)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅの

廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

令和8年●月
原子力規制委員会

改訂履歴

年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
平成 2 9 年 4 月 1 9 日	策定
令和 2 年 4 月 1 日	新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に伴う原子炉等規制法、再処理規則等の改正に伴う変更
令和 8 年 ● 月 ● 日	発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の改正に伴う変更（全部改正）

第 1 趣旨

本書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）に係る廃止措置計画の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の審査に関する考え方を示すものである。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規総発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））では、もんじゅに係る廃止措置計画の認可の審査について、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（原管廃発第 13112716 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））を用いないとしている。

もんじゅに係る廃止措置計画の認可については、本書を用いて審査を行うこととする。

第 2 定義等

1 法令の略称

本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。

法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
研開炉規則	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）
研開炉技術基準規則	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 10 号）

2 用語の定義

本書において使用する用語は、法、研開炉規則及び研開炉技術基準規則において使用する用語の例による。

第 3 本書に関係する主な法令

法第 43 条の 3 の 34 第 2 項（廃止措置計画の認可）

法第 43 条の 3 の 34 **第 3 項**において準用する法第 12 条の 6 第 3 項（廃止措置計画の変更の認可）

法第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項（認可の基準）

研開炉規則第 110 条（廃止措置として行うべき事項）

研開炉規則第 111 条（廃止措置計画の認可の申請）

研開炉規則第 112 条（廃止措置計画の変更の認可の申請）

研開炉規則第 114 条（廃止措置計画の認可の基準）

第 4 基本的考え方

発電用原子炉施設の廃止措置は、廃止措置対象施設のリスクの低減を念頭に、安全に、かつ、可能な限り早期に完了されなければならない。

もんじゅの廃止措置については、廃止が決定された時点で、燃料体が炉心等から取り出されていない状態であり、かつ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない特殊性がある。このため、研開炉規則及び研開炉技術基準規則を改正したところであるが、運用上なお残る課題については、廃止措置段階にあるもんじゅのリスク（以下単に「リスク」という。）の早期低減を図るため、次により対応する。

1 廃止措置計画の申請について

特定研究開発段階発電用原子炉施設について廃止措置を講じようとする発電用原子炉設置者は、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（法第 43 条の 3 の 34 第 2 項）。この廃止措置計画には、廃止措置の全期間を対象に、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項に定める事項を定めることが求められるが、廃止措置の完了に長期間を要するため、廃止措置の全期間にわたり詳細な工程、方法等を具体的に記載することが困難であるなどの合理的な理由がある場合にあっては、廃止措置の主要な工程及び全体の見通し等に係る事項や、廃止措置期間中に詳細な方法を定めることとする範囲やその時期など、申請者が講ずべき対応が廃止措置計画で明らかにされ、その内容が適切であれば、研開炉規則第 111 条第 1 項及び第 3 項の要件を満たすと考える。

もんじゅの廃止措置では、燃料体を炉心等から取り出してリスクを低減する作業を、他に優先して実施しなければならない。このため、もんじゅの廃止措置計画において廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難な合理的な理由がある場合には、廃止措置の工程の全体像を示し、当面実施すべき工程について詳細を定めた廃止措置計画の認可の申請を認め、以後は、詳細を定めることができたものを追記するなどして逐次廃止措置計画の変更の認可を申請することを認める。

なお、廃止措置計画の複数の部分に変更が必要になった場合であって、認可の申請を部分ごとに行うことにつき合理的な理由があるときは、当該部分ごとに廃止措置計画の変更の認可を並行して申請することを認める。

2 廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について

廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置（以下「改造等」という。）が必要となった場合は、①設置の変更の許可の申請及び設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項が廃止措置計画に定められ、②その内容が発電用原子炉施設の現況や研開炉技術基準規則等

に照らして適切と認められるのであれば、認可を受けた廃止措置計画に定めるところにより当該改造等を行うことを認める。

3 放射線被ばくの管理及び低減等について

もんじゅの廃止措置計画の審査に当たっては、機構が、廃止措置計画に示す、解体の対象となる施設及びその解体方法、核燃料物質の管理及び譲渡しの方法、核燃料物質による汚染の除去の方法並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄方法に関して、放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置、もんじゅにおいて行われる気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に関し、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置その他の放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずることとし、その措置が記載されていることを確認する。

第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（研開炉規則第111条第1項及び第3項）

申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。

なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、研開炉規則第112条第1項各号に掲げられているが、同項第1号から第4号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する研開炉規則第111条第1項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（研開炉規則第112条第1項第5号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名（研開炉規則第111条第1項第1号）
- 2 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地（研開炉規則第111条第1項第2号）
- 3 廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称（研開炉規則第111条第1項第3号）
- 4 燃料体の炉心等からの取出しの状況（特定研究開発段階発電用原子炉を除く。）（研開炉規則第111条第1項第4号）
 - 炉心等から燃料体を取り出されていることが運転日誌、空白の炉心配置図等から明らかであること。
- 5 廃止措置対象施設及びその敷地（研開炉規則第111条第1項第5号）
- 6 解体の対象となる施設及びその解体の方法（研開炉規則第111条第1項第6号）
 - ① 解体の対象となる施設が明確に定められていること。

- ② 原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置が具体的に定められていること。
 - ③ 解体・撤去の工法が、公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の抑制及び低減する観点に立ち、施設内に残存する放射性物質の種類、数量、分布及び放射性廃棄物の発生量を事前に評価した上で、具体的に定められていること。
 - ④ 保安のために必要な発電用原子炉施設の維持管理、放射性廃棄物の取扱いその他の必要な措置が、廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。
 - ⑤ 廃止措置に係る各作業の管理及び工程管理に関する必要な対応が定められていること。
 - ⑥ 廃止措置について詳細な方法等を定めることが困難な部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分に係る主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに当該部分について詳細な方法等を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法等を定める時期が定められていること。
- 7 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理（研開炉規則第 111 条第 1 項第 7 号）
- 公衆及び放射線業務従事者の線量の抑制又は低減の基本方針が示されていること。
- 8 性能維持施設（研開炉規則第 111 条第 1 項第 8 号）
- 性能維持施設が、設置許可及び工事計画認可等既往の許認可に基づく施設並びに保安規定（保全計画等保安規定に基づく下位文書を含む。以下同じ。）に基づき保守管理の対象としている設備類（緊急安全対策として整備したものを含む。）から抽出され、定められていること。維持すべき性能又は性能維持施設に廃止措置の進捗に応じた変化（性能維持施設の増減を含む。以下第 5 の 8 及び 9 において同じ。）があるときは、当該廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

また、廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等に係る廃止措置計画の認可の申請を受けた際は、維持すべき性能又は性能維持施設に当該改造等による変化がないかを確認し、変化があると認められる場合は、申請に係る廃止措置計画に当該変化に応じて維持すべき性能及び性能維持施設に関することが定められていることを確認すること。維持すべき性能又は性能維持施設に改造等の進捗に応じた変化があるときは、当該改造等の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

なお、認可を申請する時点で、個別の性能維持施設を抽出して特定し難い場合は、設備等を特定して性能維持施設を定める時期を示した上で、設備等が属する系統や施設等が性能維持施設として定められていること。

9 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第 2 章及び第 3 章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容（研開炉規則第 111 条第 1 項第 9 号）

- ① 性能維持施設の位置、構造及び設備、その性能並びにその性能を維持すべき期間が具体的に定められていること。維持すべき性能に廃止措置の進捗等に応じた変化があるときは、廃止措置の進捗等に応じた段階ごとに定められていること。

なお、廃止措置の進捗に伴う安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度の低下に応じて、性能維持施設の耐震重要度分類を見直すことを妨げない。

- ② 研開炉技術基準規則第 2 章及び第 3 章に規定する基準（以下「維持基準」という。）により難い特別な事情があるため、廃止措置計画に定めるところにより性能維持施設を維持しようとする場合は、当該特別な事情を明らかにするとともに、発電用原子炉施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法及び水準により性能維持施設を維持する方法等が定められていること。なお、特別な事情の類型を例示すれば次のとおりであり、これらに該当することについて具体的に説明されていること。

- 当面の安全性は確保できる旨の大略の評価結果は得ているものの、精緻な評価結果を得るためには、適切な資源配分を行ったとしても相当の期間を要するため、直ちに維持基準への適合性を説明することができない場合
- 施設の現況等に照らし、維持基準をそのまま適用することは合理的でない場合
- 性能維持施設を維持基準に適合させることよりも、速やかに当該施設に係るリスクを低減させることが合理的である場合

- ③ 性能維持施設の改造等を行う場合は、設計、工事、当該工事の管理及び試験・検査の方法に関すること（当該工事において溶接を行う場合は、溶接の設計、施工管理及び試験・検査の方法に関することを含む。）が定められていること。

- ④ 申請の時点で詳細な事項等を定め難い性能維持施設がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該性能維持施設について、詳細な事項等を定めるための方針及びその時期が定められていること。この場合において、詳細な事項等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な事項等を定める時期が定められていること。

- ⑤ 性能維持施設の保守管理その他の事項について保安規定において具体的な対応等を定める場合は、その旨が記載されていること。

10 核燃料物質の管理及び譲渡し（研開炉規則第 111 条第 1 項第 10 号）

- ① 保有する核燃料物質及び使用済燃料の種類並びにその数量が明らかにされていること。

- ② 核燃料物質及び使用済燃料を搬出するまでの間における具体的な保管並びに管理の方法が定められていること。具体的な保管及び管理の方法が検討中である場合は、当面の保管及び管理の方法並びに当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
 - ③ 核燃料物質の譲渡しに関する計画及び方法が定められていること。ただし、具体的な計画及び方法が検討中である場合は、核燃料物質の譲渡しに係る当面の対応のほか、当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
 - ④ 使用済燃料の処分の方法を、設置の許可に定められた方法に従い、当該処分に関する計画が定められていること。なお、機構においてさらに具体的な事項を定めている場合は、それらの事項が含まれていること。
- 11 核燃料物質による汚染の除去（研開炉規則第 111 条第 1 項第 11 号）
- ① 発電用原子炉施設内の核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法及び安全管理上の措置が定められていること。
 - ② 申請の時点で核燃料物質による汚染の除去に係る詳細な方法等を定め難い部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項及び詳細な方法等を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法等を定める時期が定められていること。
- 12 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄（研開炉規則第 111 条第 1 項第 12 号）
- ① 発電用原子炉施設内に保管廃棄する放射性廃棄物及び廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物の廃棄について、取扱い並びに処理及び処分の方法が定められていること。
 - ② 放射性廃棄物を処分するまでの間、発電用原子炉施設内に放射性廃棄物を保管廃棄する場合には、当該保管廃棄の方法、期間及び管理が定められていること。
 - ③ 申請の時点で核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について具体的な対応等を定め難い部分がある場合には、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに具体的な対応等を定める時期が定められていること。この場合において、具体的な対応等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに対応等を定める時期が定められていること。
- 13 廃止措置の工程（研開炉規則第 111 条第 1 項第 13 号）
- ① 廃止措置の工程が具体的に定められていること。廃止措置の工程のうち、計画を定めた部分がある場合には、当該部分及び計画が併せて

示されていること。

- ② 廃止措置の工程の管理及び進捗状況に係る定期的な評価に係る具体的な方法、基準及びその体制が定められていること。
- ③ ②の評価の結果、工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認めたとときに行う対応（廃止措置計画の変更の認可の申請を含む。）が定められていること。
- ④ 廃止措置計画の変更の認可を申請する場合で、廃止措置の実績があるときは、計画に対する実績その他の廃止措置の進捗状況及びその評価が示されていること。

14 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（研開炉規則第 111 条第 1 項第 14 号）

- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

15 特定研究開発段階発電用原子炉にあっては、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期（研開炉規則第 111 条第 3 項）

- ① 発電用原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置が講じられていることが明らかにされていること。
- ② 燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期が具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったものであることが明らかにされていること。

申請書に添付する書類についての記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。

廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（研開炉規則第 112 条第 2 項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（研開炉規則第 114 条）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（研開炉規則第 111 条第 2 項第 8 号）。また、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

1 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書（特定研究開発段階発電用原子炉に限る。）（研開炉規則第 111 条第 4 項）

以下について記載する。

- ① 燃料体を炉心等から取り出す方法及び手順、取出作業に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。② 燃料体を炉心等から取り出す工程及びその工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとの説明。

2 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（研開炉規則第 111 条第 2 項第 1 号）

- 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（必要がある場合は地勢や施設の現況等に関する説明を含む。）並びにこれらに関する説明について記載する。

3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 2 号）

以下について記載する。

- ① 廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方及び対応に関する説明。
- ② 廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る作業又は工程ごとの被ばく低減対策及び安全対策に関する説明。
- ③ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の発生量を、中和、濃縮等放射性廃棄物を処理する作業の種類ごとに評価した結果。
- ④ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う公衆の線量、放射性固体廃棄物

の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による公衆の線量に関する説明。

- 4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 3 号）

以下について記載する。

- ① 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、溢水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等、大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明。
- ② 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における体制及び対応に関する説明。なお、保安規定において具体的な対応等を定めている場合は、その旨。
- ③ 申請の時点で廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、溢水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等に係るもの及び大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明を詳細に行うことができない部分があるときは、その旨、その理由、説明の概略及び詳細な説明を行う時期。この場合において、詳細な説明を行う時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な説明を行う時期。
- ④ 初期の廃止措置計画について認可を申請する場合において、①及び②に掲げる説明について詳細な説明が困難な事項があるときには、機械又は装置の故障（既往の許認可における原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書及び緊急安全対策を基にしたもの等を含む。）、地震及び津波等について、既往の評価結果を基に、優先して実施すべき工程に係る施設の現況等に可能な限り即した説明。

- 5 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 4 号）

- 発電用原子炉施設に残存する放射性物質の種類、数量及び分布に関する説明について記載する。

- 6 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 5 号）

- 第 5 の 8（性能維持施設）及び 9（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間等）に記載した性能を維持すべき期間に関する詳細な説明について記載する。

- 7 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 6 号）

以下について記載する。

- ① 原子炉施設の解体に要する費用の見積総額及び資金の調達方法についての説明。
 - ② 原子炉施設の解体に要する費用の見積総額が適切であることについての説明。例えば、見積りの根拠資料。ただし、「第4の1 廃止措置計画の申請について」を踏まえ、当該説明書においては、将来実施する個々の工事の安全性等の詳細が確定した範囲について説明するものとする。
 - ③ 原子炉施設の解体に要する資金の調達が確実に行われることを示す説明。例えば、積み立て基金の活用や、運営費交付金による充当をすることについての説明。
- 8 廃止措置の実施体制に関する説明書（研開炉規則第 111 条第 2 項第 7 号）以下について記載する。
- ① 廃止措置の実施体制（組織及び各職位の職務内容を含む。）並びに廃止措置の工程管理及び評価方法に関する説明。
 - ② もんじゅの廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針及びその説明。

改正制定 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041921 号）の全部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（平成 29 年 4 月 19 日原規規発第 17041921 号）の全部を別添のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

(別添)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の
廃止措置計画の認可の審査に関する考え方

令和8年●月
原子力規制委員会

改訂履歴

年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
平成 2 9 年 4 月 1 9 日	策定
令和 2 年 4 月 1 日	新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に伴う原子炉等規制法、再処理規則等の改正に伴う変更
令和 8 年 ● 月 ● 日	発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の改正に伴う変更（全部改正）

第 1 趣旨

本書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）（以下「東海再処理施設」という。）に係る廃止措置計画の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の審査に関する考え方を示すものである。

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」（原規総発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定））では、再処理施設に係る廃止措置計画の認可の審査基準について、法第 50 条の 5 第 3 項において準用する第 12 条の 6 第 4 項及び再処理規則第 19 条の 8 に規定されていることを示した上で、更に具体的な審査基準は設定しないこととしている。

東海再処理施設に係る廃止措置計画の認可については、本書を用いて審査を行うこととする。

第 2 定義等

1 法令の略称

本書で用いる法令の略称は、次のとおりである。

法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
再処理規則	使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）
再処理維持基準規則	再処理施設の技術基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 9 号）

2 用語の定義

本書において使用する用語は、法、再処理規則及び再処理維持基準規則において使用する用語の例による。

第 3 本書に関係する主な法令

法第 50 条の 5 第 2 項（廃止措置計画の認可）

法第 50 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 3 項（廃止措置計画の変更の認可）

法第 50 条の 5 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 4 項（認可の基準）

再処理規則第 19 条の 4（廃止措置として行うべき事項）

再処理規則第 19 条の 5（廃止措置計画の認可の申請）

再処理規則第 19 条の 6（廃止措置計画の変更の認可の申請）

再処理規則第 19 条の 8（廃止措置計画の認可の基準）

第4 基本的考え方

再処理施設の廃止措置は、廃止措置対象施設のリスクの低減を念頭に、安全に、かつ、可能な限り早期に完了されなければならない。

東海再処理施設の廃止措置については、廃止が決定された時点で、回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されず、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている状態であり、かつ、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 27 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない特殊性がある。このため、再処理規則及び再処理維持基準規則を改正したところであるが、運用上なお残る課題については、廃止措置段階にある東海再処理施設のリスク（以下単に「リスク」という。）の早期低減を図るため、次により対応する。

1 廃止措置計画の申請について

再処理施設について廃止措置を講じようとする再処理事業者は、あらかじめ、廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない（法第 50 条の 5 第 2 項）。この廃止措置計画には、廃止措置の全期間を対象に、再処理規則第 19 条の 5 第 1 項及び第 3 項に定める事項を定めることが求められるが、廃止措置の完了に長期間を要するため、廃止措置の全期間にわたり詳細な工程、方法等を具体的に記載することが困難であるなどの合理的な理由がある場合にあっては、廃止措置の主要な工程及び全体の見通し等に係る事項や、廃止措置期間中に詳細な方法等を定めることとする範囲やその時期など、申請者が講ずべき対応が廃止措置計画で明らかにされ、その内容が適切であれば、再処理規則第 19 条の 5 第 1 項及び第 3 項の要件を満たすと考える。

東海再処理施設の廃止措置では、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出し、特定廃液を処理して、リスクを低減する作業を、他に優先して実施しなければならない。このため、東海再処理施設の廃止措置計画において廃止措置の全期間の全工程について詳細を定めることが困難な合理的な理由がある場合には、廃止措置の工程の全体像を示し、当面実施すべき工程について詳細を定めた廃止措置計画の認可を申請することを認め、以後は、詳細を定めることができたものを追記するなどして逐次廃止措置計画の変更の認可を申請することを認める。

なお、廃止措置計画の複数の部分に変更が必要になった場合であって、認可の申請を部分ごとに行うことにつき合理的な理由があるときは、当該部分ごとに廃止措置計画の変更の認可を並行して申請することを認める。

2 廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等について

廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置（以下「改造等」という。）が必要となった場合は、①事業の変更の許可の申請及び設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項が廃止措置計画に定められ、②その内容が再処理施設の現況や再処理維持基準規則等に照らして適切と認められるのであれば、認可を受けた廃止措置計画に定めるところにより当該改

造等を行うことを認める。

3 放射線被ばくの管理及び低減等について

東海再処理施設の廃止措置計画の審査に当たっては、機構が、廃止措置計画に示す、解体の対象となる施設及びその解体方法、性能維持施設、性能維持施設の位置、構造及び設備並びに性能、その性能を維持すべき期間、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法、使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去の方法並びに使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄方法に関して、放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置、東海再処理施設において行われる気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に関し、放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにする措置、排气施設によって排出及び海洋放出施設によって放出される放射性廃棄物に起因する被ばく線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないようにする措置その他の放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に、かつ、可能な限り講ずることとし、その措置が記載されていることを確認する。

第5 申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項に対する審査（再処理規則第19条の5第1項及び第3項）

申請書に記載する廃止措置計画に定めるべき事項及び各事項については次のとおり定めていることを確認する。

なお、廃止措置計画の変更の認可の申請書記載事項は、再処理規則第19条の6第1項各号に掲げられているが、同項第1号から第3号までに掲げる事項について記載すべき内容は、当該事項に対応する再処理規則第19条の5第1項に掲げられた事項について記載すべき内容と同様である。また、変更の理由（再処理規則第19条の6第1項第4号）については、変更が必要な理由が明らかにされていることを確認する。

- 1 名称及び住所並びに代表者の氏名（再処理規則第19条の5第1項第1号）
- 2 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地（再処理規則第19条の5第1項第2号）
- 3 回収可能核燃料物質の再処理設備本体からの取出しの状況（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない特定再処理施設を除く。）（再処理規則第19条の5第1項第3号）
 - ① 既に回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていることが明らかであること。
 - ② 再処理設備本体の操作の停止に関する恒久的な措置が講じられていることが示されていること。
 - ③ 特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保

管廃棄されていないときは、そのことが明らかであることが示されていること。

4 廃止措置対象施設及びその敷地（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 4 号）

5 解体の対象となる施設及びその解体の方法（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 5 号）

- ① 解体の対象となる施設が明確に定められていること。
- ② 解体・撤去の工法が、公衆及び放射線業務従事者の被ばく線量の抑制及び低減する観点に立ち、施設内に残存する放射性物質の種類、数量、分布及び放射性廃棄物の発生量を事前に評価を実施した上で、具体的に定められていること。
- ③ 保安のために必要な再処理施設の維持管理、放射性物質の取扱いその他の必要な措置が、廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。
- ④ 廃止措置に係る各作業の管理及び工程管理に関する必要な対応が定められていること。
- ⑤ 廃止措置について詳細な方法等を定めることが困難な部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分に係る主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに当該部分について詳細な方法等を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法等を定める時期が定められていること。

6 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 6 号）

- 公衆及び放射線業務従事者の線量の抑制又は低減の基本方針が示されていること。

7 性能維持施設（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 7 号）

- 性能維持施設が、事業の指定、設計及び工事の方法の認可等既往の許認可に基づく施設、廃止措置計画の認可を受ける前に施設定期検査及び施設定期自主検査の対象としていた施設並びに保安規定に基づき保守管理の対象としている設備類（緊急安全対策として整備したものを含む。）等から抽出され、定められていること。維持すべき性能又は性能維持施設に廃止措置の進捗に応じた変化（性能維持施設の増減を含む。以下第 5 の 7 及び 8 において同じ。）があるときは、当該廃止措置の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

また、廃止措置を実施する上で必要な施設の改造等に係る廃止措置計画の認可の申請を受けた際は、維持すべき性能又は性能維持施設に当該改造等による変化がないかを確認し、変化があると認められる場合は、申請に係る廃止措置計画に当該変化に応じて維持すべき性能及び性能維持施設に関することが定められていることを確認すること。維持すべき性能又は性能維持施設に改造等の進捗に応じた変化があるときは、当該改造等の進捗に応じた段階ごとに定められていること。

なお、認可を申請する時点で、個別の性能維持施設を抽出して特定し難い場合は、設備等を特定して性能維持施設を定める時期を示した上で、設備等が属する系統や施設等が性能維持施設として定められていること。

8 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理維持基準規則の第 2 章及び第 3 章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 8 号）

- ① 性能維持施設の位置、構造及び設備、その性能並びにその性能を維持すべき期間が具体的に定められていること。維持すべき性能に廃止措置の進捗等に応じた変化があるときは、廃止措置の進捗等に応じた段階ごとに定められていること。

なお、廃止措置の進捗に伴う安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度の低下に応じて、性能維持施設の耐震重要度分類を見直すことを妨げない。

- ② 再処理維持基準規則第 2 章及び第 3 章に規定する基準（以下「維持基準」という。）により難い特別な事情があるため、廃止措置計画に定めるところにより性能維持施設を維持しようとする場合は、当該特別な事情を明らかにするとともに、再処理施設の現況や技術上の基準等に照らし適切な方法及び水準により性能維持施設を維持する方法等が定められていること。なお、特別な事情の類型を例示すれば次のとおりであり、これらに該当することについて具体的に説明されていること。

- 当面の安全性は確保できる旨の大略の評価結果は得ているものの、精緻な評価結果を得るためには、適切な資源配分を行ったとしても相当の期間を要するため、直ちに維持基準への適合性を説明することができない場合
- 施設の現況等に照らし、維持基準をそのまま適用することは合理的でない場合
- 性能維持施設を維持基準に適合させることよりも、速やかに当該施設に係るリスクを低減させることが合理的である場合

- ③ 性能維持施設の改造等を行う場合は、設計、工事、当該工事の管理及び試験・検査の方法に関すること（当該工事において溶接を行う場合は、溶接の設計、施工管理及び試験・検査の方法に関することを含む。）が定められていること。

- ④ 申請の時点で詳細な事項等を定め難い性能維持施設がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該性能維持施設について、詳細な事項等を定めるための方針及びその時期が定められていること。この場合において、詳細な事項等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な事項等を定める時期が定められていること。

- ⑤ 性能維持施設の保守管理その他の事項について保安規定において具体的な対応等を定める場合は、その旨が記載されていること。

9 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡の方法（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 9 号）

- ① 保有する使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の種類並びにその数量が明らかにされていること。
- ② 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物を搬出するまでの間における具体的な保管及び管理の方法が定められていること。具体的な保管及び管理の方法が検討中である場合は、当面の保管及びその管理の方法並びに当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
- ③ 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の譲渡しに関する計画及び方法が定められていること。ただし、具体的な計画及び方法が検討中である場合は、核燃料物質、使用済燃料及び使用済燃料から分離された物の譲渡しに係る当面の対応のほか、当該検討に係る方針及び予定（当該検討の期限が明らかなものに限る。）が定められていること。
- ④ 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法を、事業の指定に定められた方法に従い、当該処分に関する計画が定められていること。なお、機構においてさらに具体的な事項を定めている場合は、それらの事項が含まれていること。

10 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 10 号）

- ① 再処理施設内の使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布等を評価した上で、具体的な汚染の除去の方法及び安全管理上の措置が定められていること。
- ② 申請の時点で使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去に係る詳細な方法を定め難い部分がある場合は、その理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項及び詳細な方法を定める時期が定められていること。この場合において、詳細な方法を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な方法を定める時期が定められていること。

11 使用済燃料、核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 11 号）

- ① 再処理施設内に保管廃棄する放射性廃棄物及び廃止措置に伴って発生する放射性廃棄物の廃棄について、取扱い並びに処理及び処分の方法が定められていること。
- ② 放射性廃棄物を処分するまでの間、再処理施設内に放射性廃棄物を保管廃棄する場合には、当該保管廃棄の方法、期間及び管理が定められていること。
- ③ 申請の時点で使用済燃料、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について具体的な対応等を定め難い部分がある場合には、その

理由を明らかにするとともに、当該部分について、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項並びに具体的な対応等を定める時期が定められていること。この場合において、具体的な対応等を定める時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに対応等を定める時期が定められていること。

12 廃止措置の工程（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 12 号）

- ① 廃止措置の工程が具体的に定められていること。廃止措置の工程のうち、計画を定めた部分がある場合には、当該部分及び計画が併せて示されていること。
- ② 廃止措置の工程の管理及び進捗状況に係る定期的な評価に係る具体的な方法、基準及びその体制が定められていること。
- ③ ②の評価の結果、工程の管理の問題又は進捗の遅延が生じていると認めたときに行う対応（廃止措置計画の変更の認可の申請を含む。）が定められていること。
- ④ 廃止措置計画の変更の認可を申請する場合で、廃止措置の実績があるときは、計画に対する実績その他の廃止措置の進捗状況及びその評価が示されていること。

13 廃止措置に係る品質マネジメントシステム（再処理規則第 19 条の 5 第 1 項第 13 号）

- 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 22 年原子力規制委員会規則第 22 号）を踏まえ、事業指定申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置を実施することが定められていること。

14 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない特定再処理施設にあっては、回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期（再処理規則第 19 条の 5 第 3 項第 1 号）

- ① せん断機を操作することができないよう、せん断処理施設の操作の停止に関する恒久的な措置を講ずることが明らかにされていること。
- ② 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期が、具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったことが明らかにされていること。
- ③ 申請の時点で回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す詳細な方法等を定めることができない場合であっては、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項については、これが定められ、かつ、今後詳細な方法等を定める範囲やその時期など、必要な今後の対応についても定められていること。

15 特定廃液を廃液槽に保管廃棄している特定再処理施設にあっては、特定廃液

の固型化その他の処理を行う方法及び時期（再処理規則第 19 条の 5 第 3 項第 2 号）

- ① 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法（安全対策を含む。）及び時期が、具体的に定められていること。時期については、始期及び終期を定め、具体的な作業内容から策定した工程を踏まえて可能な限り期間の短縮を図ったことが明らかにされていること。
- ② 申請の時点で特定廃液の固型化その他の処理の工程に係る詳細な方法等を定めることができない場合であっては、主要な工程及び全体の見通し等に係る事項について、これが定められ、かつ、今後詳細な方法等を定める範囲やその時期など、必要な今後の対応についても定められていること。

申請書に添付する書類についての記載要領

申請書に添付する書類は、審査に当たって申請書本文の記載根拠を確認するために用いる。廃止措置計画の変更の認可を申請するときは、変更に係る事項について説明した資料を添付すれば足りる（再処理規則第 19 条の 6 第 2 項）が、変更が必要となった理由に関する説明が示されていること。

なお、原子力規制委員会が認可の基準（再処理規則第 19 条の 8）への適合性を審査する上で必要と認めるときは、別に書類又は図面の提出を求める（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 8 号）。また、申請書に添付する書類の内容は、本解説で示すものに限定されるものではなく、法及び再処理研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

- 1 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書、特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書（特定再処理施設に限る。）
（再処理規則第 19 条の 5 第 4 項第 1 号及び第 2 号）

以下について記載する。

- (1) 回収可能核燃料物質が再処理設備本体から取り出されていない場合
 - ① 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法（安全対策を含む。）及び手順、取出作業に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。
 - ② 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程及び工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとの説明。
 - ③ 特定廃液の固型化その他の処理の工程を完了し、特定廃液が廃液槽に保管廃棄されていないときは、そのことを明らかにする資料。
 - (2) 特定廃液が廃液槽に保管廃棄されている場合
 - ① 特定廃液の固型化その他の処理の方法（安全対策を含む。）及び手順、処理に係る人員及び設備の管理方法並びにその体制に関する説明（図面、図表等を含む。）。。
 - ② 特定廃液の固型化その他の処理の工程及び工程管理の方法に関する説明（図面、図表等を含む。）。工程が進捗に応じた段階により区分される場合は、当該段階ごとの説明。
- 2 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 1 号）
 - 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図（必要がある場合は地勢や施設の現況等に関する説明を含む。）並びにこれらに関する説明について記載する。
 - 3 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5

第2 項第2 号)

以下について記載する。

- ① 廃止措置期間中の使用済燃料及び核燃料物質による汚染の除去並びに放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方及び対応に関する説明。
- ② 廃止措置期間中の使用済燃料及び核燃料物質による汚染の除去、放射性廃棄物の廃棄に係る作業又は工程ごとの被ばく低減対策及び安全対策に関する説明。
- ③ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の発生量を、中和、濃縮等放射性廃棄物を処理する作業の種類ごとに評価した結果。
- ④ 廃止措置の作業又は工程ごとに示された、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う周辺公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量に関する説明。

4 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 3 号)

以下について記載する。

- ① 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、浸水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等、大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明。
- ② 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における体制及び対応に関する説明。なお、保安規定において具体的な対応等を定めている場合は、その旨。
- ③ 申請の時点で廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、津波、浸水、火災、火山活動、竜巻等があった場合に発生すると想定される事故（重大事故等に係るもの及び大規模損壊に係るものを含む。）の種類、程度、影響等に関する説明を詳細に行うことができない部分があるときは、その旨、その理由、説明の概略及び詳細な説明を行う時期。この場合において、詳細な説明を行う時期が異なる部分があるときは、当該部分ごとに詳細な説明を行う時期。
- ④ 初期の廃止措置計画について認可を申請する場合において、①及び②に掲げる説明について詳細な説明が困難な事項があるときには、機械又は装置の故障（既往の許認可における再処理施設の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される再処理施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書及び緊急安全対策を基にしたもの等を含む。）、地震及び津波等について、既往の評価結果を基に、優先して実施すべき工程に係る施設の現況等に可能な限り即した説明。

- 5 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 4 号）
- 再処理施設に残存する放射性物質の種類、数量及び分布に関する説明について記載する。
- 6 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 5 号）
- 第 5 の 7（性能維持施設）及び 8（性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間等）に記載した性能を維持すべき期間に関する詳細な説明について記載する。
- 7 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 6 号）
- 廃止措置対象施設の廃止措置に要する費用の見積もり総額が明示され、その費用の調達計画が示されていること。
- 8 廃止措置の実施体制に関する説明書（再処理規則第 19 条の 5 第 2 項第 7 号）
- 以下について記載する。
- ① 廃止措置の実施体制（組織及び各職位の職務内容を含む。）並びに廃止措置の工程管理及び評価方法に関する説明。
 - ② 東海再処理施設の廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針及びその説明。

改正 令和 年 月 日 原規規発第〇〇号 原子力規制委員会決定

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（原規規発第1711222 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和8年 12 月 1 日から施行する。

改 正 後	改 正 前
6. 記載する内容 (1) ～ (10) (略) (11) 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 (5) で示した解体の段階及び手順に対して、維持すべき設備・機器それぞれについて必要な性能並びにその性能を維持すべき期間を適切に設定する。 (削る) (削る) (削る) (削る)	6. 記載する内容 (1) ～ (10) (略) (11) 廃止措置期間中に性能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 (5) で示した解体の段階及び手順に対して、維持すべき設備・機器それぞれについて必要な性能並びにその性能を維持すべき期間を適切に設定する。 <u>必要な設備・機器等の維持管理について、記載すべき内容を以下に示す。</u> <u>1) 建屋・構築物等の維持管理</u> <u>放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋・構築物等については、これらの系統及び機器を撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽体としての機能を維持管理するための方法を記載する。</u> <u>2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の維持管理</u> <u>核燃料物質が貯蔵されている場合、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設において核燃料物質による著しい損傷を緩和し及び臨界を防止するための性能を満足するよう施設及び設備を維持管理するための方法を記載する。</u> <u>3) 放射性廃棄物の廃棄施設の維持管理</u> <u>放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が必要な期間、気体廃棄物処理施設、液体廃棄物処理施設及び固体廃棄物処理施設の性能を適切に維持管理するための方法を記載する。放射性廃棄物を保管管理する施設及び設備については、新たに放射性廃棄物が発生するこ</u>

(削る)

(削る)

(削る)

(12) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

1) ・ 2) (略)

~~2) 資金の調達の方法~~

~~資金の調達の方法について記載する。~~

とがなくなり、事業所外への搬出が完了するまでの間、維持管理するための方法を記載する。

4) 放射線管理施設の維持管理

施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る施設及び設備については、監視、管理等が必要な期間、維持管理するための方法を記載する。

5) 解体等のために設置した設備の維持管理

解体等を行うために設置する施設及び設備については、必要な性能を明確にし、必要な期間その性能を維持管理するための方法を記載する。

6) その他の施設の維持管理

その他の安全確保上必要な施設及び設備（非常用電源設備、火災防護設備、換気設備、照明設備、補機冷却設備、消火設備等）については、安全確保上必要な期間、これらの機能が維持管理するための方法を記載する。

(12) 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法

1) ・ 2) (略)

~~2) 資金の調達の方法~~

~~資金の調達の方法について記載する。~~

(新設)

(13) ～ (16) (略)

(注) 実用発電用原子炉については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成 17 年法律第 48 号）に基づく再処理等拠出金及び廃炉拠出金を継続的に適法に納付することを説明すれば足りる。

(13) ～ (16) (略)

**廃止措置計画の審査実績を踏まえた規制基準等の記載具
体化・表現の改善
—試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の改
正案及び意見公募手続の実施—**

令和8年7月29日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、廃止措置関係の審査実績を踏まえた申請事項の適正化、審査基準等ⁱの記載の整理等を行うため、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の改正案及びこれに対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和7年度第55回原子力規制委員会（令和8年2月4日）議題2において、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善を実施するための実施計画において、廃止措置計画については審査基準における申請書本文の記載事項に係る整理を行う旨を報告したⁱⁱ。

また、国際原子力機関（IAEA）から5月に公表された2026年度 IRRS ミッション報告書において、「原子力規制委員会は、試験研究用原子炉の廃止措置計画に規定された財務的措置が適切かつ確保されているか否かを評価すべきである。」ⁱⁱⁱと勧告を受けている。

さらに、本年2月から開催している「実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合」において、廃炉費用に関する記述の適正化、性能維持施設の対象に係る記述の適正化について、事業者から意見が表明された。^{iv}

これらを踏まえ、廃止措置計画における事業規則^v及び審査基準等について、申請書本文事項と添付事項の適正化、廃止措置に要する費用等に関する IRRS の対応等について検討を進め、改正方針を3. のとおり作成した。

なお、実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しにおいて検討対象とされている上記以外の事項については、引き続き関係規則等の改正の要否も含めて検討する。

3. 改正方針

（1）申請事項等の見直し

これまでの廃止措置計画の認可に係る審査実績を踏まえ、より適切な認可手続を行うため、原子力規制委員会として変更状況も含めて確認をすべき事項

（例：使用済燃料の試験研究用等原子炉の炉心からの取出しの状況、廃止措置に伴う放射線被ばくの管理）は申請書本文事項とする改正を行う。また、申請書本文事項と添付書類における重複を解消する改正を行う。

また、審査基準等について、審査基準、記載要領及び解説資料を区別してわかりやすく整理するとともに、添付書類の位置づけが申請書本文事項の補足資料であることが明確になるように整理するほか、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」における性能維持施設の対象が例示である旨を明確化する改正を行う。本改正は、廃止措置計画認可の審査基準等の記載事項を整理したものであり、改正前後において、確認する内容は変わらない。

（２）廃止措置に要する費用等に関する IRRS 勧告への対応等

2026 年度 IRRS ミッション報告書における勧告に対応するため、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」及び「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方」の「廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書」において原子炉施設の解体に要する資金の調達方法等を示すことを求める旨を追記する改正を行う。

併せて、2023 年 6 月に改正された原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成 17 年法律第 48 号。以下「NURO 法」という。）の施行及び運用状況も踏まえ、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」の「廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書」において、実用発電用原子炉については NURO 法に基づく廃炉拠出金等を継続的に納付していることを証明することを求める旨を追記する改正を行う。併せて、「廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド」についても同様の改正を行う。

（３）専ら施設に対する審査事項の明確化

専ら廃止措置で使用するために導入する施設又は設備（以下「専ら施設」という。）については、現行制度上、「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」において、性能維持施設として設計等を確認する観点から位置づけられているが、廃止措置計画認可の審査において、特に専ら施設の検査の計画も把握し、廃止措置計画に係る原子力規制検査の確認が着実に行えるよう見直しを行う必要がある。

このため、同審査基準において、専ら施設を設置しようとする際は、専ら施設の設計及び工事の計画及び検査の計画等を示すことを求める改正を行う。

(4) 施行期日

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則は、令和8年12月1日に施行する。審査基準等及び廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部改正規程についても、同規則の施行日と同日に施行する。

なお、経過措置として、施行時点で既に廃止措置計画の申請をしている者に対して、廃止対象となる原子力施設のリスク等を踏まえた所要の措置を講ずる。

4. 改正案の内容（委員会了承事項）

以下のとおり、3. の改正方針を反映した改正案を作成したので、了承いただきたい。

別紙1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）

別紙2：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）

別紙3：令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）

別紙4：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）

別紙5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）

別紙6：廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程（案）

5. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙1～3に示す規則及び規程について、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募を、別紙4～6に示す規程について、任意の意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和8年7月30日から同年8月28日まで（30日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

6. 今後の予定

意見公募の終了後、原子力規制委員会にその結果の報告を行うとともに、提出

意見に対する考え方及び提出意見を踏まえた改正案を諮る。

＜資料一覧＞

- 別紙 1：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）
- 別紙 2：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）
- 別紙 3：令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準の全部を改正する規程（案）
- 別紙 4：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）
- 別紙 5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）
- 別紙 6：廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程（案）

ⁱ 発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（原管廃発第 13112716 号）、令第 41 条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（原規規発第 2112156 号）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041919 号）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方（原規規発第 17041921 号）

ⁱⁱ 令和 7 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 8 年 2 月 4 日）[\[N-ADRES\]第 55 回原子力規制委員会 令和8 年02 月 04 日資料 2](#)

ⁱⁱⁱ 2026 年度 IRRS ミッション報告書 日本への総合規制評価サービス（IRRS）ミッション報告書（日本語仮訳）[\[N-ADRES\]2026 年度 IRRS ミッション報告書](#) 39 ページ参照。なお、この場合の試験研究用原子炉は研究開発段階発電用原子炉も含まれる。

^{iv} 第 4 回実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合（令和 8 年 5 月 27 日）[\[N-ADRES\]第 4 回実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合 令和8 年05 月 27 日資料 2](#)

^v 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 84 号）、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和 32 年総理府・通商産業省令第 1 号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和 41 年総理府令第 37 号）、使用済燃料の再処理の事業

に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年運輸省令第 70 号）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 1 号）、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和 63 年総理府令第 47 号）、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成 20 年経済産業省令第 23 号）